

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
本日をもって召集されました平成25年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。  
9番 近藤 長一郎議員、10番 志賀浦 学議員。以上ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は3月7日から3月18日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって本定例会は3月7日から3月18日までの12日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済といたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成25年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済といたします。  
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本定例会にあたり1件の行政報告を申し上げます。南幌工業団地への企業進出についてご報告申し上げます。進出される企業は、現在、旭川市において操業しております有限会社ミヤザキで、業種につきましては、産業廃棄物の収集運搬並びに処理業と特別管理産業廃棄物の収集運搬業となっており、本町では収集した廃棄物を処理施設に運ぶまでの積替え保管を行うもので、保管施設の建設も予定されています。進出形態につきましては、分譲による進出となっており、面積2,961.83平米で、去る1月17日に契約を締結したところでございます。進出企業は、各関係法令の遵守と町との環境保全協定を結ぶ中で営業を行うものであります。以上で報告を終わります。
- 議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済といたします。
- 日程4 平成25年度町政執行方針演説を行います。  
町長。  
町長 (平成25年度町政執行方針演説をする。)

- 議 長 以上で、町政執行方針演説を終わります。  
 ●日程5 平成25年度教育行政執行方針演説を行います。  
 教育長。
- 教 育 長 (平成25年度教育行政執行方針演説をする。)  
 議 長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。  
 両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。  
 なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り  
 行うことといたしますので、ご承知願います。  
 ●日程6 議案第2号 監査委員の選任についてを議題といたしま  
 す。
- 町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 ただいま上程をいただきました議案第2号 監査委員の選任につ  
 きまして提案理由を申し上げます。監査委員のうち、識見を有する者から  
 選任される現代表監査委員であります久世敏夫氏の任期満了に伴い、新  
 たに北町4丁目5番1号、昭和27年7月25日生まれ、満60歳で  
 ございます角島徹氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規  
 定により議会の同意を求めるものであります。人格が高潔で優れた識見  
 を有する方でございます。適任であると考えております。選任につ  
 きまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この  
 際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議あ  
 りませんか。  
 (なしの声)  
 それでは採決いたします。  
 議案第2号 監査委員の選任については、原案のとおり同意するこ  
 とにご異議ありませんか。  
 (なしの声)  
 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決  
 定いたしました。
- 日程7 議案第3号 公平委員会委員の選任についてを議題と  
 いたします。
- 町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 ただいま上程をいただきました議案第3号 公平委員会委員の選任  
 につきまして提案理由を申し上げます。公平委員3名の任期が平成25  
 年3月22日をもって任期満了となることから、現委員であります丸谷  
 英美子氏、野尻忠勝氏を引き続き選任いたしたく、また森川滋氏の退任  
 に伴い、後任に北町2丁目7番1号、昭和24年10月19日生まれ、  
 満63歳でございます多門義美氏を選任いたしたく、地方公務員法第9  
 条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。選任に  
 つきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この  
 際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議あ

りませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第3号 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、休憩のため場内時計で10時45分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前10時33分)

(午前10時45分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程8 議案第4号より日程14 議案第10号までの7議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程8 議案第4号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第7号)

●日程9 議案第5号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

●日程10 議案第6号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)

●日程11 議案第7号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

●日程12 議案第8号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

●日程13 議案第9号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)

●日程14 議案第10号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第4号から議案第10号までの7議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第4号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第7号)につきましては、財政調整基金積立金の追加、温泉基金積立金の追加、子ども手当及び保育所運営費負担金の減額、食料供給基盤強化事業負担金の追加、南11線道路改良工事費の減額、私立幼稚園就園奨励費の減額並びに年度末における事務事業の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,442万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,962万6,000円とするものであります。

次に、議案第5号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）につきましては、歳出では、一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費の減額、共同事業拠出金では、高額医療拠出金の減額並びに保険財政安定化事業拠出金の追加、諸支出金では、療養給付費等負担金清算金の追加、歳入では、国庫支出金及び療養給付費交付金の減額、並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,785万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,169万円とするものであります。

次に、議案第6号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、業務予定量の見直し、一般会計からの繰入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。

その結果、業務予定量では、年間延患者数中、入院を1万4,235人、外来を2万1,462人に、1日平均患者数中、入院を39人に、外来を73人にそれぞれ改めるものであります。収益的収入では既定予算から4,384万7,000円を減額し、5億2,180万円とするものであります。収益的支出では既定予算から1,516万4,000円を減額し、5億5,761万4,000円とするものであります。資本的収入では既定予算から99万2,000円を減額し、7,854万1,000円とするものであります。資本的支出では既定予算から129万1,000円を減額し、1億309万6,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、南幌町公共下水道污水管渠移設工事の完了による工事費の精査及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,568万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,169万4,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、農業集落排水施設機能強化工事の完了による工事費の精査及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,086万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,541万9,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、保険給付費の増額、歳入では、保険給付費増額に伴う国庫補助金等の追加及び年度末における各種財源の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,661万5,000円とするものであります。

次に、議案第10号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、保険料及び一般会計繰入金の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,431万9,000円とするものであります。

議案第4号につきましては副町長が、議案第5号及び議案第9号から議案第10号につきましては住民課長が、議案第6号につきましては病院事務長が、議案第7号から議案第8号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第4号 平成24年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の説明を申し上げます。

初めに歳出から説明を申し上げます。26ページをごらんいただきたいと思います。1款議会費1項1目議会費、補正額が43万2,000円の減額でございます。9節旅費で43万2,000円の減額でございます。精査によるものでございます。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額が720万7,000円の減額でございます。1節報酬で13万円の減額、4節共済費で25万9,000円の減額、7節賃金で22万1,000円の減額、11節需用費で65万円の減額、それぞれ精査により減額をするものでございます。12節役務費で通信運搬費38万4,000円の追加でございます。旧夕小の公募に伴うダイレクトメールの発送など、郵送料に不足を来すことから追加をするものでございます。13節委託料26万3,000円の減額でございます。それぞれ入札減によるものでございます。14節使用料及び賃借料、複写機使用料30万円の減額でございます。精査によるものでございます。次ページに参ります。財務会計システム借上料347万7,000円の減額でございます。入札減と合わせまして、リースの開始時期を遅らせたことにより減額をするものでございます。18節備品購入費、電算機器管理用備品229万890円の減額でございます。主にPCクライアントの入札減によるものでございます。

3目財産管理費、補正額が6,713万1,000円の追加でございます。11節需用費で燃料費145万6,000円の追加でございます。価格の上昇などにより追加をするものでございます。13節委託料、耐震診断で223万6,250円の減額でございます。入札減によるものでございます。18節備品購入費で40万9,000円の減額でございます。それぞれ入札減などにより精査を行うものでございます。25節積立金、財政調整基金積立金5,442万円の追加でございます。財源調整を行うもので、これにより平成24年度末残高は8億3,900万円となります。南幌温泉ハート&ハート基金積立金1,400万円の追

加でございます。入湯税収入を見込み、積み立てるもので、年度末残高は3,700万円となります。

4目企画振興費、補正額が238万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金、企業立地等奨励金238万円の減額でございます。進出しました企業のくい打ちに係る奨励金が確定したことにより減額をするものでございます。

7目防災諸費、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

8目職員給与費、補正額が760万4,000円の減額でございます。2節給料で506万1,000円の減額、3節職員手当等で34万8,000円の減額、4節共済費で219万5,000円の減額でございます。それぞれ人事異動等により精査を行うものでございます。なお、3節の職員手当等の中で、子ども手当につきましては制度改正により児童手当となったことから、名称の変更も併せ精査をしております。

11目百二十年記念事業推進費、補正額が42万4,000円の減額でございます。8節報償費で42万4,000円の減額、精査によるものでございます。

次ページに参ります。4項2目町長選挙費、補正額が414万8,000円の減額でございます。1節以下19節まで、無投票となったことからほぼ減額の補正となっております。

32ページに参ります。3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額が511万9,000円の追加でございます。28節繰出金で国民健康保険特別会計繰出金511万9,000円の追加でございます。後ほど特別会計で説明を申し上げます。

2目障がい者福祉費、補正額が730万円の追加でございます。13節委託料で地域生活支援事業112万円の減額でございます。日中一時支援利用者の1名減によるものでございます。20節扶助費、自立支援医療で42万円の追加でございます。透析患者2名増によるものでございます。障がい者自立支援給付事業800万円の追加でございます。町外への就業訓練者の増により追加をするものでございます。

3目老人福祉費、補正額が454万8,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金、福祉施設整備事業補助金490万4,000円の減額でございます。医療法人やわらぎが実施しました施設整備補助金の確定により減額するものでございます。28節繰出金、介護保険特別会計繰出金35万6,000円の追加でございます。後ほど特別会計で説明を申し上げます。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額が79万円の減額でございます。12節役務費で4万2,000円の追加、それぞれ医療件数の増により追加をするものでございます。20節扶助費で83万2,000円の減額でございます。医療件数につきましては増えているものの、医療費が下がっていることから精査をするものでございます。

次ページに参ります。5目ひとり親家庭等福祉費、補正額が74万5,

000円の減額でございます。20節扶助費で74万5,000円の減額、実績に基づき減額をするものでございます。

6目地域包括支援センター事業費、補正額は81万9,000円の減額でございます。7節賃金で36万8,000円の減額、13節委託料で18万2,000円の減額、それぞれ精査により減額するものでございます。18節備品購入費では26万9,000円の減額、入札減によるものでございます。

7目後期高齢者医療費、補正額が140万8,000円の減額でございます。28節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金140万7,791円の減額でございます。後ほど特別会計でご説明を申し上げます。

2項1目児童福祉総務費、補正額は10万円の追加でございます。7節賃金で110万円の減額でございます。現在、いなほ児童会に6名入会をしておりますが、スクールバスを利用することから保育時間が短縮されたということから減額調整をするものでございます。20節扶助費で120万円の追加でございます。それぞれ医療費の増によるものでございます。

次ページに参ります。2目児童措置費、補正額が868万円の減額でございます。20節扶助費で868万円の減額、制度改正に伴います名称の変更と併せまして、それぞれ精査をするものでございます。

3目保育所費、補正額が1,074万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で保育所運営費負担金1,084万3,790円の減額でございます。入所数の減により精査をするものでございます。保育所運営費補助金9万6,000円の追加でございます。障がい児保育、保育士加配事業など精査をし、追加をするものでございます。

4目子育て支援費、補正額が90万円の減額でございます。13節委託料で90万円の減額、確定によるものでございます。

次ページに参ります。4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額が61万9,000円の減額でございます。12節役務費で61万9,000円の減額でございます。それぞれ実績並びに見込みに基づき減額をするものでございます。なお、当初、出生数を40名見込んでおりましたが、1月末で27名、今後3月まで5名を見込んで精査を行っております。

2目予防費、補正額が336万6,000円の減額でございます。13節委託料で297万円の減額、それぞれ実績に基づき減額をするものでございます。18節備品購入費で39万6,000円の減額、入札減によるものでございます。

4目病院費、補正額が1,205万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で27万3,000円の減額、24節投資及び出資金で10万4,000円の追加、28節繰出金で1,188万1,000円の減額、後ほど特別会計で説明を申し上げます。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額が93万6,000円の追

加でございます。11節需用費で燃料費につきまして、価額の上昇などによるものでございます。

次ページに参ります。2項1目じん芥処理費、補正額が109万1,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で南空知公衆衛生組合負担金109万1,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額が199万8,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で99万8,000円の減額でございます。実績に基づきまして減額するもので、当初10戸分を計上しておりましたが、7戸の申請があったところでございます。21節貸付金で100万円の減額でございます。実績がなかったことから減額をするものでございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額が6,157万1,000円の追加でございます。11節需用費で13万2,000円の減額、精査によるものでございます。18節備品購入費で84万2,000円の減額でございます。入札減によるものでございます。19節負担金補助及び交付金6,254万5,000円の追加でございます。食料供給基盤強化特別対策事業負担金といたしまして、5地区の現年度分の精査と併せまして、国の補正予算に伴い追加するもので、補正で追加になった分につきましては、全額翌年度へ繰り越すものでございます。なお、南幌地区につきましては本年度で完了し、鶴沼地区につきましては新規で採択されたものでございます。環境保全型農業直接支援対策事業補助金69万5,600円の減額でございます。実績に基づき精査をするものでございます。

3目農地費、補正額が716万9,000円の追加でございます。13節委託料で10万8,000円の減額、確定によるものでございます。19節負担金補助及び交付金で759万6,000円の追加でございます。負担金といたしまして、農業農村整備事業推進本部並びに空知地区農地集団化協議会につきましては、確定により減額をするものでございます。次ページに参ります。経営体育成基盤整備事業、鶴沼地区776万8,750円の追加でございます。これにつきましても国の補正に伴い追加するもので、先ほども新規採択で鶴沼地区がございましたけれども、畑にかかわる区画整理並びに排水路溝につきましては、こちらの事業で実施するものでございます。なお、全額翌年度へ繰り越すものでございます。28節繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金31万9,000円の減額でございます。後ほど特別会計で説明を申し上げます。

4目機場施設管理費、補正額が129万円の減額でございます。7節賃金で14万3,000円の減額、11節需用費で84万7,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で30万円の減額、それぞれ実績に基づきまして減額をするものでございます。

5目農村環境改善センター管理費、補正額は309万6,000円の減額でございます。11節需用費で78万1,000円の減額、燃料費



につきましては価額の上昇等により追加をするもので、修繕料につきましては、ステージ幕の入札減によるものでございます。13節委託料で231万5,000円の減額、入札減によるものでございます。

6目ふれあい館管理費、補正額が13万4,000円の追加でございます。11節需用費で13万4,000円の追加、価額の上昇等によるものでございます。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額が232万円の追加でございます。13節委託料で232万円の追加でございます。排水路草刈並びに橋梁長寿命化修繕計画策定業務につきましては、それぞれ入札減によるものでございます。町道路面性状調査業務につきましては、国の補正により追加するもので、舗装状態の悪い路線を点検調査し、今後、計画的に修繕を行うものでございます。なお、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

3目道路新設改良費、補正額が2,997万8,000円の減額でございます。11節需用費で16万3,000円の減額、15節工事請負費で2,946万1,000円の減額、それぞれ補償工事費の入札減に伴い、事務費を含め精査をするものでございます。17節公有財産購入費、補正額が5万円の減額でございます。当初、国の用地の取得を予定しておりましたが、無償譲渡となったことから減額をするものでございます。22節補償補填及び賠償金30万4,000円の減額でございます。入札減によるものでございます。

3項2目公園費、補正額が32万7,000円の減額でございます。13節委託料で32万7,000円の減額、入札減によるものでございます。

次ページに参ります。3目公共下水道費、補正額が310万2,000円の減額でございます。28節繰出金で下水道事業特別会計繰出金310万2,000円の減額でございます。後ほど特別会計で説明を申し上げます。

8款消防費1項1目消防費、補正額が228万8,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で228万8,000円の減額でございます。内容につきましては、消防費の明細で説明をいたします。

55ページをごらんいただきたいと思います。消防費、歳入、繰越金、補正額が158万2,000円の追加でございます。平成23年度繰越金158万2,000円の追加、確定によるものでございます。

次ページに参ります。歳出でございます。本部費、補正額が125万4,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で125万4,000円の減額、本部負担金の確定によるものでございます。南幌支署費、補正額が118万1,000円の追加でございます。3節職員手当等から12節役務費まで、それぞれ精査により追加又は減額をするものでございます。南幌消防団費、補正額が63万3,000円の減額でございます。9節旅費で63万3,000円の減額、精査による

ものでございます。

42ページをお開き願いたいと思います。9款教育費1項3目教育振興費、補正額が280万1,000円の減額でございます。9節旅費で61万9,000円の減額でございます。昨年、退任をしましたALTが当初帰国を予定しておりましたが、東京でALTとなったことから、その負担が減額をしたことから精査を行ったものでございます。13節委託料で18万8,000円の減額でございます。それぞれ実績により減額をするものでございます。19節負担金補助及び交付金で199万4,000円の減額でございます。園児数の減によるものでございます。

4目教育財産管理費、補正額が52万円の追加でございます。11節需用費で修繕料52万円の追加でございます。プール前の教員住宅に4月より入居予定があることから、ストーブ、ボイラー等の修繕を行うものでございます。

5目通学バス運営費、補正額が389万6,000円の減額でございます。13節委託料で167万6,000円の減額、18節備品購入費で222万円の減額、それぞれ入札減によるものでございます。

2項1目学校管理費、補正額が92万3,000円の追加でございます。11節需用費で130万円の追加でございます。燃料費につきましては、価額の上昇によるものでございます。修繕料につきましては、暖房の循環ポンプ漏水などの修繕料を追加させてもらうものでございます。13節委託料で37万7,000円の減額でございます。それぞれ入札減によるものでございます。

2目教育振興費、補正額が48万円の減額でございます。20節扶助費で48万円の減額、認定者数の減によるものでございます。

3項1目学校管理費、補正額が57万9,000円の追加でございます。11節需用費で90万円の追加、価額の上昇等によるものでございます。13節委託料で32万1,000円の減額でございます。それぞれ入札減によるものでございます。

2目教育振興費、補正額が54万3,000円の減額でございます。11節需用費で22万3,000円の減額、精査によるものでございます。次ページに参ります。20節扶助費で32万円の減額でございます。認定者並びに体育の実技費の減によるものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額が17万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で17万円の減額、事業費の確定により減額するものでございます。

5項1目保健体育総務費、補正額が33万円の追加でございます。8節報償費で6万円の追加でございます。キッズスポーツ教室の指導員が7月から町外の方に変更になったことから追加をするものでございます。13節委託料で27万円の追加でございます。利用日の増により追加をするものでございます。

2目体育施設費、補正額が34万7,000円の減額でございます。11節需用費で34万7,000円の減額、精査によるものでございま

す。

3目スポーツセンター管理費、補正額が49万4,000円の追加でございます。11節需用費で104万円の追加でございます。価額の上昇等によるものでございます。15節工事請負費で54万6,000円の減額でございます。入札減によるものでございます。

次ページ、4目給食センター運営費、補正額65万5,000円の追加でございます。11節需用費で65万5,000円の追加、燃料費につきましては同じく価額の上昇によるもの、光熱水費につきましては、衛生基準に基づく処理を行っているため、特に上下水道料に不足を来すため追加をさせてもらうものでございます。

次ページに参ります。10款公債費1項1目元金、補正額が41万4,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で41万4,000円の追加でございます。確定によるものでございます。

2目利子、補正額が300万1,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料で300万1,000円の減額でございます。同じく確定によるものでございます。

次に、歳入の説明を行います。13ページをごらんいただきたいと思っております。1款町税1項1目個人、補正額が2,974万4,000円の追加でございます。1節現年課税分で2,966万8,000円の追加、2節滞納繰越分で7万6,000円の追加でございます。それぞれ収納見込み額により精査をするもので、所得割では特に農業所得の増が要因となっております。

2目法人、補正額が591万円の追加でございます。1節現年課税分で588万9,000円の追加、2節滞納繰越分で2万1,000円の追加でございます。同じくそれぞれ収納見込み額により精査をするものでございます。

2項1目固定資産税、補正額が673万8,000円の追加でございます。1節現年度分で649万4,000円の追加、2節滞納繰越分で24万4,000円の追加、同じく収納見込み額により精査をするものでございます。

3項1目軽自動車税、補正額が19万6,000円の減額でございます。1節現年課税分で26万1,000円の減額、次ページに参ります。2節滞納繰越分で6万5,000円の追加でございます。同じく収納見込み額により精査をするものでございます。

4項1目町たばこ税、補正額が120万円の追加でございます。1節現年度分で120万円の追加、同じく収納見込み額により精査をするものでございます。

次ページに参ります。12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額が250万1,000円の減額でございます。3節保育所費負担金277万1,000円の減額でございます。入所数の減によるものでございます。4節滞納繰越分で27万円の追加でございます。収納見込み額により精査をするものでございます。

次ページに参ります。13款使用料及び手数料1項1目衛生使用料、補正額が34万2,000円の追加でございます。1節墓地使用料で34万2,000円の追加、それぞれ実績に基づき追加をするものでございます。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額が790万8,000円の減額でございます。1節から7節までそれぞれ歳出で説明しましたが、事業費の見込みにより精査を行っているものでございます。

2項2目民生費国庫補助金、補正額が117万5,000円の追加でございます。2節子育て支援国庫補助金117万5,000円の追加でございます。確定によるものでございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額が33万2,000円の減額でございます。2節環境衛生費国庫補助金33万2,000円の減額でございます。合併浄化槽設置数の減によるものでございます。

次ページに参ります。4目土木費国庫補助金、補正額が693万7,000円の減額でございます。1節社会資本整備国庫補助金693万7,000円の減額でございます。歳出の確定に伴いまして交付金を確定したものでございます。

5目教育費国庫補助金、補正額が29万3,000円の追加でございます。4節幼稚園費国庫補助金29万3,000円の減額でございます。同じく確定によるものでございます。

3項1目総務費委託金、補正額が8万4,000円の追加でございます。2節戸籍住民基本台帳費委託金8万4,000円の追加でございます。確定によるものでございます。なお、外国人登録法が7月から改正となり、委託金の名称が変更となったことから、精査も併せて行っております。

次ページに参ります。15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額が3万円の減額でございます。2節から9節まで、それぞれ国庫負担金と同様に事業費の見込みにより精査を行っているものでございます。

2項1目総務費道補助金、補正額75万円の追加でございます。1節総務管理費道補助金で75万円の追加でございます。本年度、あいくるを福祉避難所といたしまして災害備蓄品の整備を行いました。交付金が確定したことから追加をするものでございます。なお、交付基準額150万円の2分の1が交付されるものでございます。

次ページに参ります。2目民生費道補助金、補正額が470万1,000円の減額でございます。2節から5節まで、それぞれ事業費の見込みにより精査を行うものでございます。なお、2節及び5節の中で地域づくり交付金につきましては、交付額が確定したことから追加をするものでございます。

3目衛生費道補助金、補正額が66万7,000円の減額でございます。1節保健事業費道補助金で66万7,000円の減額でございます。それぞれ実績に基づき精査をするものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額が3,000万円の追加ござい

ます。1節農業費道補助金で3,000万円の追加でございます。それぞれ事業費の確定により精査をするものでございます。なお、食料供給基盤強化特別対策事業補助金につきましては、国の補正なども含めて精査をし、追加をしているところでございます。

次ページ、3項1目総務費委託金、補正額が28万円の追加でございます。1節徴税費委託金で28万円の追加でございます。見込みにより追加をするものでございます。

3目土木費委託金、補正額が6万4,000円の減額でございます。2節住宅費委託金で6万4,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。16款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額72万3,000円の追加でございます。1節土地建物貸付収入72万3,000円の追加でございます。それぞれ見込みにより追加をするものでございます。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額が2,488万4,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で2,488万4,000円の減額でございます。財源調整を行うもので、これにより基金の繰入れは行わない予定となっております。

次ページに参ります。20款諸収入3項4目水洗化資金貸付金元金収入、補正額が18万円の減額でございます。1節で水洗化資金貸付金元金収入、補正額が18万円でございます。確定によるものでございます。

4項1目土地改良事業調査受託事業収入、補正額が73万5,000円の減額でございます。1節土地改良事業調査受託事業収入73万5,000円の減額、同じく確定によるものでございます。

5項2目農林水産業収入、補正額が72万3,000円の追加でございます。1節農林水産業収入で72万3,000円の追加、それぞれ確定によるものでございます。

3目給食費収入、補正額が117万4,000円の減額でございます。1節教育関係給食費収入で117万4,000円の減額でございます。それぞれ収納見込みにより精査を行うものでございます。

4目雑入、補正額が2,994万7,000円の減額でございます。1節雑入で2,994万7,000円の減額でございます。それぞれ確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。21款町債1項1目農林水産業債、補正額が3,990万円の追加でございます。1節土地総合整備事業債で3,290万円の追加でございます。2節農業排水事業債700万円の追加でございます。

2目土木債、補正額が70万円の減額でございます。1節道路整備事業債で70万円の減額でございます。

3目教育債、補正額が190万円の減額でございます。1節教育財産購入事業債で190万円の減額でございます。それぞれ事業費の確定並びに国の補正などに伴う精査を行ったものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,442万円を追加し、補正後の総額を4億7,962万6,000円とするものでございます。

次に7ページをお開き願いたいと思います。第2表、債務負担行為補正でございます。変更でございます。中小企業総合振興資金利子補給でございます。平成24年度の北海道の融資が確定したことから変更するものでございます。なお、期間につきましては変更がございません。変更前の限度額199万3,000円を、変更後の限度額394万8,000円とするものでございます。

次ページに参ります。第3表、地方債補正でございます。まず、追加でございます。鶴沼地区食料供給基盤強化特別対策事業、限度額100万円でございます。同じく事業名でございます。鶴沼地区経営体育成基盤整備事業、限度額700万円でございます。それぞれ追加をするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次ページでございます。変更分になります。それぞれ事業費の変更により限度額を補正するものでございます。補正前の限度額の総額6,450万円を、補正後の総額では1億180万円とするもので、事業別につきましては記載のとおりでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

次ページに参ります。第4表、繰越明許費補正でございます。追加でございます。5款農林水産業費1項農業費で食料供給基盤強化特別対策事業9,041万9,000円でございます。

5款農林水産業費1項農業費で道営経営体育成基盤整備事業、金額が776万9,000円でございます。

7款土木費2項道路橋梁費、町道維持管理事業で310万8,000円、以上、3事業で歳出で説明しました国の補正に伴います追加事業を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

議 長  
住民課長

住民課長。

それでは、次に、議案第5号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）のご説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。13ページをごらんください。2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、補正額2,500万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として一般被保険者療養給付費2,500万円の減額でございます。給付費の見込みの精査により減額をするものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額1,000万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として退職被保険者等の療養給付費1,000万円を減額するものでございます。同じく給付費の見込み精査により減額するものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費、補正額1,000万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として一般被保険者高

額療養費1,000万円を減額するものでございます。高額療養費の見込み精査により減額をするものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額400万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として退職被保険者等高額療養費400万円を減額するものでございます。同じく高額療養費の見込み精査により減額するものでございます。

次ページに参ります。14ページ、3項1目出産育児一時金、補正額84万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で交付金として出産育児一時金84万円を減額するものでございます。出産予定件数の見込み精査により、当初15件を予定しておりましたが13件の見込みに伴い2件分を減額するものでございます。

次ページに参ります。15ページ、3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金、補正額5万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として後期高齢者支援金5万1,317円を追加するものでございます。社会保険診療報酬支払基金への負担金確定に伴い追加をするものでございます。

次ページに参ります。16ページ、7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金、補正額448万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として高額医療費拠出金448万4,952円の減額でございます。国保連合会への負担確定に伴い減額をするものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額31万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として保険財政共同安定化事業拠出金31万5,308円の追加でございます。同じく国保連合会への負担確定に伴い追加をするものでございます。

次ページに参ります。17ページ、11款諸支出金1項1目償還金、補正額1,407万4,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金1,407万3,772円を追加するものでございます。平成23年度の療養給付費国庫負担金確定に伴い追加をするものでございます。

2項1目直診施設勘定繰出金、補正額202万8,000円の追加でございます。28節繰出金で病院事業会計繰出金202万8,000円を追加するものでございます。本年度、町立病院で整備をいたしましたCT並びに低周波治療器、これの国庫補助の確定と、道の調整交付金での補助金の追加に伴い追加をするものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額3,055万3,000円の減額でございます。1節現年度分で療養給付費等負担金3,055万3,041円の減額でございます。負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額112万1,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金で112万1,238円

の減額でございます。同じく負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

3目特定健康診査等負担金、補正額4万2,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で4万2,524円減額をするものでございます。見込み精査に伴い減額をするものでございます。

2項1目財政調整交付金、補正額2,324万8,000円の減額でございます。1節財政調整交付金で普通調整交付金として2,999万8,000円の減額、特別調整交付金として675万円を追加するものでございます。それぞれ確定に伴い減額、追加するものでございます。

次ページに参ります。5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金、補正額1,127万8,000円の減額でございます。1節現年度分で療養給付費交付金1,127万8,572円の減額でございます。交付金の確定に伴い減額をするものでございます。

次ページに参ります。6款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金、補正額583万8,000円の追加でございます。1節現年度分で前期高齢者交付金583万8,271円を追加するものでございます。交付金の確定に伴い追加をするものでございます。

次ページに参ります。7款道支出金1項1目高額医療費共同事業負担金、補正額112万1,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金で112万1,238円の減額でございます。負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

2目特定健康診査等負担金、補正額4万2,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で4万2,524円を減額するものでございます。国庫同様、見込み精査により減額するものでございます。

2項1目道調整交付金、補正額1,154万1,000円の減額でございます。1節道調整交付金で普通調整交付金として2,544万9,000円の減額、特別調整交付金として1,390万8,000円の追加でございます。それぞれ確定に伴い減額、追加をするものでございます。

次ページに参ります。8款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額74万6,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業交付金で74万5,245円減額するものでございます。国保連合会の交付金確定に伴い減額をするものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額589万5,000円の減額でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金で589万4,325円の減額でございます。同じく国保連合会の交付金確定に伴い減額をするものでございます。

次ページに参ります。10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額511万9,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で国民健康保険基盤安定繰入金で356万8,089円の追加、国民健康保険財政安定化支援繰入金で211万1,000円の追加、国民健康保険出産育児一時金繰入金で56万円の減額でございます。それぞれ見込み確



定に伴い追加、減額をするものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金、補正額3,677万4,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で3,677万4,000円を追加するものでございます。財源調整のため追加をするものでございます。なお、補正後の基金残高は約4,618万5,000円となります。

以上、歳入歳出それぞれ3,785万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億8,169万円とするものでございます。国民健康保険特別会計補正予算については以上でございます。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

次に、議案第6号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。5ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出の収入から説明をいたします。1款病院事業収益1項1目入院収益、補正額2,075万1,000円の減額でございます。入院患者数が予定より2,190人減の1万4,235人を見込み減額するものでございます。

2目外来収益、補正額940万8,000円の減額でございます。外来患者数が予定より294人増の2万1,462人、1人当たり単価を500円減の4,000円を見込み減額するものでございます。

3目その他医業収益、補正額1,041万3,000円の減額でございます。1節医療相談収益で187万5,000円の減額でございます。健康診断、予防接種料等の精査によるものでございます。2節その他医業収益で853万8,000円の減額でございます。小児救急に係る特別交付税の減額によるものでございます。

2項2目患者外給食収益、補正額1万6,000円の追加でございます。患者外給食の食数増により追加するものでございます。

3目他会計負担金、補正額27万3,000円の減額でございます。1節一般会計負担金で企業債償還利息の確定により減額するものでございます。

4目他会計繰入金、補正額301万8,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金で普通交付税、特別交付税の確定によるものでございます。

次ページに参ります。次に、支出の説明を申し上げます。1款病院事業費用1項1目給与費、補正額713万2,000円の減額でございます。1節給料161万5,000円の減額、2節職員手当等263万3,000円の減額、3節賃金200万円の減額、4節報酬30万1,000円の減額、5節法定福利費36万5,000円の減額、6節退職手当組合負担金21万8,000円の減額で、それぞれ精査によるものでございます。

次ページに参ります。2目材料費、補正額100万円の減額でございます。1節薬品費で100万円の減額で、予防接種の接種者数の実績及び患者数の減により減額するものでございます。

3目経費、補正額601万8,000円の減額でございます。7節光熱水費150万8,000円の減額でございます。それぞれ精査によるものでございます。16節手数料100万8,000円の減額でございます。検査件数の減により臨床検査手数料を減額するものでございます。18節委託料350万2,000円の減額でございます。患者数の減により給食業務委託料を減額するものでございます。

4目減価償却費、補正額40万7,000円の減額でございます。精査によるものでございます。

5目資産減耗費、補正額94万3,000円の追加でございます。1節固定資産除去費で78万3,000円の追加でございます。本年度、低周波治療器、特殊入浴装置、自動血球計数CRP測定装置の更新により、不要となった機器の用途廃止により追加するものでございます。2節棚卸資産減耗費16万円の追加でございます。期限切れ薬品の処分に伴うものでございます。

6目研究研修費、補正額5万円の追加でございます。1節図書費で医学図書購入費の追加でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額121万円の減額でございます。1節企業債利息で41万円の減額でございます。償還利息の確定によるものでございます。2節一時借入金利息で、本年度の一時借入金利息の見込みにより減額するものでございます。

2目患者外給食材料費、補正額2万9,000円の追加でございます。患者外給食の食数増により追加するものでございます。

3目雑損失、補正額41万9,000円の減額でございます。消費税の納税額確定により減額するものでございます。

次ページに参ります。次に、資本的収支の収入から説明をいたします。1款資本的収入1項1目出資金、補正額10万4,000円の追加でございます。1節一般会計出資金10万4,000円の追加でございます。企業債償還元金の確定によるものでございます。

2項1目繰入金、170万4,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で32万5,000円の減額でございます。医療機器の入札減によるものでございます。2節国保会計繰入金で202万9,000円の追加でございます。医療機器購入費に対する国庫補助金の確定による減額及び道補助金を追加するものでございます。

3項1目企業債、280万円の減額でございます。事業費及び補助金の確定により減額するものでございます。

続きまして支出について説明いたします。1款資本的支出1項1目固定資産購入費、補正額144万7,000円の減額でございます。本年度購入した医療機器の入札減によるものでございます。

2項1目企業債償還元金、補正額15万6,000円の追加でございます。企業債償還元金の確定によるものでございます。

1ページにお戻りください。第2条、業務の予定量を年間延患者数で入院2,190人減の14,235人に、外来294人増の21,46

2人に、1日平均患者数で入院6人減の39人に、外来を1名増の73人にそれぞれ改めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出を、病院事業収益4,384万7,000円を減額し、総額を5億2,180万円に、病院事業費用1,516万4,000円を減額し、総額を5億5,761万4,000円に改めるものでございます。

次ページに参ります。第4条、資本的収入及び支出を、資本的収入99万2,000円を減額し、総額を7,854万1,000円に、資本的支出129万1,000円を減額し、総額を1億309万6,000円に改めるものでございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を2,455万5,000円に改めるものでございます。

第5条、起債の限度額を280万円減額し、2,560万円に改めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費の職員給与費を713万2,000円減額し、3億6,737万9,000円に改めるものでございます。

第7条、棚卸資産の購入限度額を100万円減額し、4,369万9,000円に改めるものでございます。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課参事

都市整備課参事。

それでは、議案第7号の説明を申し上げます。議案第7号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、初めに歳出から説明を申し上げます。10ページをお開き願います。1款1項2目管理費、補正額274万8,000円の減額でございます。11節需用費、光熱水費につきましては、晩翠中継ポンプ場におきまして、9月の大雨による連続運転となり、基本料金のクラスが上がったために40万円の追加をしようとするものでございます。修繕料につきましては、当初計上よりポンプ場、管渠、人孔等の修繕の精査によりまして、125万円の減額を行うものでございます。12節役務費、7万円の減額でございます。下水道料金を徴収委託しております長幌上水道企業団で行っております通信回線を、NTTフレッツよりクラウド方式によるインターネット利用としたために、10月分以降の料金を7万円減額しようとするものでございます。13節委託料62万8,000円の減額でございます。ポンプ場管理業務から電気設備保安管理業務までにつきましては、委託業務の精査でございます。19節負担金補助及び交付金120万円の減額でございます。負担金につきましては、江別市公共下水道施設維持管理費につきまして、江別市浄化センターに送っております汚水総水量につきまして現在までの精査により不用額を120万円減額しようとするものでございます。

次ページ、3目建設費、補正額1,175万9,000円の減額でございます。15節工事請負費1,320万8,000円の減額ござい

ます。単独事業分につきましては、公共汚水柵の新規設置経費を予定しておりましたが設置に至らず、全額50万円の減額でございます。汚水幹線I-1号幹線につきましては、江別市遊水地関係の移設工事が完了したことにより精査を行いまして、1,270万7,887円の減額を行おうとするものでございます。19節負担金補助及び交付金144万9,000円の減額でございます。江別市公共下水道事業南幌関連工事といたしまして、江別市浄化センター内の施設につきまして改修を行うため、負担が生じたものでございます。

次ページをお開き願います。2款公債費1項1目元金、補正額78万4,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料78万4,000円、続きまして、2目利子、補正額196万5,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料196万5,000円の減額でございます。これらの増減につきましては、借換債を過去に行っておりまして、借入先が縁故資金の農協であったことから、利率の変動から増減が生じたものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金20万5,000円の減額でございます。2節管理費負担金20万5,000円の減額でございます。南幌町公共下水道事業償起償還金分負担金の元金7万6,550円の追加でございます。続きまして、同じく償還金利子28万1,948円の減額でございます。この節では、みどり野団地の開発者でございます住宅供給公社からの負担金でございます。先ほど、縁故資金の利率の変更によりまして、元金及び利子の額に変更を生じたものでございます。

8ページをお開き願います。3節繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額310万2,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金310万2,000円の減額でございます。南幌町公共下水道事業起債償還分といたしましての減額でございます。管理費などが減額になったことに合わせまして、使用料収入を起債償還金に充当したことによりまして、起債償還金に充当いたしておりました繰入金を減額しようとするものでございます。

次ページに参ります。5款諸収入2項1雑入、補正額1,238万1,000円の減額でございます。1節雑入1,238万1,000円の減額でございます。ここでは、汚水幹線の移設工事の精査に伴いまして、1,270万7,887円の減額を行おうとするものでございます。参考といたしまして、最終補償金額につきましては、3億7,197万7,848円となります。また、消費税の申告の際に、消費税納入義務者となる以前の不課税収入も含めて納税を行っていたことから還付よりまして、32万7,100円の追加しようとするものでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ1,568万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億3,169万4,000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号の説明を申し上げます。議案第8号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。12ページをお開き願います。1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額27万1,000円の減額でございます。11節需用費10万円の減額でございます。修繕料につきましては、浄化センター各種の修繕の精査により減額するものでございます。13節委託料17万1,000円の減額でございます。浄化センターの維持管理業務にかかわります電気設備点検等の精査により減額を行うものでございます。

2目建設費、補正額1,059万6,000円の減額でございます。13節委託料2万1,000円の減額でございます。浄化センター機能強化工事にかかわります工事水量確定のための委託業務の精査により減額を行うものでございます。続きまして、15節工事請負費1,057万5,000円の減額でございます。浄化センター機能強化工事の完了に伴います精査により減額を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。8ページをお開き願います。2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料、補正額15万円の減額でございます。1節現年度分使用料といたしまして15万円の減額でございます。当初予定しておりました調定件数に対しまして、使用者の転出によります調定件数が減になったことから減額を行うとするものでございます。

次ページに参ります。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額31万9,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金31万9,000円の減額でございます。管理費不足分といたしまして、歳出事業費及び維持管理委託料の減額と使用料の減額を相殺精査によりまして、12万1,000円の減額しようとするものと、建設費不足分といたしまして、委託料、工事請負費の精査により補填される補助金、起債を除きました単独費分を19万8,000円減額しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。6款道支出額1項1目農業集落排水事業費道補助金、補正額529万8,000円の減額でございます。1節建設費道補助金529万8,000円の減額でございます。浄化センター機能強化工事の完了に伴いましたことにより、精査によりまして、2分の1が補助されることから、相応分を減額しようとするものでございます。

次ページに参ります。7款町債1項1目農業集落排水事業債、補正額510万円の減額でございます。1節農業集落排水事業債510万円の減額でございます。補助金同様に工事が完了したことから借入金の精査を行おうとするものでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ1,086万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,541万9,000円とするものでございます。

次に、2表、地方債の説明をいたします。5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。変更でございます。起債の目的といたしましては農業集落排水施設機能強化事業でございます。限度額に変更がございまして、補正前1,370万円を860万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上で、議案第8号 農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長 ここで昼食のため暫時休憩をしたいと思います。午後からは、1時15分より開始いたします。

(午後 0時05分)

(午後 1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
住民課長。

住民課長 それでは、議案第9号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額35万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護サービス給付費35万円の追加でございます。訪問介護等の件数増により追加をするものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額210万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護サービス給付費210万円を追加するものでございます。グループホーム利用者の増により追加をするものでございます。

5目、7目、8目につきましては、補正額がございません。財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。9目居宅介護サービス計画給付費、補正額30万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護サービス計画給付費30万円を追加するものでございます。ケアプラン作成費用の増加に伴い追加をするものでございます。

2項1目介護予防サービス給付費については、補正額がございません。財源内訳を変更するものでございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額10万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護予防サービス給付費10万円を追加でございます。グループホーム等の費用増加に伴い追加をするものでございます。

5目から、次ページ、12ページ、13ページまでの6項1目まで補正額についてはございません。財源内訳を変更するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額27万5,000円の減額でございます。1節現年度分で介護給付費負担金27万5,000円を減額するものでございます。負担金の変更申請に伴い減額をするものでござ

ざいます。

2項1目調整交付金、補正額14万3,000円の追加でございます。1節現年度分で普通調整交付金14万3,000円を追加するものでございます。保険給付費の増加に伴い追加をするものでございます。

次ページに参ります。4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額387万9,000円の減額でございます。1節現年度分で介護給付費負担金387万9,000円の減額でございます。負担金の変更申請に伴い減額をするものでございます。

次ページに参ります。6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額35万6,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金35万6,000円を追加するものでございます。保険給付費の増加に伴い、町負担分を追加するものでございます。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額650万5,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で650万5,000円を追加するものでございます。財源調整のため追加をするものでございます。なお、補正後の基金残高は約1,272万9,000円となります。

以上、歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億3,661万5,000円とするものでございます。

次に、議案第10号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額40万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金としてまず事務費48万3,000円の減額、保険料等で180万8,000円の追加、保険基盤安定分で92万4,282円の減額でございます。事務費につきましては、平成23年度の実績が確定したため減額するものでございます。保険料等につきましては、平成24年度の収納見込みによる増額となっております。保険基盤安定につきましては、負担金確定に伴う減額でございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料、補正額126万9,000円の追加でございます。1節現年度分で後期高齢者医療保険料126万9,000円を追加するものでございます。保険料につきましては、広域連合から示された金額に本町の予定収納率を乗じて算出しておりますけれども、出納整理期間の4月、5月分につきましては、歳入は24年度、歳出は25年度から支出するため、歳入を確保するため追加をするものでございます。

次ページに参ります。3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額48万3,000円の減額でございます。1節事務費繰入金、広域連合共通経費分として48万3,000円の減額でございます。平成23年度実績確定に伴い町負担分を減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額92万5,000円の減額でございます。1節保険基盤安定繰入金で92万4,282円を減額するものでございます。負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

次ページに参ります。4款繰越金1項1目繰越金、補正額54万円の追加でございます。1節繰越金で平成23年度繰越金54万888円を追加するものでございます。確定により追加をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ40万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,431万9,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第4号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員 まず、39ページですけど、7款土木費の中で、2項2目道路維持費で委託料としまして、町道路面性状調査業務という予算が書かれています。これは新規のものなのかなというふうに思うんですけども、今回、国の補正が出て、それで追加で入ったというふうに説明されていましたが、具体的にこの業務は、どのようなことをされるのか。また、それによってどういうふうな形でこれからつながっていくのか。それをお伺いいたします。

それから、2つ下がって、道路新設改良費、これの15節の工事請負費で、町道南11線道路の工事費です。昨年度に引き続き、今年もこういうふうな形で工事され、あそこの600間が完成したかなと思うんですけども、昨年もそうであったんですが、今回、これ、当初の予算に比べて2,900万円からの減額というふうな形になります。確かに入札の段階でこういうふうな金額になったんでしょうけども、当初の予定価格よりあまりにもちょっと大きいだけに、その予定価格というのはどういうふうな形で決められてやってきたのか。あくまで競争入札ですから、下がる分には問題ないのかもしれませんが、その予定価格の存在というのがちょっとわからないものですから、その辺りをもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

それから3つ目、今度はページが44ページになります。教育費です。44ページの中ほどにあります保健体育費の体育総務費の中で、報償費として各種スポーツ教室等指導員謝礼ということで5万9,000円、6万円近くの追加となりました。これに関しましては、先ほどの説明によりますと、キッズスポーツの指導員が町外の方になったから6万円ほどの増額になったというふうなお話でしたが、町外の方になった分だけ高い報酬を払わなくちゃいけないのか。もしくは、交通費がかかるとするならば項目が違うんじゃないかなという感じもするんですが、そのいきさつについてもお伺いしたいと思います。以上です。

議長 都市整備課長。



都市整備課長

1つ目の町道路面性状調査業務でございますが、内容といたしましては、道路性状調査を行いまして、道路の舗装を維持管理する際に必要なデータを、ありますひび割れとかわだち掘れ、平坦性などを測定し、解析いたすものでございます。今回、町道57.5キロメートルを調査する予定でございますが、それにより今後の維持管理等の指標とするものでございます。

それと、15節工事請負費でございますが、平成23年度の工事延長と、平成24年度の工期延長がほぼ同じでございましたので、23年度の工事費をもとに24年度の予算を立てたことによります設計金額の差と入札残金の差でございます。以上です。

議 長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

予算書49ページ、各種スポーツ教室指導員謝礼の件でございますけれども、キッズスポーツの指導員ということで、キッズスポーツにつきましましては、就学前のお子さんを対象に週1回実施をさせていただいております。当初、町内の指導員1名を予定して、実際に来ていただいておりますけれども、年度途中で家庭の都合により指導できなくなったということで、やむなく町外の指導員に変更したわけでございますけれども、町内の指導員につきましましては、1回当たり2,222円の単価でございましたけれども、町外の指導につきましましては、交通費等も考慮しまして、1回、月4,444円という単価でもって実施してございますので、それに伴いまして増額したものでございます。以上です。

議 長  
石川議員  
(再質問)

5番 石川 康弘議員。

まず、最初の方の道路関係の話を聞きます。その調査業務に関しましては、57キロメートルほどの調査をするというふうな話でした。こういう国からの補助金というふうな形でしかできないんですか。それと、現状として、相当、道路、傷んでいるものもありますけれども、こういうふうな調査業務というのは定期的にされているものではなかったのか。なぜ、こういうふうな形でこの業務をも起こして、改めてやるような形になったのか、その辺りもお伺いいたします。この調査ができなかったら、やはり道路の補修とか何かもできないことになっちゃうのかなというふうなこともあるものですから、その辺り、再度、具体的にお伺いいたします。

それと、町道11線の話ですけども、昨年もいろいろ途中で工事変更だとか何かありました。あくまでも単純に同じ距離で、同じ工程だから、こういうふうな形の前の金額をベースにして出されたというだけのものであって、その間にいろいろ、一部工事が減って減額補正や何かをされた面もありましたけれども、さしてこんな大幅に2,900万、3,000万円近くの減額になるということは、ちょっと不自然というか、なんですけれども、その辺りもうちょっとわかるように説明してください。

それから、再度、キッズスポーツの関係です。町内の方には交通費もなしで2,222円と。町外の方は、その倍以上の4,900円という金額ですけども、交通費込みでもこんな感じということは、何か資格を

お持ちだとかそういったことがあるから、そういうふうな金額になるのでしょうか。ちょっと、交通費を入れてでも多き過ぎるんじゃないかなという感じがするんですが、再度お伺いいたします。

議長  
都市整備課長  
(再答弁)

都市整備課長。

平成24年度の予算でなければ、地域の元気臨時交付金の対象とならないため今回補正をいたしました。それで、補正率や補助率は65%になります。その要件といたしまして、ひび割れ率が40%以上、そして、わだちが40ミリ以上であれば交付金事業の対象になります。今回、調査をいたしまして、この要件を満たせば交付金事業として補助金がつきますけども、それ以下であれば一般の単独でやるしかないということでございます。それで交付金をいただくために、今回きちんとした調査をするものでございます。

それと、減額金額もかなり大きいという指摘でございましたが、23年度、請負金額は約9,300万円でございます。それで、全線、23年度、24年度で2年間でやる予定にしておりましたので、ちょうど半分ということで、きちんとした設計はしなかったんですけども、1億ぐらいという算定をいたしました。それで、23年と24年の、ちょっと工事の違いといたしましては、ボックスが23年にはありましたけども、それがなくなった分のちょっと減額と、23年はトラフをほとんど敷設したんですけども、24年は既設のトラフを流用したことによりまして、かなり金額が落ちております。それと、入札先によりまして約400万円ぐらいございましたので、その2つの理由でございます。以上です。

議長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

指導員の謝礼につきましては、社会教育あるいはスポーツセンター事業で、さまざまな事業を実施しております。指導員もそれぞれいらっしゃるから教育委員会では内規を設けて、1つには、ボランティア要素の強い指導員謝礼、2つ目には、ある程度の経験を要する指導員、3つ目には、専門的資格を有する指導員ということで、3段階に分けてございます。今回につきましては、ある程度の経験を要する指導者ということで1回当たり、町外の方は4,444円ということで内規を設けてその範囲内でやっております。以上です。

議長  
佐藤(正)議員

ほかにありませんか。

2番 佐藤 正一議員。

今の石川議員の質問にも関連するんですけども、10ページの繰越明許費ですけども、今回、国の補正で急ぎよ予算組みをされたのかと思っておりますけども、実際にこれを合計しますと1億100万ぐらい、本町で繰越明許として今回出ているんですけども、補正でどれぐらいの、町に使えるそういう補助金が入ってきたのかを、まず伺いたいと思っておりますけども。配分があるのか、そういうことはちょっとわかりませんが、どのようなことで1億が入ってきて、使途としては農林水産業費、土木費で繰越明許で説明いただいたんですけども、どのようなその項目と

いうんですか、今回の補正でどういう項目があって、こういうふうな枠付けをしたのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長。

佐藤議員からのご質問にお答えをいたします。繰越明許費、まず、5款農林水産業費の関係でございますけれども、二本立てでございます、平成24年度予備費、それから、24年度の補正という形で土地改良事業に対します補正措置がされました。4地区、実施をしていく話になりますけれども、総体的には11億4,970万円の予算配当が示されました。今回のこの繰越明許費の補正につきましては、その11億4,900万円に対します、いわゆるパワーアップ部分の繰越明許をするという形の中で明許費を計上したところでございます。以上でございます。

都市整備課長

先ほどもご説明いたしましたように、平成24年度の予算でなければ地域の元気臨時交付金の対象とならないということから、今回補正を行っております。それで、先ほど言いましたように補正率が65%で、残分の約80%が交付金として算入になる予定でございます。以上です。

議 長  
佐藤(正)議員  
(再質問)

2番 佐藤 正一議員。

それぞれはいいんですけれども、町全体にどれぐらいの予算が来て、どういう項目があって、これに使いなさいという該当があったと思うんです。農林予算もあったし、道路工事ということで予算もあったと思うんですけれども、それだけなのか。例えば、福祉に関係する部分を今回の補正で使えるような項目があったのか。まず、どういう項目があったのかということを経体でまずお聞きしたいなと思って聞いたんです。それで、今、数字を見ると1億100万円の予算が計上されておりますけれども、どれぐらい町としては、そういうお金も今回の補正では使えるだけの、本町の割り当て分というんでしょうか、そういうものがあったのかどうか。もし、どういうふうなことで今回の補正を組んだのかのことなんですよね。そのお金が入ってきた部分というんですか、その辺のことをちょっと知りたいなと思ってお聞きしたんですけれども。

議 長  
副 町 長  
(再答弁)

副町長。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、基本的に国の補正並びに予備費の対応につきましては、防災減災等の事業、さらに、公共事業を実施するというところで補正等ついているわけでございます。その中で、本町で配分されている額につきましては、これは繰越明許で組んでおります。大きく言いますと3本の事業、これが補正等で本町についた分ということでご理解をお願いしたいと思います。

議 長  
佐藤(正)議員  
(再々質問)

2番 佐藤 正一議員。

質問の聞き方も悪いのかもしれませんが、防災減災事業と公共事業という部分で各町村会から希望を上げなさいということだったんですかね。全体の総予算で、国の予算の中で、補正予算で南幌町の枠というのがあったかどうかわかりませんが、町村の割額が1億だということで、その中で町としてこういう計画を立てたのか。もっと、それとは別に、国ではもっと枠があって、町村から要望があつてなんぼでも、

もっと1億以上とれたのか。補正予算で付けられたのかどうかと、そういうことなんですよね。それを聞いてからでないと、今回の配分のことで聞けないですけども、まず、入り口のところをちょっとお聞きしたいなと思って聞いたんですけども、おわかりいただけたでしょうか。

議 長  
副 町 長  
(再々答弁)

副町長。

答弁、ちょっとまずくて申し訳ありませんけれども、基本的に土地改良事業につきましては、年度、それぞれ当初の事業申請の段階で、長期間、3年から5年とか、そういう期間で申請をしているものですから、土地改良事業につきましては、その前倒しという形で国の方から予算付けがあったということでご理解をお願いしたいと思います。

それと、町道の維持管理につきましては、いわゆる防災減災といえますか、トンネル事故があったように、国の方としても道路等の状況を全て市町村に、これは半ば強制的にこの事業をやりなさいということで配分があったものでございます。そのようなことで、町道の傷んでいる所をもう1回さらに見直しなさいということで、これは全国的に国の方で取り進めている事業ということでご理解をお願いします。

それで、ほかの事業につきましては、町の方には、こういう項目ということで来ているんですけども、該当する項目につきましては、これしかなかったということでご理解をお願いしたいと思います。

土地改良事業につきましては、国の方からの配分ということでご理解をお願いしたいと思います。町道の方につきましては、全体の、先ほどもメートルで57キロメートルをやりたいということで、町としては、あくまでも危険な箇所といえますか、そういう路面、舗装状態も古い所を基本に調査をしたいというふうに考えておまして、57キロメートルを実施したいということで計画を上げさせていただいています。金額全体としては、先ほども言いましたけども、土地改良事業につきましては国の事業ですので、もっと大きな金額になりますけれども、町で計上しているのはパワーアップ部分にかかわる分の経費ということでご理解をお願いしたいと思います。

議 長  
佐藤(正)議員  
(再々々質問)

2番 佐藤 正一議員。

私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、この事業の、どういう項目があって、選択するのは町でできるのか。これは土地改良事業はこの分で南幌町のこうだよと。道路の部分はいいんですけども、そのほかにも使える公共事業であった場合、申請したらそれも可能になったのかということなんですよね。ただ、1億、それが悪いということじゃないんですよ。その使い方を言うのではなくて、どういうふうな項目があって、この中で選んで南幌町は該当になったのかなということですけども、おわかりいただけるか、言っていることちょっと、説明が悪くて申し訳ないですけども、そのことでお聞きしたいんですけども。

議 長  
町 長  
(再々々答弁)

町長。

佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきますが、これ、ちょっと複雑なんです。というのは、体質強化で途中で増えたり、それから、今

回、予備費を使って、あるいは補正を使うというのは、要するに公共事業、特に農業の土地改良事業を中心に予算の減額になったということで、それを国の方としては、ある程度復活させたいというような思いがあって、ただ、今度政権交代がございまして、補正予算については15カ月予算という絡みもございまして、通常の金額で今、確定はさせていませんけれども、通常10億ぐらいの土地改良の予算なんですけど、これを全部受けることによって15億ぐらいになります。25年度に工事をするボリュームとしては、それだけ約5億ぐらいは予備費の流用と、それから、補正予算で付いたということでございまして、それだけ各5地区、先ほど説明があったと思いますが、そこの前倒しで早くやれると。今年で南幌地区は終わるんですが、清幌地区にしる三重地区にしる、いろんな所が1年でも早く終わらせていただきたいという要請をさせていただいて、ずっといた。そのことがようやく改修というか、酌んでいただいて、とりあえず予算が付いていただいて、町については、このパワーアップ部分、あと、国費や道費だとかという部分がございまして、ボリュームとしては今年度、約14億から15億ぐらいの、春から工事のボリュームになるんだと。そう理解いただければ。それで、農業の基盤を早く整備したいという国の。所得補償からかかって基盤整備の部分が減った部分、こういうところで補っていくということの途中から、なりましたので、詳しくは24年度の補正予算額が確実に出てこない金額等々もはっきりしませんけれども、今の予定するのは、こういう部分でありまして、何でもメニューがあったわけではなくて、うちとしてはこの農業の土地改良をやると。それから、併せて耐震問題がありましたので、道路のそういう調査をやって、この後の交付金事業に何とか持っていきたいというようなことから調査をさせていただくと。そういう金額のちょっと、ボリューム等わからない部分がありますけれども、私の感覚では6億前後、今回の予備費、補正予算で余分に土地改良費が付いたという感じをしております。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

先ほど、会計補正予算の明細書で説明いただいて、事業収益が5億2,100万円、その後、次のページですが、5億5,700万円というこ

とであります。差し引きすると3,600万円が合っていないということになるんですけども、今後まだ3月分もあるでしょうし、まだまだ給与の部分も払っていかなきゃならないと思いますが、このままでいくとどれぐらいの収支、赤ですか、減の部分になるのか、ちょっと見込み数字がわかればお聞かせいただきたいと思います。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

佐藤議員の質問にお答えします。決算見込みというような質問かと思えます。今回の補正によりまして、収入と支出の差が3,580万円ほど赤字予算となっております。歳入につきましては、一応、固い数字で押さえております。支出につきましては、不足が生じないように、また、緊急時の対応等もございますので、ある程度、余力を持ったような予算編成としておりますので、現時点では、これ以上の赤字というのは発生しないということになりますので、まだ2月、3月分の収入支出がまだ残っておりますので、それらの患者数の動向等によっては、この赤字の範囲はもっと狭まってくるだろうというふうに考えております。具体的な数字は現時点ではまだお示しすることはできません。以上です。

議 長  
佐藤(正)議員  
(再質問)

2番 佐藤 正一議員。

見込みとして、収入が上がらない限りはこれで赤字の決算になっていくということでもありますけども、そうなるかどうかのような補填というか、一時借入を起こすのか、ということになるのかと思いますけども、あとは、交付金、それは見込みでされておられると思うからないと思うんですけども、そのような対応になるということなんではなかろうか。

議 長  
病院事務長  
(再答弁)

病院事務長。

それでは、質問にお答えいたします。不足する部分でございますけれども、予算上は赤字予算となっておりますが、内部留保資金がございますので、赤字補填については、その内部留保資金で対応します。ただ、現金が不足いたします。これにつきましては、2月、3月分の収入が4月、5月にずれ込むというようなことで、それに対する補填につきましては、一時借入金、現在のところ3,500万円の一時借入金を見込んで対応するように現在では考えているところです。以上です。

議 長  
志賀浦議員

ほかにありませんか。

10番 志賀浦 学議員。

今の関連するところと、もう1つ別なところもあるんですけども、関連の中で、これは補正予算書だからしょうがないのかと思う、このプラスマイナス、収入と収支の数字が計算しないと出てこないというのが、どうもこれ、見づらいかと思うんですよね。これでいかなきゃだめなのかなど。ほかの予算書でいくと、単年度でいくから収入と支出がゼロになるようになってくるんですけど、1枚目のところを見ても計算しないと今の赤字額がはっきりわからないというのがどうも見づらいという、これ1点ちょっと、これは解消できないのかどうか、その辺伺います。

あと、そして、3,500万円の借入見込みも9ページの方で出てく

るんですけども、こういうのを説明でしっかりなされていないのかなという思いがあるので、補正予算書の書き方というのは変えられないのか、その辺、1点伺います。

それから、もう1つ、内容なんですけども、7ページのところに臨床検査手数料というのがかなりの減額になっているんですけど、患者数が減ってきているから減額になるのはわかるんですけども、事業内容の方がよく見えてこないというのと、例えば、CTも新しく入れたりして、一生懸命これから検査をして点数を稼がなかったら償却できない状況なのに、なぜ、こんなに100万円近い減額が出てくるのかと。この辺、ちょっと内容があったら説明願います。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

志賀浦議員の質問にお答えします。まず、収益的収支の収支差が数字に出てこないという部分につきましては、病院予算の作成に当たっては、こういう様式に定められていますので、一般会計のように歳入歳出同額という編成とはまた異なりますので、それについては、今後は説明の段階で口頭で説明していきたいというふうに考えております。

それから、検査手数料の減額でございますけれども、これについては、やはり1人当たり単価を上げるということで、もう少し検査を増やしましょうということで、院内の中で申し合わせしているところでございますけれども、結果として平成24年度についても、若干、やはり検査の件数が少ないと。それで、この検査の内容ですけれども、これは血液検査等に係る部分ですが、これを臨床センターの方に外部委託している部分でございます。そういったことから今年度は100万円ほどの減額という見込みでございます。

それから、CTに関しましては、それにかかわる費用については、ここには一切出てきません。ただ、CTを入れ替えたということで検査も当然増やしていかなければならないということで、恐らく、まだ年度途中ですけれども、平成23年度と比較すると約17、8%ぐらい、件数は増えるのかなというふうに考えております。以上です。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

まず、予算書の方の話は、これで、またできれば変えていただくか、しっかり教えていただきたいと思っています。なかなか見えていても、収支が自分で計算して行って、それでなくてあちこち見ないと、どうもすっと入ってこないというのは、それは予算書じゃないんじゃないかなという思いがするので、その辺、ちょっと改善できたらお願いしたいと思っています。

また、臨床検査手数料については、支出ですから減額になることは良いことなんですけども、どうも患者減に対するものだけじゃないような気がするので、その辺もしっかりと院内で、この項目に関してはもう少し行くとかというそういう、医師とその辺の疎通がなければ増えていかないんでしょうけども、高額な医療器具を入れたんですからそれを有効に使って、患者が安心して来ていただけるような体制をとって欲しい

ただきたいと思うので、それも再度、しっかりと方向性を決めてやっていただきたいと思えますけれども、それに対して何かありましたらお答えください。

議 長  
病院事務長  
(再答弁)

病院事務長。

検査件数を増やすというところでございますけれども、これにつきましては、毎月、経営会議と院内会議と開催しております。その中で、毎月の検査件数、これらも資料として添付しておりますし、その中で院長、率先してもう少し検査を増やしていきましようという話は実際のところしております。そういうことで取り組んではいるんですが、結果として検査手数料、今回100万円ほどの減額となっておりますので、今後、またさらにもう少し検査の方法等について具体的な方策を相談して、今後取り組んでいこうと考えているところです。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第4号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第7号)は、原



案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

場内時計で午後2時15分まで休憩をいたしたいと思います。

(午後 2時01分)

(午後 2時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程15 議案第11号より日程28 議案第24号までの14議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程15 議案第11号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

- 日程 1 6 議案第 1 2 号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 7 議案第 1 3 号 南幌町総合計画策定条例制定について
- 日程 1 8 議案第 1 4 号 町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 9 議案第 1 5 号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 2 0 議案第 1 6 号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例制定について
- 日程 2 1 議案第 1 7 号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度南幌町一般会計予算
- 日程 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度南幌町病院事業会計予算
- 日程 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上 1 4 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長  ただいま上程をいただきました議案第 1 1 号から議案第 2 4 号までの 1 4 議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第 1 1 号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、議会議員の報酬額及び期末手当額を変更するため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 2 号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国民健康保険町立南幌病院医師確保のため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 3 号 南幌町総合計画策定条例制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、基本構想を定める義務付けは廃止されたことから、本町の総合的かつ計画的な町政運営の推進を図るため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 4 号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、軽自動車税の税率を、平成 2 5 年度から標準税率に引き下げるた

め、本案を提案するものであります。

次に、議案第15号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、障害者自立支援法の名称変更及び障がい者相談支援事業所の開所に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第16号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例の制定につきましては、高等学校に通学する生徒の通学費補助を実施するにあたり、本案を提案するものであります。

次に、議案第17号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、南幌町高等学校通学費補助に関する条例の制定に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第18号から議案第24号までの7議案につきましては、平成25年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました平成25年度各種会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長  
議 長

予算編成概要の説明を求めます。副町長。

(予算編成概要の朗読により説明する。)

ただいま上程されました14議案の取扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま上程されました平成25年度各会計予算及び関連条例議案等の審査につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して本14議案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思いますが、議長よりお諮りお願いします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員からのご発言は、10名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本14議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には志賀浦学議員、副委員長には川幡 宗宏議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま、佐藤 正一議員から提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員とのご発言であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員と決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日 8 日午前 9 時 3 0 分まで延会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって明日 8 日午前 9 時 3 0 分まで延会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 2 時 4 4 分)

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
昨日より延会となっております平成25年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。  
直ちに本日の会議を開きます。  
●日程29 一般質問を行います。  
本定例会の一般質問通告者は4名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。  
3番 菅原 文子議員。
- 菅原議員 本町のPR対策について、執行方針として町長にお伺いいたします。町長就任3期目、一番重要である初年度の町政執行に対しトップセールスマンとして北海道内外への本町のPRについての方針を伺います。  
執行方針の中でも述べています農業体験婚活ツアー、企業誘致、宅地分譲など全てにおいて、まずは本町のことを知っていただくことから始まると思います。しかし、現状ではまだまだ本町の認知度は決して高いとは言えません。昨年度は町外向けのパンフレットを作成し配布、札幌市営地下鉄に工業団地の広告を掲示するなどいろいろな場面で南幌町を見たり聞いたりすることも多くなってきたと感じています。南幌ピュアライス、工業団地、宅地分譲などの細かいPRとは別に、広く本町を知ってもらうためのキャッチフレーズや町の特色を町長としてどのようにPRしていくのかを伺います。
- 議長 町長。  
町長 菅原議員の本町のPR対策についてのご質問にお答えいたします。町が発信するPR活動は、企業誘致や宅地分譲など、事業の目的により対象と範囲を絞り、ダイレクトメールやチラシ配布、企業訪問、産業系新聞や子育て情報誌への掲載など、多様な情報媒体を駆使し、費用対効果のバランスを勘案しながら実施しているものや、知名度高揚、観光など、広く南幌町を知っていただくため、町ホームページやイベント参加における情報発信、ふるさと市町村圏組合事業や道の地域振興事業などを活用しながらPRを行っているものがあり、それぞれにおいて情報発信に努めているところでございます。  
先ごろ道内外からの観光客でにぎわった、さっぽろ雪まつり会場で、空知総合振興局により空知の魅力を発信するため、体験する、遊ぶスポット、味わうグルメについて、空知の1番を投票する、そらいち総選挙が行われました。選挙の結果では、管内24市町中それぞれ3位、4位、10位という成績であったことは、少なからずこれまでの取り組みの成果が表れたものと考えるところでございます。  
また、企業誘致につきましても、札幌近郊として本町を認識されていた企業により、8年ぶりの分譲となるなど、地道な情報発信の成果も感じているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、町のキャッチフレーズとも言うべき、緑豊かな田園文化のまち、子育てしやすいまち、イコール南幌町であるとの認識は決して高いものではありません。これらの反省も踏まえ、トップセールスマンとして、道内外への一層のPRに努めるとともに、個別事業を通じての効果的なPRを工夫することで、総体として知名度の高揚も図らなければと考えているところでございます。さらに、町ホームページによる情報発信など、利用できる情報媒体を活用しながら、地理的な優位性や子育てに適した住みやすい環境などの魅力発信を今後も進めて参りますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたけれども、やはりそれぞれ一つ一つにとっては、ものすごいPRをしていただいているということで、南幌町を目にすることも本当に多いと感じております。先日もテレビに出ましたように南幌町の特集、あれは全道内の市町をやっているみたいですけども、そのほかにもいろんな大きな番組で取り扱われているということで、私も大変良いことだなと思いき、大変うれしく思っております。ですけども、南幌町の、これが南幌というキャッチフレーズといいますか、これが南幌ですよ、ということはあまり知られていないのではないのかなというのが常々感じているところです。田園文化のまちと言いましても、道内は大体が田園ですので、道外の方にはいいかもしれませんけれども、道内の方にはそれほどインパクトはないのかなという気持ちもしております。そこで、南幌町の特色1つを挙げてくださいと言われたら、何かなということをや一度考えるべきなのではないかなと思うんですね。テレビでも言っていましたとおりキャベツが、という答えもありましたけれども、キャベツの作付けも最近は減っておりますのでそれもどうなのかなと、私自身も南幌町の特色1つ挙げてくださいと言われましたら、たくさんすばらしいところがあるゆえに、これということは絞りづらいとは思いますが、ですけども、やはり認知度ということにおきましては、これが南幌ということをや1つに絞っていくのもまた1つの方法ではないのかなと私は思っております。町長はトップセールスマンですので、そこを1つ、これがということを考えていただきまして、そして、また、町民一人一人がPRをしていただく大使だという認識を持っていただければと思います。それには、やはり町職員に限らず自治体の職員ですね、病院関係も全て含んで、自治体の職員イコール先駆けて、町民の方を引っ張っていくという、その方策も大きな1つなのではないかなと思います。

そこでまた町長に再質問したいのは、これが南幌ということ。町民みんなが、これが南幌というキャッチフレーズを持っていけるような特色、それを町長に考えていただけるのか。たくさんありますから1つに絞ってということは大変難しいかとは思いますが、ですけども、例えば、子育てのまちということであれば、例えば公園がすばらしいとか、これは例えばですけども、公園がすばらしい、中央公園にあるあの大きな滑

り台、これが一番すばらしいとか、何か1つ挙げていただくとすれば何かということをお伺いしたいと思えます。

それともう1つは、町民全員がキャッチフレーズを持って、これが南幌ですということをお伺いしたいと思えます。PRしていくためにはどういう方策をとっていかれるのが一番良いのか、それのお考えがあればお伺いしたいと思えます。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。PRの仕方って非常に難しい問題もたくさん、まして、1つに絞れということは非常に厳しさはありますけれども、逆に言うと、1つに絞ると1つしかない町かと。そういう逆に言われる部分もありますので、うちの魅力というのはいろんな面でも今までも発信をさせていただいておりますので、今までやってきたことをもう一度振り返って反省もしなければなりませんし、例えば、いろんな道内のイベント等々にも、うちのマスコットが行っているわけですが、キャベッチくんもかなりの認知度を出していただいているのも事実であります。それが、若干キャベツの面積が減ってきていると言いながら、それを題材にした温泉のキャベツ井だとか、商工会女性部がやっているキャベツキムチ餃子だとかそういう部分が徐々に芽生えて、今回の投票も含めていきますと、そういう効果が表れていると。

それから、これはまた別な方々が私の所に来られて、札幌市でいろいろ話しをして、どこから来たのかと言うと、南幌町と。5、6年前までは南幌ってどこですかと必ず聞かれたのが、最近は、ああ、南幌ねと言っていたのが非常に多くなって、大分みんなが頑張ってきたなど。それには、札幌ドームでもイベントがあった時に参加させていただいて、町のPRをさせていただいたと。そういう地道な部分が1つ出てきたのではないのかなと。これからは手を抜かず、札幌近郊のやっぱり私は緑豊か、田園文化の町、これはもうずっと我が町が言い続けてきている一番いいフレーズかと思えます。それらを常にやってきた部分は成果として出ているわけですから、これらも中心に、またいろんな媒体を使うことも考えながらやっていきたいと思っております。町民の皆さんにも自信を持ってそういう部分が言えるように、今、私が言った部分もありますし、いろんな自ら気づかないこともたくさんあります。今回の多良木町の子どもたちが来ていただいて、新たにまたわかった発見。そういう部分も含めていくと、まだまだ魅力が多分にあるかと思えます。私は、道内の方にはあまり申し上げませんが、道外の方にはいろいろお話しをさせていただいております。うちは山も海もない。全町バリアフリーです。ということは、お年になっても足腰に負担のかからないまちづくりをやっていきますので、そういう魅力が皆さんがわからない部分がありますので、そんなことも申し上げながら、これはもう町民の皆さんからまたご意見をいただいて、広くそういう部分をみんなで共有して、みんなでPRができればいいかなというふうに思っております。これだけ地理的条件がいい町はそんなに全国、数多く、市町村1,800ありますけど、超えますけども、そんなにあるわけではありません。ですから、

そういうものをわかっていただく、来ていただく、魅力発信を含めて、今後の検討課題も含め、今までやってきたことは当然伸ばしながらやっていこうと、そんなふうに考えております。

議 長  
菅原議員  
(再々答弁)

3番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたけれど、私の中の胸にずしんときたのは、やはり全町バリアフリーという言葉なんですね。これはとてもいいキャッチフレーズではないかなと思います。町内外含めまして、南幌町がフラットな町だということはあまり知られていないし、私自身、南幌町に来るまでそれはわからないことでした。やはりこれを、例えばですけれども、これをキャッチフレーズにするとか、それから、今、キャベッチくんのお話が出ましたけれども、キャベッチくんのシールだとかいろんなものをもうちょっと広く進めるとか、例えば、全町にシールとして配付して、それを皆さんに配っていただく、それからまた缶ペンにして皆さんに持っていただく、こういうことも町民の方々に、南幌町はキャベッチくんをキャッチフレーズとして頑張っているよということで、ほかの方たちにもいろんなものを見せることによって南幌町の認知度ももっと高まっていくのではないかなと思います。

それと、もう1つとしましては、いろんな方たちが南幌町においでになる機会もあると思いますけれども、南幌町のお土産として、南幌町に入った、何もものもないですよ。それを商工会の方、それから観光協会の方々とも相談していただくことになろうかとは思いますが、いろんな南幌町でイベントがあった際に南幌町のお土産として、例えば、マグカップですとか、昔でいけばペナントだとかいろんなことがありますけれど、それは本町に限っては、今、携帯ストラップにしましても何もものもないのかなというのが私は常々思っているところです。また、そういうところでも南幌町に行ってきましたよということで家族の方、それから周りの方たちに見せることによってまた1つ、それぞれに南幌町を知っていただくことにもなろうかと思っておりますけれども、そういうグッズ関係に関しましては何かお考えがあるかどうかをお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたしますが、非常に難しい問題というより、これはやらなければならないという問題と、併せて、やはりやるからには効果をきちんと出さなければならないと、そういう板挟みの中でやらざるを得ないということでもあります。うちの、先ほど言ったキャベッチくんのキャラでいきますと、非常に多分、全国に行く高い評価をいただけるものだと私はそんなふうに思っていますが、ただ、そこに行っても出れば良いという問題ではありません。やはり先ほど言ったように、町民の皆さんと一緒にやっぱりできる部分や、町外へ発信して戻ってくるというののも必要かもしれませんが、やはりみんながそういう部分を認識していただく部分を含めて、それから、町の特産部分は農業に関する特産品あるいは加工品が徐々にできておりますが、今、菅原議員の言われたことも含めて、できればそういうのがあると一番いいんだろう



など思いながら、やはり経済的な問題も当然出てきますから、全部含めて、次に向かっていく時にどういう、町としてのPRができるかということも含めて、十分検討していきたいなというふうに思っています。せっかく、私が先ほど言ったように、地理的条件がいい位置にありますので、発信がこれからは大事な部分だろうと思っておりますので、そのことも十分踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

議 長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

私は、町長と教育長にご質問いたします。我が町の子育て事業の先進的な取り組みは、ほかの市町村にも高く評価いただいているとお聞きいたします。その中で本町では、なんぼろ子育て安心プランを策定し、未来を担う子どもたちの健やかな成長と豊かな環境づくりに努めたいという町長の思いから4点お伺いいたします。

1、なんぼろ子育て安心プランに、次世代を担う人たちの為に心身の健やかな成長に資する環境の整備が必要とあります。子どもの遊び方も時代とともに変化し、外より室内でのゲームなど遊びの孤立化や、体力の低下、それに伴う肥満などが心配されます。子どもたちがいつ来ても、のびのびと集って遊べる児童館などの場所が必要と思っておりますが、本町ではどのようにお考えでしょうか。

2、次世代の親の育成として、子どもを産み育てることの意義について、学校教育の中で中高生による幼稚園や保育所で乳幼児と触れ合う体験授業は貴重な経験と考えますが、我が町はいかがお考えでしょうか。

3、自然環境に恵まれた本町は公共の歩道も整備され、乳幼児と一緒にベビーカーで散歩をしたり、親子連れで散策する姿が見受けられますが、公共民間含めた所におむつ替えや授乳ができる場、子ども優待のサービス事業など子育てを町全体で応援する啓発と協力を求めていくことは今の我が町に必要なことと考えますが、いかがでしょうか。

4、昨今、中高生で利用者が急増している多機能型携帯電話スマートフォンなどの普及に伴い、子どもの有害サイト閲覧を制限するフィルタリング、携帯依存による健康被害など状況と対策をお聞かせください。

議 長

町長。

町 長

佐藤議員の未来に拓ける子育ての環境づくりを、のご質問にお答えします。私からは1点目と3点目をお答えし、2点目と4点目は教育長から答弁をさせていただきます。

1点目のご質問ですが、昨年8月、国において、地域の子ども、子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て関連3法を成立し公布されたところであり、この法律制定により、現在のなんぼろ子育て安心プランの次期計画として、平成27年度から5カ年を計画期間とする、子ども・子育て支援事業計画の策定が全市町村に義務付けられたところであり、平成25年度において、本町でも計画策定の基本となります就学前児童と小学生を持つ全家庭に対してニーズ調査を実施することとしており、その調査の中で児童館などへ集まって遊べる場所が必要かどうか

か、広く地域の子育て世代からご意見等をお聞きした中で、検討して参りたいと考えております。

次に、3点目のご質問ですが、1点目のご質問でもお答えしたとおり、新たな子育て支援事業の展開に関しましては、子ども・子育て支援事業計画の策定において実施するニーズ調査の結果を踏まえ、今後、町全体で応援する体制づくりを検討していきたいと考えております。なお、ご質問にもありました、おむつ替えや授乳できる場、子ども優待サービスなどの事業の展開は、町内の民間事業者等のご協力が必要不可欠でありますとともに、実施する場合には、北海道の関係事業等を活用しながら進めて参りたいと考えております。

議長  
教育長

教育長。

それでは、私の方から2点目、4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。初めに、2点目のご質問ですが、中学校では、平成19年度から総合的な学習の時間の中で、正しい勤労観や職業観を身につけるため、2年生を対象に3日間の職場体験を実施しております。受入先は町内の約30事業所をお願いしており、生徒が自らの将来像に照らし選択することとしております。その中で、昨年10月に、みどり野幼稚園に10名、いちい保育園に5名の生徒が職場体験を行い、それぞれが幼児との触れ合いを通して、感受性などを磨く貴重な体験を行っております。

次に、4点目のご質問ですが、中学生が所持している携帯電話のフィルタリング設定状況につきましては、学校及び教育委員会では特に把握してございません。議員もご承知のとおり、20歳未満の方が携帯電話を購入する場合は親の同意が必要であり、加えて、18歳未満の青少年が使用する場合にはフィルタリングの設定が義務付けられております。そうしたことを踏まえながら、引き続き、北海道教育委員会からのパンフレットや学校だより等で啓発を行うとともに、入学者説明会や懇談会、家庭訪問などの機会を通して、保護者へ子どもに携帯電話を所持させる場合の親の役割と使用状況の確認、管理についての注意喚起と啓発に努めて参りたいと思います。また、携帯依存による健康被害につきましては、特に確認はしておりませんが、保健体育の授業の中で、視力低下や睡眠障害、そして、生活習慣に影響を及ぼすなどの指導を行っております。

議長  
佐藤(妙)議員  
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

それでは、1番と3番に関して町長に再質問させていただきます。これからのニーズ調査の結果を踏まえてとございましたけれども、児童館は全ての子どもたちの健やかな育ちを支援する施設だと思っております。昔のように友達というのは公園や空き地に行けば居るという、そういう時代ではなくなりました。子どもの遊び方も今では予約制のようでございます。我が町は、友達同士で遊ぶ所も特に冬は少なくなっております。遊びは子どもの人格の発達を促す上で欠かすことのできない要素であって、遊びの持つ教育効果はほかでは補うことはできません。子ど

もたちは遊びを通して考えたり決断し、行動し、責任を持つという社会性を身につけます。そういうところで児童館は、子どもたちにその遊びを保障する施設でございます。南幌町にある公民館は、今、図書室と併用しておりますが、児童館の機能はされていないとお聞きしております。たとえ、あるにしても町民には認識されてはおりません。我が町の公民館は古くて小さい施設ですけれども、中に入ると手作りの温かさと愛情がとても感じられ、もっと温かな暖房にすることで心も体も子どもたちのほっとステーションになるのではないかなど、そのように考えております。公民館の中で児童館業務を併用するということはできないものかどうか、それをご質問いたします。

それと、3番目の再質問でございますけれども、北海道の関係事業の連携とございました。ぜひ進めていただきたいと、そのように思っております。この3番の問題なんですが、なんぼろ子育て安心プランの調査の結果では、トイレがおむつ替えや親子での利用に配備されない、また、授乳する場所が少ない、小さな子どもの食事に配慮された場所がないとの声がありました。ベビーベッドは何カ所か設置されておりますけれども、授乳室と書かれた施設は我が町にはございません。室蘭市では、乳幼児のために作った、赤ちゃんの駅という赤ちゃんスペースがございます。簡単なつい立てで仕切った、そこにベッドと授乳用のいすを置いて、お湯の入ったポットも授乳用に用意してございます。我が町もベビーベッドは、南幌の町立病院やあいくるにはございますので、すぐ実施できると思います。また、ビューローもバスターミナルなどで、おむつ替えの施設は必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。1番と3番に町長に再質問いたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。それぞれ今、先ほど申し上げたように、子どもの関係はいろいろ法律が変わって、当然やるわけがありますから、その中でいろいろと調査をしながら考えていかなければならないし、当然、今、公民館を含めてうちの施設のあり方を検討させていただいております。そういう部分を含めながら検討課題ということであろうかと思っております。いかに子どもたちをどういう形で育てていくのかという部分も含めていきますと、今、進めているそれぞれの施設の利用の方向によっては、またいろんなことが出てくるだろうというふうに考えておりますので、そこを含めながら、ご意見もいただきましたので、それらも含めながら検討させていただきたいなというふうに思っております。

それから、3番目の授乳場所という分野でございますが、うちに今ある部分については今ご指摘のとおりであります。ベッドについてはある分、それから、ビューロー等ほかの施設ではどうなんだろうということは、それら、もう少し検討しなければならない。いろんな分野の部分と、先ほど申し上げたように、行政だけでしたらいいのかという分野が当然出てくる。それから、子どもさん連れの母親、あるいは家族の動向

も見据えながら、何が一番、今、うちの町にとって必要なのか。この町で一番肝心なのがどこなのかというのを、もうちょっと調査をしながらやっていかなければならない。せっかくやるのに片手落ちになるというわけにはいきませんので、子どもたちを持っている親の動向も見ながら検討させていただきたいなというふうに思っています。

議 長  
佐藤(妙)議員  
(再質問)

6 番 佐藤 妙子議員。

それでは、次に、2番と4番について教育長に再質問させていただきます。先ほどの2番の件なんですけれども、職業体験をされているということですから、ぜひ、今後できるだけ多くの方が体験できるようにお願いします。これは要望なので、ご答弁は必要ございません。

4番目の件に関してなんですけれども、先月22日の新聞に北海道の道教委と道、道警は子どもの有害サイト閲覧を制限するフィルタリングを普及させるよう、携帯会社大手3社に要請しましたとございました。道側は保護者にインターネットの危険性やフィルタリングの必要性を訴えることがより重要として啓発に取り組むとありましたが、本町にもそのような要請はあったのでしょうか。また、先日、栗山警察署から、広報の中に入っていたチラシなんですけど、子どもにスマートフォンを使わせる際の保護者に注意点が書いておりましたけれども、専門用語が多くて、親が理解するのは難しい方も多いのではないかと、そのように感じました。また、中学、高校生ともなれば利用範囲が広くなりまして、親が管理するのは大変難しくなります。親世代はネットなどになれ親しんでいない人も多くて、子どもがネット社会の危険にさらされていても、その危険性を子どもに伝え切れていないという現状もございます。現在、スマートフォンの所持率というのは、年々需要が増えておりまして、携帯情報コミュニティーサイトでの犯罪も大変多発しているそうです。正しい使い方を身に付けることは、決して小学校からでも早くないと思っております。家庭で保護者が指導するだけでは、もう限界が来ているんじゃないか、そのように感じております。それで、通信会社の携帯で実施しております安全教室など、専門機関での講習が必要と思われそうですが、この点もご質問いたします。

また、健康被害では、携帯やスマホが手元にないと不安になったりいらしたり、また、そういうことがスマホ症候群という、そういう名にもなっているそうです。ゲームやサイトが気になって、食事も就寝時も落ち着かなく、また、友人と家族との会話も面倒になったり、健全な日常生活が本当にむしばまれるという、そういう問題、また、被害もいろんな所で起きているそうでございます。そのために、やはりこの町も子どもたちの健康被害防止や、学校での、また、家庭でのルール作りを徹底的に推進していくべき、そのように考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

それでは、多機能型携帯電話の関係についてお答えをさせていただきます。先ほど佐藤議員の方からご指摘ありましたように、北海道、北海

道教育委員会、北海道警察本部、三者がそれぞれ携帯電話の大手、先ほど3社とおっしゃいましたが4社に、このフィルタリングの利用促進ということで依頼文書を提出しているということは私どもも承知してございます。それを受けまして、私どもも学校の方に校長会を通じてご連絡をしているところであります。

さらに、いろんな面で機能が難しくなって、保護者の方も十分行き届かないというようなことで、中学校では、かなりどこの学校も利用頻度が多いようですが、業者さんによります専門的な、そういう講習会も計画して申し込みはしておりますが、時期的にいつになるかはまだはっきり申し上げられませんが、そういう形で動いております。ただ、いずれにいたしましても、この携帯電話、それとインターネット、メール、そういうものについては、執行方針でも申し上げましたが、地域、それと家庭、学校、これが全て協力しないとなかなかできないという部分があります。全て人任せということではなくて、あくまでも保護者の方も十分注意を払っていただきたいなど。それと、最後の質問にもありました健康被害、最近、この携帯、インターネットだけでなく、子どもさんの精神的ないろんな病氣的なものが発生しているのが現実でございます。そういう実態を踏まえながら、子どもたちが健康に暮らせるような形でこれからも連絡をとりながら万全を期していきたいというふうに考えております。以上です。

議長 佐藤妙子議員に申し上げます。再々質問に入る前に一言だけ。この件については町長に、この件については教育長に、という形の中で再々質問を行ってください。

6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員 (再々質問) 将来を担う子どもたちを守って育てる南幌を目指して、ぜひ進んでいていただきたいと思っております。最後に、町長にご質問いたします。私は、今回、4つの質問を通して子育ての環境づくりを訴えて参りました。子どもの笑顔と歓声は町の活性化には欠かせない原動力でございます。町長は、この度の執行方針で、私たちの子や孫に誇れる次世代につながる夢のあるふるさとづくりの実現に向けて全力を注ぐとございました。他市町村に誇る南幌の子育て事業をさらに町民が認識し、地域でかかわっていけるように、もっと力強いアピール力が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長 町長 町長。

町長 (再々答弁) 佐藤議員から再々質問をいただきました。やはりこれからを担う子どもたちが、元気な姿で動き回れる環境づくりが大事かなというふうに思っております。やはり子どもたちの活力がないとだんだん暗くなる地域づくりになってしまうだろうというふうに思っております。ですから、今、あるものを生かしながら、そして、佐藤議員、見られたかどうかわかりませんが、今の南幌小学校、南幌中学校、授業中含めて、私も何回か拝見をさせていただきました。非常にいい環境に今なりつつありますし、子どもたちの授業の態度、あるいは廊下で会った時の部分を含めて

いくと、これは今、学校、家庭を含めて、地域も含めて、皆さんが目を配っていただいた分が子どもたちも感じていただいているなど、私はそんなふうに感じました。ですから、子育てを含めて、やはり教育委員会と子ども、子育てのまちなんぼろと、ずっと申し上げてきております。そのことが少しずつ実感としても私は受けております。ですから、それを伸ばしながら、大きなキャッチフレーズとかそういうのではなくて、やはり、地道にやることが、子どもたちも親も伝わっていくことが大事だろうと。全国的にはいろんな問題が出ております。我が町でも小さな問題もあるかもしれませんが、大きな問題になっていないと。というのは、それぞれの立場の方が子どもたちに目を配っていただいていると、そんなふうに思っております。せわずき・せわやき隊の方々も含めて、寒い中、沿道で子どもたちを守っていただいていると。そういう、私はまちづくりが大事だと。子どもたちにやっぱり体験して、肌で感じていただくことが、大きなことを打ち上げても感じていただければ私はだめだと。今いる子どもたちをやっぱり元気に育てる、地域で育てる、そのことができるように、いろんな施策を講じながらこれからも学校、教育委員会、我々含めて、地域の方々も含めて、いろんなことで機会あるごとに、やはり将来ある子どもたち、ここ南幌町をふるさとと言っていただけのような、そういう温かいまちづくりに進めていきたいなど、そんなふうに思っております。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

志賀浦議員

次に10番 志賀浦 学議員。

町長に一般質問1問と、町政執行にかかわる分3問を質問いたします。

まず、第1に、南幌町自立緊急実行プラン進行管理について伺います。平成21年度から平成25年度までの期間、町の財政基盤を安定化させることを目的に南幌町自立緊急実行プランが実行されています。67項目のうち、おおむね25年度で実施にいたるものと思いますが、26年度から取り組む予定のNo.1行政パートナー制度の研究、No.2町民提案型まちづくり支援事業の研究と、それと別にNo.4地域担当職員制度の充実について伺います。

行政パートナー制度については、第5期総合計画における取り組み事業と進行管理で謳ってありますが、3年間の調査研究の状況をお示してください。また、25年度も調査研究とあるが、26年度に向け実行プランが固まる年度であると思いますので、方向性が見えているのであれば、概要をお示してください。

町民提案型まちづくり支援事業も同様に調査研究から25年度制度検討とあります。自治基本条例の検討とリンクした中で制度検討するのであれば、自治基本条例制定には1年間は要すると考えられますので、町民提案型まちづくり支援事業で、ある程度、骨子ができているようでしたらお示してください。

最後に、地域担当職員制度について、各地域によって相談、支援、サポート、情報共有にばらつきがあると思いますが、これまでに地域から

の意見や目立った成果がありましたらお示してください。また、地域別の活動実績等の資料がありましたらお示してください。

議 長  
町 長

町長。

志賀浦議員の南幌町自立緊急実行プラン進行管理についてのご質問にお答えします。自立のための新たなまちづくりに取り組むためには、持続可能な行財政運営が必要であることから、プランを策定し、これまで町民皆様のご理解やご協力、ご負担をいただきながら改革を実践して参りました。おかげをもちまして、徐々に財政基盤は安定し、町民の安全安心に向けた新たなまちづくりに取り組むための環境が整いつつあります。プランには、自立に向けた理念と姿勢が定められており、町民主体の協働のまちづくりが改革のキーワードとなっています。ご質問の行政パートナー、町民提案型まちづくり、地域担当の各制度、事業につきましても、改革を実践していくための手法の一つであります。

初めに、行政パートナー制度の研究状況につきまして申し上げます。この制度は、行政が担ってきた公共サービスを、個人又は団体が有償又は無償のボランティアとして担っていただく制度であります。調査研究の状況につきましては、実際に取り組んでいる自治体の情報収集等を行い、本町への導入メリット等について検討を行って参りました。先進地としては埼玉県志木市などが有名ですが、道内では室蘭市や芽室町などの事例があるものの、全国的には導入事例が非常に少ない状況となっています。志木市の事例を見ると、自治体職員が行っている業務として、窓口業務、公共施設管理などを住民公益活動団体の有償ボランティアとして行うことにより職員の削減につなげ、人件費等の抑制など、住民との協働による行政改革の一つに位置づけられています。しかし、有償ボランティアとして安価な賃金で職員の代替ができるのであれば財政的には効率化を図れますが、個人情報保護など行政の責任をボランティアが務めることが可能なのか、また、安価な賃金となると高齢者中心となるおそれがあり、人材確保の面からも課題があります。また、担う業務量などを考えると、この制度の導入の必要性がどうかということになります。そのようなことから、先進事例や本町の実情から判断すると、現段階においてはあまりメリットがないと思われませんが、平成25年度において再度先進地の取り組み事例等を研究検討した上で、第5期総合計画並びにプランに挙げられている行政パートナー制度について、導入可否の判断も含め検討する必要があるものと考えます。

次に、町民提案型まちづくり支援事業の検討状況について申し上げます。総合計画の基本計画で掲げられた「町民協働に支えられる自立したまちづくり」の基本政策において住民自治を実現するため、その施策として町民参加、協働の推進があり、地域で支え合う行動力と活力のある南幌町の実現に向けて、本事業について調査研究を進めて参りました。調査研究の状況につきましては、先進事例の情報収集を行い、導入効果等について検討を行っています。先進事例には、さまざまな手法がありますが、長崎県長与町の町民提案事業、長野県飯綱町の住民企画提案制

度、また、千葉県市川市の1%支援制度などがありますが、町民からの企画提案をどのように実現していくのか、あるいは提案の審査方法や支援のあり方などが重要なポイントであると考えています。このため、協働のまちづくりを推進する上で必要な事業でなければならないことから、総合計画、後期基本計画の策定の際に検討を重ね、立案していく必要があると考えています。また、議員ご指摘の自治基本条例の検討についてであります。まず、この条例の制定が町民にとって必要なものであるかどうかを検討の上、判断しなければならないと考えます。そのため、住民自治の基本ルールを定めた自治基本条例の制定に向けて動く場合は、このルールと連動する施策や事業が必要になると思われませんが、いずれにしても、平成25年度において後期基本計画の策定とリンクした上で、町民提案型まちづくり支援事業の内容等を含め検討する必要があるものと考えます。

次に、地域担当職員制度の実施に当たり地域からの意見の状況、活動成果、地域別の活動実績の概況について申し上げます。議員ご指摘のとおり、制度導入から6年が過ぎる中で、地域の主体性を重んじながら進める事業ということから、町内会行政区の20地区での取り組みにも差が生じていることも事実であります。町としても、町内会長や区長と地域担当職員が一堂に会する場を設定しているところですが、個性あふれる地域づくり、協働のまちづくりを推進するためには大切な取り組みであることから、さらなる工夫が必要と感じているところでございます。平成23年度の活動実績としては、20地区中8地区において延べ18回の活動を行い、対応職員は延べ90人となっております。近年において活動実績が多い地区は、三重自治区、第6区、第13区となっております。主な相談内容は、会員減少に伴う子ども会の運営、交通規制標識や信号の設置、道路整備、地区会館維持管理、除雪などの要望となっております。最近の主な成果としては、防災図上訓練の実施地区が平成23年度1カ所だったものが、本年度、現在まで4カ所となるなど、防災意識の高まりの中で地域担当職員による働きかけが功を奏しているのではないかと感じているところであります。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

再質問いたします。まず、行政パートナー制度の研究については、必要性があるのか、ないのかというところが町長の考え方なのかなというふうに、今、答弁を聞いて感じました。また、もう1点、町民まちづくり支援事業についても、必要ではあるけども、自治基本条例についてはこれから考えるという方向かなと思いました。

まず、行政パートナー制度の研究、この件につきましては、個人情報絡みもありますけども、できるものからやっていかなければならないと。南幌町の場合は、そんなに多くのものを想定しているわけではないですけども、何カ所かそういう制度でいけるかなというところもあると思うので、ぜひ26年度に向かって取り組みをやっていただきたいと思っております。



まず、行政パートナー制度についてはこの程度でいいんですけども、もう1つ、次の、町民提案型まちづくり事業の研究というところで、これは、進行管理の中で原課の方向性というのが出ていたんですけども、自立緊急実行プラン計画、そして、自治基本条例の検討とリンクした中で調査研究を行う必要があると書かれています。こういう状況で書かれていたので、自治基本条例については、もう取り組んでいるものと私は思っていました。26年度からのものですからね。ただ、それが今、町長の答弁中で、自治基本条例が必要かどうかというところに、まだ。先にも何度か町長には質問した経緯があるんですけど、その辺がまだ変わっていないのかなという思いがあるので、これは原課と町長の考え方が違うのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

また、まちづくり支援事業の中で、千葉県市川市の1%支援制度というのは、これは私も同じような目指しているところの考え方かなと思うんですけども、町税の中の何%かを充ててというような事例が何か所かあるように思うんですけども、町民提案型まちづくりというところで、それができないのかなと。できればそういう方向で、自立した町民の意見を聞いて、それを行政に当てていくという、そういう方向でいければいいなと思うので、これも深く研究を進めていただきたいと思います。この辺、また考え方があれば、町長の考え方をお伺いいたします。

あと、地域担当制度の方なんですけども、これは経過して結構長いかなと思うんですけども、よく機能している所も耳に受けます。実際、私の住んでいる地区でも、昨年、防災DIGをやっていただいて、大変いい反響を受けています。また、今年もやる予定でいます。それ、また出前講座の中の一分野と、職員担当制度を併せたものかなと思うんですけども、こういう中で、自助、共助、公助ですか、そういうものを地域にしっかりと理解してもらうためには必要なものだと思っているんですよ。特に共助の方、自助の方。公助の方という公的なものというのは、これからだんだん少なくなるよということをしっかりと町民に認識していただかないと、まちづくりはなっていくものとは私は思っていますので、これはぜひ町長が職員を叱咤激励して全町に進めていただきたいと思います。この6年間の中で、まるっきり地域からの依頼がなかったような地域があつて、活動がない所があつたら、その辺を教えてください。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。私は前にも議員の方にお話しをさせていただいたと思うんですが、パートナー制度とか提案型はちょっと別として、自治基本条例、こういうもので町民を縛っていいかどうかと、ちょっと悩んでいます。というのは、うちの町民にそこまでしなくても、今ちゃんとやっていただいていると。併せて、町が率先して、それを先に行政として条例を作って縛っていいのかどうか。議員の皆さんも大分感じていただいていると思うんです。それはさっき言った、職員出前講座だとか地域担当制度だとか、いろんなことが根強く皆さん

に少しずつ入ってきているのかなと。そういう時に、また、これで縛っていくのが本当にいいのかどうかというのが、ちょっと私の中で。だから、多分、職員と若干その開きがあると思いますが、私は何でも条例で縛ればいいという問題ではないと。特に、1万人未満の小さな町というのは顔が見える、職員もわかる、そういうまちづくりの中で、もっとやること、違うんじゃないかなという、私の中で認識がそこにあるものですから、ちょっと議員から見ると、このペースが遅れているのかなと。私はやるのなら、町民がほとんど理解していただかなければ、制度だけ作っちゃえばいいという問題ではありませんので、そういうことも十分考えながらやっているところでございます。それで、町民提案型の部分、それぞれ大きな町、パートナー制度もそうなんです、大きな市はかなりやれることがあるんですよ。ということは、住民に身近な部分については、大きな市はなかなかいない。でも、我が町は、いろんなことで前議員もいろいろご質問いただきましたけど、町としてはやれる部分、町民ともっと近くなってやっている部分がございますので、そういうことも含めていくとどうなのかなと。ただ、提案型というのは、やっぱりそういう道を、町民の道も開くべきかなというふうに思っていますから、この後、職員に先進地にもちょっと調査も行っていただいて、それらの話を基にもう少し具体的にできればいいかなと。せっかく謳っていて金額的にわずかだったら、町民から上がってきた時にどうしようかと。いろんなやっぱり課題もたくさんありますので。大きな市だったらボリュームが大分あります。ですから、取り入れやすい部分があるのかなと。これはパートナー制度もそうですよね。うちに総合窓口を置くか置かないかと言われたって、置かなくても皆さんがほとんどわかっていたら、あるいは、職員がある程度気がつけば、お話しをさせていただいて、こっちだよ、あっちだよというご案内はできると思います。ただ、大きい市になると、どこに何があるかわからないと。ですから、当然そういう有償無償別にしてボランティアで総合案内の窓口程度の部分は非常にやりやすいのかなというふうには思っています。ただ、業務内容になると、今、特に個人情報の問題がありますから、今、やれる分野がそんなにうちの町ではないです。やれる分野については、臨時職員だとか、そういうので対応させていただいていますけれども、それだけ職員も削減させていただいて今やっているのです。だから、どうなのと言われた時に、ちょっとね、という問題があるからパートナー制度はちょっと難しいかなと。将来にわたって、またそういう問題が出てくれば、それはいつでも対応できるのだろうと思いますので、そのことはしたい。ただ、提案型については、いろいろ研究させていただきたいと思います。1%の問題もありますし、それらも、この後、職員の方でいろいろ研究していただくと。それはそういうふうになっています。

それから、地域担当職員で6年間で1回も行っていない行政区はないかと。それはありません。ただ、年度によっては、先ほど言った、1年に8地区とか10地区とかそういう部分がありますし、それぞれ、今年

呼んだから来年はいいわとかという所もありまして、ただ、今言われた災害の関係がありますので、今、行政区、町内会長さんには自主的にそういう組織のお願いはしています。ただ、我々が強制的にちょっとやりづらい部分がございます。そのことも含めて根強く、これは地域担当職員を通じながら、災害時の避難等々の問題がありますので、自主組織はやっぱり行政区、町内会と一緒にやれる部分が必要かなと。それが災害図上訓練、これを通じながら、そういうのが芽生えていただければいいなと思っておりますので、これらをやっぱり重点に力を入れながら各行政区、町内会に広めていければと、そんなふうに思っています。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

再々質問をいたします。まず、行政パートナー制度については、町長の言われることはよくわかります。大きな町ではないので、それなりのものしかない。それほどうちでは取り組むところがないのかなと。ただ、何カ所かあるかなと私は認識していますけど。

次の提案型まちづくり事業の件につきましては、ぜひ、1%がいいのか、何がいいのかというところはあるんですけども、これは事業の多いとか少ないとかじゃなくて、先ほど言ったように、しっかりと町民の方に認識していただく、自助である、共助である、公助であるというところの一つで、行政にお任せして何々をもらうという状況の中にもいけないという状況の中で、ある程度の金額で地域住民が一番必要としているものを提案してもらってやっていくという、そういうものであって、それにお金を落とすわけではなくて、それを安価でやっていくことで、地域住民が共助であるというところを認識してもらおうという、そういうものが目的だと私は思っていますので、ぜひこれは先進地を見て、そして、その結果、成果をしっかりとまた報告していただきたいと思います。

最後に、地域担当制の方の問題なんですけども、1回も行っていない所はないということなので、とりあえず機能はしているんだなというふうに思うんですけども、私の聞いた部分では、そういうものがまだあるんですかというような話もたまに耳にします。そういうところもあるので、張りつく地域の事情もあるでしょうし、張りつく職員の方もいるかと思うんですけども、せっかく6年も続いてきたものであるから、もっと内容を毎年精査して、叱咤激励していただきたいと。先ほど言っていた防災DIGなんですけども、本当にやってみてよかったなと思う。また、もともと私はいいものだと思っていたので、ぜひやりたいという思いがあって、私の地域でもやってもらいましたけども、これは、来年度の総合防災訓練までに、できれば全地区が一度経験していただきたいと、そういうふうに思うんですけども、その辺は町長は主導してやっていたか、その1点伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。提案型も全国いろんな所があるので、見ながら、うちの町。過去にうちの中で、私になってからも、それに近いような制度をやったんです。ところが、当時の町内会



ては厳しい現状にあります。その要因としましては、南幌高校の場合、岩見沢市、栗山町、長沼町など、空知南学区の出願は極めて少なく、一方、石狩学区の江別市、北広島市、恵庭市、札幌市から出願者数は、近年では6割から7割を占めています。本年度は、南幌高校に影響がある江別市、北広島市、恵庭市などにある高校の出願状況は、定員割れ、もしくは定員を大きく超えていない状況にあることなどが、南幌高校への出願者数減少の要因になっていると思われます。助成事業を実施した場合の南幌高校への進学率の影響でございますが、少子化等による生徒数の減少は顕著ですが、近年、南幌中学校から南幌高校への入学者数は13人から15人で推移しており、影響は特に生じないと考えておりますが、南幌高校が地域から信頼された特色ある学校づくりを進めていくため、引き続き、南幌高校振興協議会を通して支援を行っていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

再質問をいたします。今回の助成が良いか悪いかは、ちょっと私も自分で判断し切れないところもあるんですけども、交付制度の目的というところが、よく見えてこない。要は、子育てのまちとしての助成なのか、それとも、南幌の住民減少に対する措置なのか。また、併せて南幌高校への影響が出ないという答弁でしたけども、今、町長が言っているように、札幌の中でも高校の統廃合、また、学級減が続いている状況です。調べている中では札幌で、確か拓北辺りは、もう2校を1つにしちゃうとかという状況になっています。また、南幌に関しても、平成21年度から、例えば、江別、大麻、北広島、札幌啓成と学区内に編成されたことから、出ていく率の方が多いと。この助成は確かに良いことではあると思うんですけども、このことによって、出ていく率がまた増えるのではないかなど。今は南幌高校1間口、確保は難しい状況にある。40名の出願だと思っていましたけども、その中でもっと拍車がかかったら1間口もなく、また逆に言うと、28年度まででしたか、維持される、その辺の再編を見てもみますと、状況によっては、道教委の方で見直すという項目が何項目かあるので、もしかしたら早い時期で見直しがかかる可能性もあるというところもある。その中で、町長としてこれを子育てのまちとしてやって打ち出していくのか、その辺がよく見えないので、町長のその方針というか、その意図をちょっと教えていただきたいと思えます。

また、助成の仕方についても聞きたいと思えます。通学費助成という文言がいいのか。私は、高校生でも学生支援という形で謳って、その項目の中で通学費項目があれば、また一つ隠れていいのかなという思いだったんですけども、通学費助成というものが本当にいいのかどうかというところが私はひっかかる場所なんですけども。大きくりで違うものを作って、その中に通学費助成の項目を入れるという方法があったかと思うんですけど、その辺の町長の考え方を伺います。

議 長

町長。

町 長  
(再質問)

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。目的やいろいろありますけれども、やはり、教育環境に非常にいい場所にある南幌町であります。元気に育った南幌の子どもたちが、その夢、希望を持って行きやすい環境を作ってあげる。自分たちの行きたい学校、近隣にはたくさんあるわけであります。それは南幌高校も行ってほしいです。それはもう当然であります。自分たちの進路、子どもたちが進路を選ぶ時に、そういういい環境で、なかなか親に非常に言いづらい子もたくさんいたようがあります。こういう事業、全部がこれで満たせるというわけではないんですけども、やはり、伸び伸びと育てていただきたい。そういう子育ても含めて、あるいは、ここが、前の質問にもありましたけれども、そういう町民の皆さんの思いが通じて育った子どもたちが大人になった時に、やっぱりふるさととと思っていただけるんじゃないかなと。やはり高校の問題、大事だと思うんです。子どもたちの進学場所としてどこを選ぶか。選べない地域なら別でありますけども、うちはそういういい環境にある、そして、子どもたちも伸ばしてあげたい。そのために、行ける範囲の手を差し伸べてあげると。それが大事ではないかなというふうに思っております。南幌高校については、先ほど申し上げたように、振興協議会を作りながら、今ずっと支援をさせていただいております。また、高校の方からいろんな相談があれば、当然、相談にのりながら、何とか南幌高校が存続できるような状況には持っていきたいと思っておりますが、少子化の傾向は、もうこれはうちだけでなく、全国的に少子化の問題を抱えているわけです。その中で、そうしたら、高校としてどう特色を持っていくかということでもありますから、それは振興協議会を通じながら高校と連絡をとってやっていきたいなと思っております。やはり子どもの夢、思いを少しでもかなえてあげるといのも行政の私は仕事だと、そんなふうに思っていますから、こういう助成制度を作ったということでもあります。いろんな手法をどの町でもとっておろうかと思いますが、一番わかりやすいんじゃないかなということで、とらせていただきました。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

わかりました。まず、人口減少だけではなくて、教育の面からということで進めたというふうに感じ取れましたので。その中で、今、現状、南幌高校の件なんですけども、結構苦しい状況になってくるかと思いません。今回のこの制度が審査を通過して採択されますと2,400万円でしたっけ、先ほど、新聞に出ていましたけども。そのぐらいの大きな額になるのかと思うんですけども、これに合わせて、南幌の振興協議会、私も出ているんですけども、南幌高校振興協議会、ここに対する助成、いま、78万円だったように記憶しているんですけども、これをもっと手厚くして、もっと地元の高校も大きく育てるようになる考えはないのか。また、一時期、予算がしぼんだ状況なので、これをもとに戻すか、また、もっと手厚くして、この辺も地元として高校存続のために、もっと事業内容を充実させるべきと思うんですけども、その辺、町長の考えはない

のかどうかを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えいたします。南幌高校の助成については今もやっているところであります。特色ある学校づくりは学校で、高校が自らやる、その中で行政として応援できる部分については、今後は応援をしていきたいというふうに思っています。ただ、押しつけで、金をやるからやれと、そういう時代では私はないと。子どもたちにとって高校づくりをこうしたいから、我が町も協力いただけないかと。そういう事業が出てきた分については、私は応援してあげたいなど。それが、やがて南幌高校の存続につながれば一番いいわけでありましたが、何もしないで、ただあげるということではない。やっぱり特色ある学校づくりを一生懸命やると言っていますので、それが出てきた時には、応援できるのではないかなと、そんなふうに感じております。

議 長  
志賀浦議員

10番 志賀浦 学議員。

次の質問に移る前ですけれども、今のは、高校の方から声が上がってくれば受け止めるというふうに理解していいのかなと私は思っているんですけれども、違ったら後で教えていただきたいと思えます。

次に移ります。ファミリーサポート事業について伺います。健康予防対策の推進の中で、24年度から開始した子育て相互援助のファミリーサポート事業で、利用無料助成券を配布するとありますが、どの世代が対象で、どの程度の配布枠があるのか伺います。

また、昨年の利用実績とサポートする側からの意見等があれば伺います。本来、自立緊急実行プランの学童保育の見直しの中で、検討項目であったと思いますが、保健福祉課での事業とした経過を伺います。

議 長  
町 長

町長。

ファミリーサポート事業についてのご質問にお答えします。ファミリーサポートセンター事業は、平成24年度から会員相互の活動のネットワークにより、子育ての援助を行うという新たな子育て支援事業としてスタートしたところです。平成25年度は、子育てをサポートしていただく依頼会員のさらなる増員による子育てネットワークの拡大と利用の促進を図ることを目的に、利用無料助成券を配布することとしております。このファミリーサポートセンター事業の利用対象は、0歳から小学6年生の子どもがいる全ての家庭でありまして、利用無料助成券は3時間分の利用料を助成するものであり、また、利用に当たってはサポートをしていただく依頼会員として登録することを前提としております。

なお、平成24年度の実績といたしましては、2月末現在、サポートを受ける側の依頼会員が9名、サポートをする側の提供会員が8名、両方に対応する会員が1名の計18名が会員として登録をいただいております。また、サポート事業実績は4件で、それに対する子どもの人数については延べ9名となっており、サポートを行った提供会員からは、子どもを預かる前は不安があったが、無事に子どもの面倒を見て、育児の手助けができたことが良かったとのご意見をいただいております。

次に、最後のご質問ですが、学童保育事業とファミリーサポートセンター事業は、児童福祉法に規定される子育て支援事業ということで、どちらの事業も保健福祉課所管の事業であります。ご質問のとおり、ファミリーサポートセンター事業は、自立緊急実行プランで学童保育のあり方の一つとして検討する事業としておりますが、現時点においては、学童保育の対象児を含め、既存の保育事業の補完的な部分を担う事業であり、今後も継続して取り組んでいかなければならない事業の一つとして考えております。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

再質問をさせていただきます。まず、利用者が少ないことにちょっと驚きましたというか、住宅団地を抱える我が町においては、共働きの家庭がかなり多いのかなというふうに認識していましたが、この制度ができた時も、いい制度だなと思っていました。というのは、保育児でも延長保育しても時間的には厳しいとか、そういう問題があるかなと。また、小学校1年生、2年生ぐらいの子であれば学童保育終了後の時間が心配であるとか、そういう問題があったので、結構な利用者があるのかなというふうに私は思っていたんですけども、今、実績を見ると本当に少ないのかなと。何百世帯、もう1,000世帯近い団地を抱えて、1,000世帯以上あると思うんですけども、その中で、この程度の人数なのかなというふうに思っています。できればもう少しPRして、しっかり利用できる体制ができればいいのかなというふうに思っています。また、ほかの自治体の方をちょっと調べてみましたら、大体生後57日から4カ月未満という、その辺のところから、小学校3年生ぐらいまでが対象にしている所が多いのかなというふうに見受けられました。何か所か見たんですけども。6年生まで必要なかどうかというのは、ちょっと考えてはいるんですけども、この辺の見直しとかは考えないのか、また、0歳であるんですけども、0歳がどの辺なのか、また、逆にいうと、風邪をひいたり、インフルエンザではなくてもただの普通の風邪であって、うつる危険性がない子でも、それは預けられるのかとか、その辺の細かいところはちょっと見えてこないし、なかなかPR不足なのかなと思うんですけども、その辺をもっとPRして、利用率を高めていくということは考えているのかどうか、それを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。ファミリーサポートセンター事業、去年からやっていて、実績については非常に少ない部分だということで、これらを、やっぱり広めていかなきゃならないということと、やはり共働きの心配、今、議員も心配していただいた、そういう家庭もありますので、あるいは、お母さんが急に病気になった時に、という部分も当然あるかと思えます。それで、周知の仕方が今、ちょっと足りないのかなということで、全戸にわかるようにチラシ配布等々も今回、新年度の予算の中で考えさせていただく、併せて、こういう利用無料助成券も作りながら中身の徹底を図って利用いただく、あるいは、そ



ういう会員になっていただくということを推し進めていきたいというふうに思っております。0歳から6年生までという幅が広いわけですが、それぞれの家庭によっていろいろと事情があるだろうということで、小学生のうちには当然、冬のこともありますので、当面は、今の0歳から6年生、あと、利用状況等々、あるいは提供する、あるいは会議の話も聞きながら、この年齢については、またいろいろ検討はできると思いますが、当面は今、言っている部分で、どういう状況なのかもちょっと把握しながら、せっかく事業をやるわけでありますので、保育所も延長保育もありますし、学童保育もありますけれども、それを補完するためにはどうしてもお母さん方の働く時間帯から考えますと必要な部分ではないかなというふうに考えておりますので、この内容等については広く周知をさせていただきたいなというふうに思っています。

議 長  
志賀浦議員

10番 志賀浦 学議員。

ファミリーサポート事業については、広く進めていただきたいと思えます。この質問は、終わります。

次に移ります。町立病院の維持と広域医療圏について伺います。町立病院の維持と広域医療圏との強化の中で、病診・病病連携を積極的に推進するとありますが、南幌町立病院はどの地域の病院を想定しているのか、具体的な地域又は病院を伺います。

また、厳しい経営状況が続いている町立病院の立て直しに町長はどのような具体策をとっていくのか方向性を伺います。

議 長  
町 長

町長。

町立病院の維持と広域医療圏についてのご質問にお答えいたします。医療を将来にわたって町民に安定的に提供するためには、町立病院が提供できない医療を近隣の医療機関と広域的に連携し、医療機能と役割分担に応じて必要な医療を効率的に提供して安心、信頼を提供することが必要です。町民の受診動向は札幌圏域の医療機関が多く、江別、新札幌周辺の高度医療機能を備えた病院や中核的病院、専門病院を中心に、岩見沢市や町内の医療機関と地域医療連携室を窓口として、広域的に病診・病病連携を進めているところです。

次に、町立病院の立て直しの具体的な方向性についてですが、経営の安定化を図るためには診療収益の増収を図らなければなりません。病院の診療収入の構造の中心は内科の診療収入が大きくウェートを占めていることから、内科医師を1名増の2名体制にすることで内科の機能強化を図り、入院、外来の患者数の増加と、各種健診等の予防医療の提供や、近隣医療機関との医療連携体制の強化により収益の増加を図って参ります。また、町立病院の医療機能サービスの情報提供と職員提案による診療収入の増収や患者サービスの向上、経費節減など、職員の意識改革を進め、今後の高齢化の進行を見据えた質の良い医療サービスの提供と初期救急、慢性期医療を確保し、町民に利用される病院づくりに努め病院経営の改善を図って参ります。

議 長

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員  
(再質問)

まず、病病連携というところでいきますと、町長が今言われたように、町民の多くが札幌周辺、札幌周辺というよりほとんど札幌圏ですね、に向かっているのかなと私も感じます。その中で、ここの病院に行くところのことの連携ができていて、ちょっと重篤な時でもすぐ回してもらえらえるという、そういう医療体制がある所というのは普通民間であるところのほとんどの所がそういう状況になっています。それで、それが患者さんの安心につながって、それが家庭医という感じで、かかりつけ医というふうになっていくんだと思うんです。町立病院が手術ができないとか、そういう状況であっても、どこどこ連携ができていてというしっかりしたものが皆さんに知れわたれば、初期の診断に来てくれるものと私は思うんですけども、その辺がどうも見えていないとか、私が見えていないということは、あっても、きつともって皆さんも知らないなと思うんですよ。その辺を、もしできたらしっかりと宣伝していかねばならないというふうに思っています。それをやっていただけるかどうかというところと、また、今言われた内科医の増強、これは議会でも言われていたことなんですけども、そういう方向性で動いていただけるということは良いことだと思うんですけども、現状、募集している中で、状況的にはどうなのかという、その辺もまた話せる段階であったら教えていただきたいと思えます。

また、議会としても病院については、地域医療を残すということで、町立病院は守るという方向性で一致してやってきていますけども、その中でいろいろ提案してきました。提言もしてきました。その中で、昨年11月でしたか、町長が現状の公営企業法一部適用でこのままいくという方向性を出されたので、出された中で、私は病院再生をしっかりやっていただけるものと思っています。その中で、先の補正にも出ていたけども、赤字という状況が続く中で、これをどう解消していくかというのは大きな問題だと思っています。それは町長が今言われたように、内科の増強でそれが埋まるのであれば、それは良い方向に行くのかなと思うんですけども、その辺と、また、今回の予算の中で、また、確か入院が45人、外来が77人という見込みで予算を組まれています。こういう状況で本当に病院が再生できるのかというところが、どうも補正では下げて、予算で上げてと、どうも整合性がとれないのではないかなと思うんですけども、この辺、町長の意見を伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えいたします。病院経営、本当に大変な状況でありまして、皆さんにいつもお叱りをいただいているところでございます。皆さんには、地域医療、これからの人口構造を含めて考えると、町立病院を町で頑張っていくと、守っていくというお話をさせていただいたところであります。その矢先に小児科の先生が辞められたということで、どう、病院の経営内容にするためにはどうしていくかということは、当然、私どもも検討させていただいたところであります。先ほど申し上げたように、やはり高齢化率が高くなると、内科の需要が非常に大

きくなるというようなことで、内科を増員した体制で安定経営に入っていけばなというふうに思っているところです。そこで今、内科の医師を募集しているところではありますが、大変厳しい状況にあるのは間違いありませんけれども、今、いろんな所に当たりながら内科を確保すべく努力をさせていただいているところでもあります。病院の経営、先ほど、志賀浦議員からもマイナスと言われた、実質マイナス、交付税でちょうど合わせているというような経営状況だと思いますが、なかなか改善を図るためにいろんな改革プラン、改革計画を作りながらやっています。一部改善されている部分もありますけれども、最終的に何がどうなのかというと、やはり患者数の伸びがないということでもあります。私どもは、やはりそのことを踏まえて、一番は、ということになりますと、やはり内科を増やすことによって内科の患者数を上げていくと。あるいは入院患者も上げていくということでもあります。その目標をそこに設定をさせていただいたところでありまして、24年度の外来については昨日補正をさせていただきましたけど、73人という外来の部分であります。ですから、内科が増えて、それより減るということには当然ならぬだろうし、それから、入院患者もそうですね。39、それを45にしているわけですから、それは内科を増やすということでは何とか確保を図っていくと。それが病院の経営の安定につながるということでもあります。

それから、病院の連携関係、それぞれ患者さんの病気の種類によって、いろんな所をお願いをしているところでありまして、病院の表示がしていないという部分、これはもう指摘をいただいている部分ではありますが、それを何とかできるような体制に持っていきたいなというふうに思っていますが、うちの町立病院として診れる範囲は、そんなに広いわけではありません。ですから、初期の段階に、うちでできないとすれば、今、いろいろ連携をいただいているいろんな病院に即、お願いをします。これは、もう院長を通じながらずっとやっていることでありますが、それをより深くしていかなければならないなというふうに思っておりますので、表示ができれば、ちゃんと表示をしたいというふうに思っておりますが、相手の病院等々の問題もありますので、いろいろ検討しながらやっていきたいと思っております。どちらにしても町民の患者に来ていただくような病院づくりをしていかなければ何もならないというふうに私は思っていますので、それに全力を挙げて取り組んでいきたいと、そんなふうに考えております。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

再々質問に入らせていただきます。まず、先ほど言われた、今の連携の話は、もう進めていただきたいと思うのと、町立病院の職員提案型というのも先ほどちらっと言われていたんですけども、そういうもので診療収入が増えるというような余地があるのか、その辺がちょっと不透明なんですけども。もし、提案型で増える余地があれば、もうとっくにやっけていなくちゃいけない。もう6年間も改善計画をやっているわけでありまして、その辺がまだ余地があるのであれば、町長の考え方をちょっ

と伺いたいと思っています。

それと、あと1点、2点とあるんですけど、今まで議会からも提案してきた中で、有識者を含む第三者評価委員会の設置を求めるということがあったんですけど、それに対しては、あり方懇談会の中でやりますということで経過があります。あり方懇談会も3回開いて、閉じてしまった状況なんですよね。できれば25年度、すぐにでも第三者を含めた評価委員会の設置、これをすぐにやっていただきたいんですけど、その辺の方向ができるかどうか、お答えをお願いします。

それともう1つ、大きな問題、交付税の中で赤字が見えづらいというところがあって、町民の方も今、南幌の町立病院が大変な状態であるということをなかなか認識していない方もいるんですよね。しっかりと単年度の分、それを皆さんに見える形で出さなければだめだと思うんですよね。また、累積欠損、確か7億以上ありますよね。7億4,000万ほど。欠損金、当年度で3,581万、繰り越しの分、合わせて7億4,000万ほどの欠損があると。こういうことをしっかり町民にわかるようにして、町立病院を何とか利用して、立て直してもらわないと、地域の医療がなくなるよという感覚にもっていかないと、なかなか足が遠のいたまま戻ってこないと思うんですよね。その辺をはっきりと、町長、これから行政区の懇談会もやられると思うんですけども、そういう中でしっかり病院の内容を話していただきたい。要望がなければ開催しないではなくて、できればこちらから問題点を持って行って、町長の方から行政区に話していただきたいんですけども、その辺はやれるかどうか伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。まず、職員提案型については、2年に1回の診療報酬の改定があるそうであります。そこで、そういう部分で、うちの病院として取り入れられるものについては、取り入れていこうと。それが職員提案型の部分だろうと思いますので、取れるものは、全て取って、病院の安定経営につなげていきたいと思しますので、改定時にはそういうことは常にやっていこうということになります。

それから、有識者を踏まえた第三者機関を、という話でございました。それらを踏まえて改善計画を作りましたし、3年が終わりますので、今後についてはいろんなことを考えなきゃならないかなと思っております。というのは、まず、どういうふうに病院体制がなるかと、そこが定まらないと、どんなこともやれないのでありまして、まず、今の1人、補充をしなければならぬ。医師確保に全力を挙げていく。これが第一前提であります。それが決まらない限りは、どうする、こうするという話は全然崩れてしまいますので、そこをやりながら、どうあるべきかという部分を探っていきたい。うちの町から病院の懇談会をさせていただきました。町立病院利用者やら、家族の方々、それでいろんなご意見をいただいたところであります。それを医師、あるいは働いている看護師

を含めて、それを見ていただいて、直せるものは直していこうということで、院長以下、今、やっていただいておりますが、それも大事な、やっぱり現場で利用した方々のやっぱり家族、患者さん等々のご意見というのは、我々がなんぼ言ってもわからない分野があります。ところが、患者だとか家族が言われるということは、病院で働いている人はやっぱり十分気にかかる分野であります。そこを大事にしたかったというのが第1点であります。ですので、それらを今、改善できる分については改善いただくということでもありますので、今後の第三者機関については、ちょっとまだ私の中では考えておりません。まずは、病院体制が少しずつうまくいくためには3人の医師がそろわないと、これはなかなか思うようにはいきませんので、それらを踏まえながらやっていこうというふうに思っております。

それから、これは企業会計の問題でありまして、7億あるから借金が7億ということではないのでありまして、本来は、あれば一番いいんです。これは減価償却費やいろいろありますから、それを積んで、置いておけば、お金として利用できるお金が内部留保金であればいいんですが、経営的には非常に厳しいということで、それらを含めて単年度、経理をきちんとやっているわけでありまして、そういう部分で、これは理解いただきたいなというふうに思っています。だから、貸借対照表だとか損益計算書、皆さんにお示しをして、そういう内容をわかっていただくということでもありますので、企業会計からいけばその分はマイナスだろうということでもあります。当然、会計からいくとマイナスでありますけれども、それを借金して、増やしているわけではありません。そのことは理解いただきたいなというふうに思っています。病院の経営については非常に厳しいということで、懇談会をやることによって、病院のお話も当然させていただいています。健診等々も良い機械も入れさせてもらいましたので、ぜひうちの町で健診、十分できますので、私どもは事あるごとに今、私の方から、うちの病院を利用してくださいというお話をさせていただいております。経営的には非常に厳しいと、これは言いますが、その中身になって話をすると、今言った企業会計と、それから、病院会計と、いろんな問題がございますので、どうやって住民に伝えていくのか。議員の皆さんでも今、そういうご質問をいただいたとおりにわかりづらい。でも、これは法律で決められた会計でございますので、その中でやっていくということでもありますので、そのことも併せながら、どういう懇談会になるかは別として、行政で何かやらなきゃならない部分は当然これから出てくると思っていますので、それらも検討しながら今後は対処していきたいなと思っております。

議 長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

東日本大震災、福島原発事故から丸2年が経とうとしていますが、いまだに復興は進んでいません。3. 11を忘れずに我が町でも防災に備え、気を引き締めていかなければならないと改めて思うこの頃です。今

年最初の定例会で三好町長と高山教育長に質問いたします。

最初、1点目です。南空知4町広域連携検討協議会のあり方について。南空知4町における広域連携のあり方について検討協議会が設置され、協議が進められていますが、進捗状況と今後の検討課題について伺います。

少子高齢化の進行や行財政状況の悪化など、私たちを取り巻く環境が依然として厳しい状況の中、市町村の限られた人員や財源を効率的に活用していくため、生活圏が重複し、行政サービスの内容が比較的類似している南空知4町、由仁、長沼、栗山、南幌で検討協議会が平成23年4月に設置されています。検討会では、社会教育、観光連携、職員研修など各部会による専門的な検討がなされ、さらに議論を深めていく資料となるよう報告書がまとめられています。短期的又は中長期的な広域連携が期待できる課題を探りながら、さらに検討を進めていくとされていますが、進捗状況とどのような課題が討議されているのか。また、今年度はこれまでに出示された課題を具体的な形で進行させる提案はされるのか。スピード感を持った検討が必要と思いますが計画について伺います。さらに、近隣4町における公共施設や催しを共有できる環境を早急に整える必要があると考えますが、検討項目に加えられているのか伺います。厳しい財政状況が続く中、各自治体で公共施設を新たに建設することは大変難しい状況であり、少子高齢化が進む現況にあっては、施設の有効利用と近隣の町をよく知るためにも4町巡回バスの運行や、事務事業の効率化などによる経費軽減が期待できるのではないのでしょうか。現在、一部事務組合が機能している中で、広域連携検討協議会がさらに進んだ提言をするべきと考えますが町長の見解を伺います。

議 長  
町 長

町長。

熊木議員の南空知4町広域連携検討協議会のあり方についてのご質問にお答えします。南空知4町における広域連携のあり方に関する報告書でご報告いたしましたとおり、これまで12の事務事業について、短期的に取り組むべきもの、中長期の検討を要するものに振り分け、現在、短期的な取り組みとして4つの事務事業について部会を設置し、具体の検討を重ねているところでございますが、本町にかかわるものとして、職員研修につきましては、昨年9月26日と27日の2日間にわたり、栗山町を会場として4町職員67名の参加により開催したところでございます。

議員ご質問の1点目として、さらなる検討の進捗状況と、どのような課題が討議されているのかにつきましては、昨年7月に第8回目となる幹事会を開催し、新たな検討項目の模索と部会による検討の進捗状況について協議いたしましたところでございます。この中で新たな検討項目の提案として、4町による防災連携などの案が出されているところでございます。さらに、12月には事務局より新たな検討項目の調査依頼があったことから、本町として公平委員会等の行政機関等の共同設置に係る研究や研修の実施について提案を行い、2月には各部会の検討の進捗状況

について報告をいただくなど、短期的な取り組みを見守りながら、新たな検討項目についても模索をしているところでございます。

2点目の近隣4町における公共施設や催しの共有についてのご質問でございますが、かねてより社会教育施設の相互利用並びに社会教育事業の共同事業、観光連携については部会等により検討を重ねております。社会教育事業については、平成25年度に子ども会育成連絡協議会事業のリーダー研修会が広域開催される予定となっており、広域連携検討の成果がもう1つ具体化されることになりました。また、事務レベルではありますが、観光事業についても4町で協力していくこととしており、今後も具体の検討について協議していくこととしています。なお、社会教育施設の相互利用については、住民の交流、施設の有効利用などのメリットがある反面、施設利用時間が集中することや使用料の基準の統一、交通手段の確保などが課題となっており、中長期的な検討が必要と考えております。

3点目の4町巡回バスの運行については、社会教育施設の相互利用の課題にも関係いたしますが、現在、各町では地域の実情を勘案しつつ、住民の公共交通確保のため、民間路線バスを柱に巡回バスやデマンドバス、町営バス、スクールバスの混乗などを織り混ぜながら運行しています。運行エリアについても、当町のように全町を網羅したもの、栗山町や長沼町、由仁町のように一部の地域を運行しているものもあり、4町をめぐるバスの運行については、乗車時間が長時間となること、民間路線バスとの競合は避けなければならないことなどから、現状では大変困難なものと考えております。

最後に、広域連携検討協議会がさらに進んだ提言をするべきとのご意見については、協議会での提言に限らず、広域連携を進めるべきものと考えておりますので、国政の動きを注視しつつ、新たな連携についても模索をして参りますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

1番 熊木 恵子議員。

議長  
熊木議員  
(再質問)

再質問いたします。今の答弁にありましたように、職員研修のことについて伺います。昨年9月26日、27日の2日間、栗山町を会場に4町職員が参加して開催したということですがけれども、その内容について伺います。内容と、また、それをどう4町で生かすのかというところまで、もし、まとまったものがあれば伺いたしたいと思います。今、質問いたしましたして、私も4町でまとめた冊子を見ながら、報告書も読みながら質問しているんですけども、4町が、特に産業形態とか人口構造とか、いろんな問題点も含めて共通している部分がたくさんあります。そういう意味では、もっと前向きな検討というか、そういうことが必要ではないかと思えます。そういうのもあって由仁町の副町長の方から提案されて、これが動き出したと思えます。4町のいいものを取り入れる工夫というところでは、先日、私、由仁町でちょっと会合とかがあって行ってきたんですけども、由仁町には公共施設がたくさんあります。それで、利用状況とかをちょっと伺ったんですけども、なかなかやっぱりどこ

の町も少子高齢化で、せっかくある施設が有効に利用されていないという悩みを抱えているということを伺いました。由仁町の図書館と郷土資料館とか視聴覚室とかがある所なんですけれども、そこに伺ったら、うちの町にも図書室があって、公民館の所でいろいろと工夫しながら、より使いやすいようにという工夫がされていることは事実ですけれども、実際、やっぱり図書館の機能というふうに考えると、やっぱり子どもから大人まで、行って、入ってみたいくなるような図書館、それで、そこで長居をして、ゆっくり居たいと思わせるような図書館の構造になっていました。また、郷土資料館なんですけれども、由仁のマンモス象とか、あと、大きなトナカイだとか、それが大きなものが展示してあって、中にはジオラマとかができていて、すごく見やすい形でなっているんですね。それを見ると、本当に地続きで、この地域が同じような構造の中であったんだということがわかって、やっぱりそれは展示物を見るとすごく夢が広がってくるというものです。ですから、やっぱりそれは由仁町だけのものではなくて、この近隣で共有できればすごくいいんじゃないかなと感じました。そのほかにも各町、栗山も長沼もいいものをいろいろ持っていますし、うちの町にも誇れるものがたくさんあります。先ほどの議員の質問の中にも、やっぱり町の誇れるものをPRしながら進めていくということでは、もっと活性化されるんじゃないかなと思います。

先ほど、巡回バスのこととかいろいろ質問して、その答弁の中では、それを総じてみると、なかなか運行は困難だというふうにしか聞こえないんですけれども、以前、合併自立の協議をした時に、合併に向かってはいろいろたくさんの資料が出されて、こういうこともできるんじゃないかというのがいろいろ出されたと思います。その中にも3町をつなぐ運行ということが確か示されていたと思うんですよね。合併は破綻して、今、自立になって、それぞれが動いていますけれども、そういう中でも連携しながらやっていくことは十分可能だと思います。そういう意味では、もう少し深めた議論で、それがなかなか見えてこないというところで、部会を立ち上げていても、じゃあ、どの年度に、どこまで積み上げるのかというようなことが明確にはなかなかきていないと思います。その辺が具体的に動き出して、いつまでに、どういうめどで進行するのかというところが、お示しできればしてほしいと思います。

あと、この広域連携のところで、北海道でも結構、進んでやっている所がたくさんあります。例えば、北空知、中空知、奈井江町を中心に、奈井江、歌志内、上砂川、浦臼、近隣1市3町で実施されている施設の相互利用などが取り組まれています。私、昨年、奈井江の北町長にも伺って、いろいろその取り組みを聞いてきました。そういう中では、やっぱりなぜそれをしないとだめなのかというのでは、やっぱりどこでも抱えている問題が、産炭地は産炭地の悩みがあって、なかなか人を集めづら、高齢化で出てこられないというところで共有するということが出されて、施設の利用では、1市3町が相互に住民が同じ町民の町民の料



金で利用できるということでした。奈井江にあるホールも、以前、議員の研修会とかで行ったことがありますけれども、やっぱり立派なホール、その町だけで使って100%利用があるのであれば十分いいんですけれども、なかなかそうではなくて、閉じられている状態であればやっぱり多くで使うのが望ましいと思います。そういう意味では、この南空知4町にはたくさんの財産とか歴史とかがありますので、それを社会教育とかの中でも取り入れるとか工夫が必要かと思います。バスのことでは毎回質問をして、民間のバスとの競合はできないということは必ず言われますけれども、そこをクリアしながら、また、長時間乗るから大変だということもありますけれども、最初から週何回も運行するとか、そういうことはまず到底無理です。ですから、月1回とか月2回とか、あと、いろんな行事があります。今までも北広島での文化行事とか、例えば、栗山町で行われるひなまつりコンサートに、町からバスを走らせたりということをしていますから、そういうことを組み合わせれば、全く実現できないということではないと思います。その辺のことでちょっと再答弁、お願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。先ほどの検証内容については、後ほど課長の方からお話しをさせていただきます。全体的に広域連携のあり方ということのお話かと思います。前段で申し上げましたように、すぐできるものを短期的にと、今、いろいろお話しをさせていただきました。いろいろ難しい問題を抱えておりますので、それぞれありますからそれは中長期的に、ちょっと議員の方から見ると進捗率は遅いかももしれないけど、それだけ課題がたくさんある。それぞれの町の問題がありますので、どうしても時間がかかると。先ほど、合併協議の時もやっていたから簡単だろうと。それは1市の話ですから、今度は自治体が4つあるわけですから、4つをどうするかというのは非常に難しさ、それから、いろんな、例えば、バスにしてもいろんな事業を取り入れておりますから、いろんなことも絡みます。うちの町は、いろんな民間業者がたくさん入っています。それらをどうくぐり抜けて、住民の足確保としてやっていくべきかと。だから、大きな課題、それぞれの町がたくさん抱えておりますので、それらの中からできるものとできないものを分けながら、そして、できるものもちょっと時間がかかるものと、早くできるものと、そういうやり方をさせていただいておりますので、今後ともいろいろ検討しながら、議員から言われたご意見も参考にしながら進めたいと思っております。ただ、議員言われるように、いろんな町を見ていただこうと、南空知でもツアーを組んでいろいろやりましたが、一番参加の悪いのはうちの町です。実際、うちの住民が一番参加していないんですよ。いろんな、南空知ふるさと市町村圏組合だとか、いろいろやりましたが、なかなか非常に難しい。だから、私どもも言うのにもちょっと言いづらいぐらいの。うちの町があふれるぐらい利用していただければ、これもやりましょうという話なんだけれど、実際とし

ては、うちは一番少ない方であります。ですから、今、4町で今言われた部分、ただ、いろんな催し物については、広報で各町の3町の催し物の案内はさせていただいておりますので、個人的に興味がある方は行っていただいていることもたくさんあると聞いております。そんなことも含めながら、うちの町にもこの間も来ていただきましたけれども、よその町から、そういういろんな情報をやっぱりつかみながら4町でやっぱり長く、いろんなことで検討して、いいものを取り入れていきたいなというふうに思っていますので、あと、検証内容については総務課長の方からお話しさせていただきます。

議 長  
総務課長  
(再答弁)

総務課長。

それでは、研修内容について説明をさせていただきます。研修時期につきましては、先ほど町長からも答弁しましたとおり、9月26日、27日の2日間でございます。研修会場は栗山町での今回開催でございます。講師につきましては、市町村アカデミー客員教授、道庁の主催の講師でもございます大塚康男氏に講師をお願いしたところでございます。研修の内容につきましては、自治体債権の管理、徴収管理ということで、主に債権の聴収管理をテーマとしております。受講者の対象につきましては、税金、保育料、住宅使用料、上下水道、給食費担当の職員ということで、2日間にわたりまして67名の参加があったところでございます。南幌町からは2日間で14名の参加をしております。開催経費でございますけれども、報酬、旅費等も含めまして28万円でございます。これを4町の均等割で1町7万円ということでございます。これほどの1町の負担が安かったということで、この4町連携の効果はあったのかなというふうに考えております。参考までに平成25年の研修の予定でございますけれども、由仁町での開催を予定しております。内容はリスクマネジメント、これは管理職、一般職、それぞれ開催を今のところ予定しております。費用につきましては、現在のところ各4町で予算で10万円ずつ計上しておりますけれども、最終的に講師の決定等が決まれば金額もこれ以下になるのかなというふうに思っております。以上、研修の内容でございます。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。今、研修内容の報告の中で、あと1点だけ。14名が参加されたということですがけれども、参加されてどうだったのか、その感想などが、もしこの場でいらっしゃったらお聞きしたいと思えます。やっぱり今後につなげていくという意味では大事なことだと思います。

あと、いろいろあるんですけれども、4町で、例えば、郷土資料館とかを社会教育の中で子どもも大人もそういうものを、児童、子どもであれば社会見学とか学校の行事の中でお互いの町を見て回るというところで、そういう学習が今まで組まれたことがあるのか。正直申しまして、私、由仁の郷土資料館、先日初めて行って、すごく感動したんですよ。こんなすばらしいものが近くにあったのかと私自身が、遅かったんです

けども、思ったものですから、ぜひこれを自分の町の子どもたちにも見せてあげたいなと本当に思ったんです。ちょうどそこは資料館と図書館と、そして、近くにも公園みたくなっていますから、ゆっくりお弁当を持って行って、そこで1日過ごすということはすごくいいなと思ったんですよね。ほかの町を見て、自分の町もやっぱりまたそこで、じゃあ、うちの町のここをほかの町に紹介してあげようという気持ちにきつくなると思うんですよね。だからぜひそれは、今までもやっていたのかもしれないんですけれども、今後、やってなければぜひ取り組むという形で検討できるかどうか伺います。

それから、先ほど、ちょっと再質問の中で言いましたけれども、ひなまつりコンサートとか、北広島の文化行事とかは広報に載っていて、確か、バスで送迎付きというのがあったかと思うんですけれども、それはどのような形でバスを使っているのか。巡回バスとかは違う形でも、それが使えるのであれば、やっぱりせっかく検討協議会が立ち上がっているんですから、先ほど、先にできることと、中長期的にと考えるとおっしゃいましたけれども、やっぱり少しでもいいものは今年度の中でも具体化させて、取り上げていくべきかと思うんですけれども、そのところはどうなっているのでしょうか。

また、この4町連携の中で、職員が入ってやっていますから、そして、各部会が立ち上がっています。そういう中で職員がいろいろ切磋琢磨して、いろんな補助金の使い方だとか、アイデアとかもいろいろ競い合っていて、すごくいいまちづくりを進めている所が道内でもたくさんあります。そこに倣うようなというか、自分たちのこの4町もそういうようなところを目指していくというか、そういうのが大事ではないかなと思うんですけれども、そういうところも検討協議会の中では深められているのか、今後、深める考えがあるのかを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

私から答えられる分については、今、社会教育等については教育長の方からお答えをいたします。それから、研修の成果の声については総務課長から話をさせていただきますが、どちらにしても4町でこうやって連携を始めているわけでありますから、それぞれの町にとって良い意味ものをやっていこうということでありますので、それが早いか遅いかの違いがあろうかと思いますが、それだけ慎重にならなきゃならない部分がありますので、それぞれ今言ったように、熊木議員が言われたように、そういう特色もあるわけでありますし、まちづくりにも同じようにそれぞれの町にありますから、その中で広域連携ができるものについては道を探っていきたいということでありますので、いろんな検討はさせていただきますけれども、まず、急がなければならない、急いでできるものは早くできるだけしたいなというふうに思っています。それから、将来性にあるものについては、それはじっくり検討しながら、4町が共同の歩調がとれれば、それは当然やっていくべきだと思ってきますけれども、そういういろんな声が出せるような連携会議になればいいなというふ

うに私は思っています。

議 長  
総務課長  
(再々答弁)

総務課長。

それでは、職員研修のアンケートの結果について、ちょっとご説明をさせていただきますと思います。これについては、私どもも研修部会の中で、今後にどうつなげていくかということで、参加した職員から研修後アンケートをとっております。全部ちょっと申し上げますとかなりの時間になりますので、若干かいつまんでご説明をさせていただきますと思います。今回の研修について、どのような印象を持ちましたかということで、大きく分けて、大変有意義だったという方が半数以上、有意義であったという方がほぼ同じような状況でございました。講師の説明はわかりやすかったということで、これについては、この大塚先生については、市川市の職員でもございまして、実践を交えた中での研修内容ということで、大変わかりやすかったという方がほとんどでございました。この研修について今後、職務にどう生かしていきますかという問いについても、やはり行政実例だとか判例を基に研修を受けましたので、今、それぞれのセクションでの仕事で、それらを生かしていけるという内容でございました。先ほど、ちょっと私、14名というお話を、本町での参加人数ですね、させていただきますけれども、2日間で14名ですので実質は7名の参加ということでございます。以上です。

議 長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

それでは、先ほどの由仁の郷土資料館に行って、大変感銘を受けたということのお話の中で、南幌町の児童、生徒がそういう見る機会があるのかどうかということで、現実、私は承知はしてございません。ただ、見学旅行等につきましては、それぞれ年間計画の中で行先を決めているということで、一般的に多いのが青少年科学館だとかそういう所だと思います。ただ、議員、そういう思いを受けたということも含めて、学校にも近くにこういういい施設があるよというような話は、学校に方にしていきたいなというふうに思っています。

それと、社会教育事業、4町連携の協議に入る前から、各町で町民の方に知らせていただくようないろんなイベントあるいはコンサート、そういうものについては、お互い情報を共有しながら広報等によって周知をしたり、あるいは各教育委員会からポスターが届いたりすると、それぞれの施設に掲示をしながら、南幌町では開催できないようなそういうものについては、広く町民の方にそちらの方に参加をしていただけるような、そんな手法をとらせていただいております。

議 長  
熊木議員

答弁漏れはありますか。

はい。バスのことです。文化行事とかに参加しているバスがあると思うんですけども、それはどういった形なのか。

議 長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

広報に載せて、募集締め切り、応募をとっている事業があると思います。それは、多分、社会教育の授業の中で広く町民の方に募って、これは聞いていただきたい、見ていただきたいという、そういうものを年間

のスケジュールを通して選定をしているというふうに認識しております。

議 長  
熊木議員  
(再々々質問)

いいですか。

そのバスの形というか、スクールバスを使ったり巡回バスを使ったりしているわけではなくて、空知何とか号というバスなんではないか。そういう形を使っているのかどうか、そこをもう1点お願いします。

議 長  
教 育 長  
(再々々答弁)  
議 長

教育長。

町所有の町バスを年間の中で計画を立てて使用しているところです。

それでは、熊木 恵子議員の一般質問中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩をしたいと思います。

(午後 0時00分)

(午後 1時15分)

議 長  
熊木議員

休憩を閉じ、熊木 恵子議員の一般質問を再開いたします。

2問目の質問に移ります。社会科副読本、学校給食について教育長に伺います。平成25年度教育行政執行方針について質問いたします。小・中学校教育の推進の中の社会科副読本について、町独自に小学校3年生、4年生用に郷土を愛する心を養い、町の開拓の歴史や産業などを学ぶ地域教材として、26年度からの使用に向けて今年度中に全面的な改訂を行うとされていますが、内容の検討がどのように行われるのか伺います。

「豊かな心の育成と健康・体力の向上について」の中で、食育については、学校給食における地場産食材の活用を図ることが掲げられています。町内の農業者が生産している野菜や小麦などをどのように取り入れるのか。食の安全性や数量、規格などの基準があり、現況では冷凍食品の利用なども含まれています。少子化傾向が続き、児童、生徒数の減少も考えると、今までの枠を超えて、より多くの地場産食材を可能な限り取り入れてほしいと思いますが、今年度さらに拡大する考えがあるか伺います。

また、福島原発事故以来、食品の安全に対する関心は高まっています。特に幼児、児童に与える影響は大きいと考えます。私は以前、放射能測定機の導入をしてほしいと質問した経緯がありますが、最近、近隣の自治体では初めて食品の放射性物質測定器を導入し、3月からの運用を始めると報じられています。学校給食センター、保育園、町立病院で使う食材の検査に使用するだけでなく、一般町民の持ち込み検査ができるとされています。教育長として、食の安全を考え、本町でも取り入れる考えがあるか見解を伺います。

議 長  
教 育 長

教育長。

社会科副読本、学校給食についてのご質問についてお答えいたします。1点目のご質問ですが、本町の社会科副読本は昭和42年に初版を編集し、以後、6回にわたる改訂を行ってきました。現在、使用している副読本は平成16年4月に改訂したものであり、その後9年を経過してお

ります。その間、京都府京北町との姉妹町解消、南空知3町の合併協議、多良木町との姉妹町締結、小学校統合や開拓120年・町制施行50周年記念式典など、様々な出来事とともに町や北海道内の様子が大きく変わりました。そうしたことから、今年度改訂を行うものでございますが、昨年9月に小学校社会科副読本編集委員会を設置しており、委員長には小学校長、副委員長は小学校教頭、委員は小学校教諭5名、中学校社会科教諭1名で組織し、現在まで5回、全体では20回程度の編集委員会の開催を予定しております。

次に、2点目のご質問ですが、議員もご承知のとおり、食材を含めて、町が物品などを購入する場合は、町競争入札参加資格申請、審査を経て、資格登録業者として名簿掲載されることが前提となっております。また、野菜などの購入に当たっては、見積り合わせ等による価格判断と併せて、安全かつ安定的に供給されるかなど、一定の基準に照らした検証が行われることとなります。給食センターの現状では、町内の農業者からの野菜などの購入実績はございませんが、農村婦人グループより農産加工品の味噌を購入しております。お米につきましては、ご承知のとおり全量、南幌産米を取り入れております。なお、小麦につきましては、以前にも議員からご質問をいただきましたが、学校給食における麺給食での利用を考えた場合、一定量の確保、製粉管理、費用等の問題から難しい状況にあります。しかし、地場産食材の活用につきましては、子どもたちの食育及び学校給食の充実に欠かすことできないものであると捉えております。これからも、引き続き地場産食材の活用について関係団体との協議及び可能性を検討して参りたいと考えております。

次に、3点目のご質問ですが、学校給食で使用する食材につきましては、安全性等を考慮し、町内産、道内産、国内産の順で使用しておりますが、冬期間は、特に野菜などの町内産、道内産食材が不足傾向になります。そのことを踏まえて、平成24年度から北海道教育委員会では、放射性物質量を測定する学校給食モニタリング事業を実施しており、本町においても事業申請を行い、2月上旬に専門機関での検査を終え、放射性物質は検出されなかったことの報告を受けたところでございます。今後も、この学校給食モニタリング事業などを積極的に活用するとともに、国や北海道からの放射性物質を含めた食材の安全に係る動向や情報に注視しながら、安全・安心な給食を提供して参ります。そのようなことから、現状においては放射性物質測定器を導入した取り組みは考えておりませんので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

2つの質問をしているので、まず1点目の副読本のことについて再質問いたします。今、メンバーとか、既に昨年9月から検討しているということでの報告を受けました。それと、作られてから結構期間が経っているということ、新たに加わる歴史上のこととかいろいろなことがあると思いますので、その辺は今のメンバーの中でいろいろ聞き取りとかをしながら集めているのかと思うんですけども、大きな問題が、この間、

この町にはあったと思います。それから、120周年ということで、そういう事業もありましたので、それがやっぱり漏れることなく、紙面の関係もありましようけれども、含めていただきたいなと思います。私、先日、教育委員会でこの副読本を貸していただきました。これは、聞きましたら、2年間に分けて、持ち上がって、だから、個人に渡すのではなくて保管しておいてこれを大切に使うということでした。それで、この副読本を読んでいくと、やっぱり私も長いこと南幌に住んでいますけれども、なかなか私たちが忘れていたり、全く知らなかったことが載せられていて、これを3年生、4年生だけの物にするのではなくて、やっぱり町民が共有するということがすごく大事ななと思いました。自分も子育てをしている時は、学校の行事とかに参加して、例えば、小学校6年生ですと町の歴史のことで劇をしますよね。それで、すごく感動したり、歴史を改めて認識するということがあります。けども、だんだん子育てからも離れてしまったら、全くそういう機会がなくなってしまうよね。ですから、この副読本を、今はもう古いというか16年に作った物で、その予備数というのがあるのかなのか、そこもちょっと教えていただきたいんですけども、今後作る物については町民が目に触れるような形で図書室に置くだとか、貸し出しをするだとか何かそういうようなことを考えておられるのか、それを伺います。

あと、もう1つのことです。学校給食のことについて今までも何度か質問しているんですけども、学校給食に地場産の野菜とかをなるべく使ってほしいという願いは皆さん、きっと思っていると思いますし、教育長も含めて、持っていると思うんですよね。だけれども、いろいろ問題があって、まとめてそろった物でなければ利用できないとか、いろんなことを今までもずっとそういう答弁をいただいているんですけども、例えば、近隣で、ちょっと今日、切り抜きを持ってこなかったんですけども、昨年10月ぐらいに由仁町の学校給食が、その日1日は全部由仁町の物で作ったということが確か掲載されていたと思います。その時には由仁町の果樹園で作ったブドウも提供されていて、あと、地場産の野菜を使った物が使われているということでした。それで、由仁町の給食の数と、南幌町で今、実際にやっている給食数というか、1日に作る量とかの関係で、それがうちの町では、そういう意味でも困難なのか。あと、今、人口がやっぱり減っている中で、毎年、予算とか決算の時に全体の給食の数が減っていますよね、すごく。そうやってきた時に、数が減ってきているのであれば比較的簡単にというか、例えば、ハウレンソウならハウレンソウだけは、まず取り入れてみるだとか、そういうようなことができないのかなということを感じるんですけども、農業生産者の中にもいろいろたくさんの野菜とかを作っている方がいます。それを、学校給食の場合はいろいろ仕入れとか、取るのに難しい、その手続きとかいろんなことがあって簡単にいかないという説明は今までも受けているんですけども、そこを何とか改善してやっていくという方法が本当はないのかどうか、そこがどうしても、私、できないのかなとい

うことがすごく思うんですよね。だから、農業生産者がいないわけではなくて、いろんなものを作っている方がいるので、そこを学校給食用にということで、それはどういう連携になるのか、JAさんの力も必要ですし、その辺と連携をとりながら町でお願いして、バックアップしていくというようなシステム作りができないのかどうか、それをちょっと伺います。

あと、食の安全ということで放射能測定器、昨年9月の議会で質問して、その時の答弁では、私、単独でうちの町だけで導入するというのはきっと難しいと思うので、振興局とかの力も借りながら近隣で連携して、例えば、1台を入れて、それを共同で使っていくというような方法ができないかと伺った時に、問い合わせしてみるような答弁だったと思うんですよね。その結果、どうだったのかということもお聞きしたいですし、あと、実際に先日、新聞にも載りましたよね。長沼町の測定器が。ちょうど私も見せてもらいました。驚くほど本当に小さくて、スタンド型の灰皿ぐらいの大きさなんですよね。だけど、重さがすごくあるということで、ちゃんとかぎをかけた所、1室を使って、そこで測定するということがあったんです。ドイツ製の370万円したんですということを説明受けたんですけれども、今の答弁の中ではなかなか難しいということでしたけれども、やっぱり町民の安心安全というか、特に幼児とか児童というのは、やっぱり放射能の危険というのには、さらされるリスクというのは私たち大人以上にすごく大きいと思うんですよね。確かに学校の今、モニタリング事業ということで、そこを通してきているので、安全は担保されているというふうに考えるのか、そうであっても、さらにまた自分の町でも機械を導入して調べていくというようなことが、町民にとっても自分の町でそういう物を置いてやっているということを示すことですごく安心感が増すと思うんですよね。だから、そういう意味では、370万円が安いのか高いのかと、予算が全くないのかということではなくて、もっと前向きに検討するということができないのか、それは町長にも伺いたいと思うんですけれども、そこ、再度質問したいと思います。

あと、学校給食でいろいろ食材とかいろいろな物を入れる時に、今、栄養士さんが道の方から来ていますよね。それで、その栄養士さんの考え方というか、そういうのもいろいろ食材を入れる時に左右するのかなとも思うんですけれども、その辺は教育委員会としては、栄養士さんとの食材、野菜とかいろいろな物を使うときの打ち合わせとかはどうなっているのか、そこも伺います。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

それでは、再質問にお答えをしたいと思います。まず、社会科副読本の関係でございます。改定後、かなり時間も経過していることから、南幌町あるいは北海道内においてもいろんな出来事の変遷がございます。極力そういうものは漏れのないように、委員会を作っておりますので、万全を期していきたいなというふうに考えております。さらに、熊木議



員からも良いご提案をいただきました。子どもたちだけの物ではなくて、南幌町の歴史等も書かれているということがあるものですから、現在も社会科副読本については図書室の方に配置をしておりますが、それを周知していない、こちらの多分手落ちがあると思いますので、今後につきましては1人でも多くの町民の方が目に触れ、手に触れることができるように、設置場所についてもこれから考えていきたいというふうに考えております。

次に、給食センターの地場産作物の関係でございますが、昨年、由仁町で実施したことは私どもも承知しております。実は南幌町でも新聞で、記事的にはあまり大きくなかったわけですが、実施しているものがあります。農協さんの方からお米、さらには野菜をいただいた経過がございます。それで、昨年についてはカレーライスという形の中で作って、子どもたちに食べていただいたということがございます。ただ、先ほど、答弁で申し上げましたが、あくまでも今、町の仕組みとしては物品を納入する場合に指名参加、指名願というものを出して、その手続によって町全てにかかわるものを納品するというシステムになってございます。南幌町の場合、農家あるいは農業法人の方たちが直に指名願を提出して、指名業者に指定されている実績はございません。ただ、南幌産として入ってくる物については、当然、市場を通して入ってくる野菜がございますので、そこを指名業者の方が南幌産野菜を仕入れて、それが、給食センターに納入されるという、そういうような状況がございますが、現在のところそういうことでございますので、今のシステム上、できれば私も地元の野菜、安心安全な野菜ということでございますが、あくまでもその市場を通した形の中で、例えば、そういう物についてはどういう管理の中で出荷されているか、生産履歴というんですか、そういうものも今は非常にやかましくなってきた部分があります。どこでも、子どもたちの口に入る物という形の中で、安心安全な物ということで、万全を期していきたいというふうに考えておりますが、何かいい方法がないかということも含めて、今後、関係機関あるいは生産者の方とも懇談するような場所を設けていきたいなというふうに考えております。

それと、放射能測定器の関係でございますが、9月の一般質問で確かに質問を受けております。今後検討するという話をした記憶も私にあります。その時点では、先ほど言いました、北海道のモニタリングの関係、実はこの時、南幌町教育委員会としても手を挙げておりました。ただ、その返事がまだ来っていない段階でございましたので、そのことには触れなかったわけですが、これは地元の給食の米、野菜、その日に出す給食食材全てを送るわけです。そして、その食材を検査してくれる。道の経費でやっていただける事業が昨年、立ち上がりました。そんなことも含めて、自前ではなかなか機械を入れてそこまでできない部分がありましたので、道のそういう事業に乗っかって、昨年、実施をさせていただきました。確認するところによると今年度も引き続きそのモニタリングをやるということですので、協力をお願いをして引き続きやっていって、

少しでも安心安全な意識付けについて教育委員会としても頑張っていきたいなというふうに思います。さらに、近隣の長沼で実際370万円の機械を入れたということも承知しております。さらに、長沼さんでは、その機械を管理する特別な人を新たに採用していくということもあります。ですから、近くにそういう先進事例があるわけですので、連携も含めて、これから長沼さんの様子も拝見しながら見極めていきたいなと。ただ、現状では町単独で入れることは非常に難しいなというふうに考えております。

それと、献立の関係に多分なると思うんですが、栄養士ではなくて、今、栄養教諭という部分でございます。これは、食育の教育も進めるということもありますので、給食の献立、さらには学校に戻って子どもたちに対する食育の教育という形の中で当然あります。ですから、当然、野菜などを調達する場合については、町内産があればそういう物を広く入れていただくような形、あるいは道内産、そういうようなことも十分打ち合わせをしながら、少しでも多くの地元の野菜が入るような形の中の連携をとらせていただいております。さらに給食日より等で地元産の野菜の使用量だとかそういうものも適宜報告をさせていただいているところでございます。以上です。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。先ほどの中で370万円のドイツ製のという、それだけではなくてきっといろいろあるんでしょうけども、たまたま私が見たのがそれだったのでそれを、教育長は今、なかなか厳しいということでしたけれども、町長としては導入していくという考えはないのか、それは町長に伺いたいと思います。

あと、いろいろ、システムというところで、なかなか今のその納品システム、指名願を出して農家さんが、というところがなかなか難しいということの答弁でしたけれども、質問と、それから再質問の中でも述べたように、作る絶対個数というか、その作る量がやっぱり減っていつている現状にありますから、それが、だから今まで、例えば、1,000食作った時と700食になって300減ったという段階では、やっぱり使う量から全て変わってきますよね。そうした時にそれをやっぱりチャンス、少子化で減っていくことはとてもチャンスとは言えないですし、増えていくのが望ましいんですけども、少なくなってもやっぱり地元の物をおいしく食べてもらいたいという願いは皆さん共通だと思うんですね。だから、それを何か入れる方法を本当に模索するとおっしゃいましたので、ぜひ、それを検討してほしいのと、私は、生産者が作った野菜とかお米とか、やっぱり顔の見える物を子どもたちが食べて大きくなるということは、こういう基幹産業は農業と謳われているこの子育てのまちで、この南幌にしかできないことだと思うんですね。だから、都会では味わえない、実際に自分が通学している途中に田んぼがあって、畑があって、季節の変わりがわかるという環境の中で育った子どもならでの感性というものがすごく身に付くと思うんです。そういう意味で、

うちの町の野菜がうちの町の子どもたちに食べてもらって大きくなって成長していくということを、町民の1人としてもやっぱり誇りを持って、それを周りに広めていきたいと思うんですよね。だから、そういう意味で、困難だと言いながらもやっぱりできる方向を考えていく、それから、先ほど由仁の例を出して、南幌の例を出さなかったんですけども、私も切り抜きでは、南幌で学校給食を食べているのももちろん切り抜いてありますし、ただ、自分の疑問としては、隣の町でそういうふうにできることが、うちでどうしてできないのかということが、やっぱりそこに思い至るんですよね。だから、できないことの列挙ではなくて、じゃあ、できるためにはどこを突破して、まず1つをやっつけていこうかというところになっていくと、問題は少し解決していくんじゃないかなという気がするので、それをもし答弁いただければ、いただきたいと思います。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

お答えをしたいと思います。決して私はできない理由を列挙しているつもりはありません。熊木議員と本当に、自分の所で菜園を作って、野菜をとっていけば当然、その野菜を自分のうちで消費するのは当たり前のことだと思います。それで地元でとれた野菜、いろんな方面で市場を通して出回っていることも承知しております。そんな中で農家個々と手続きを踏まないで入れていただくような方法があればこれはまた別ですが、少なくとも子どもたちの口に入る食材になるわけですので、少なくとも今決められたルールの中で農家さん、あるいは法人さんが指名願を出していただいて、うちで作った野菜をみんなに食べてもらおうという、そういう機運に少しでもなっていたいただければなというような、そんな思いもあります。ですから、いろんな機会を通じながら、そんな話もしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の放射能測定器のお話でございますが、今、毎日、新聞でも道で測っています数字が出ています。当然、私どもも気になる部分でありまして、この辺がどうなるのかといろいろ私なりに調べさせていただきました。370万円と言いましたけれども、これで測ったから100%良いかといったら、そうじゃないんです。放射能というのはいろんな、がありますので、大気中にも当然あります。そうしたら、何十万円の機械はどうなのという話、これはピンからキリまであります。1,200万円もあります。調べさせていただきました。どれをとっても、その町が何を必要とするのかというものがきちんとなければ、お金の値がわからないわけでありまして、今、うちで導入してやらなきゃならない事態というのは起きておりません。ですから、それぞれ食品は販売する方、あるいは生産する方できちんと出てきておりますから、今、我が町の土壌の関係でいきますと、そういうのは出ておりませんし、樹木にも出ておりません。だから、大気中の部分は多少、私はあるかと思いますが、そういう中で改めて、今、これを導入してどうのこうのと

ということには必要あるのかどうかと。私は、まだそういう状況にはないと。きちんとそれぞれの機関、あるいは市場を通して安全な物が提供されているわけでありますから、そういうことが今どうして必要なのかということでもあります。そのことを考えますと、町で改めて購入して、あるいは人を配置して、部屋をとって、今、必要なのかと言われると私は今必要ではないと。むしろ不安をあおるようなこと。この間来た方々は、長沼町で何か出たんですかという話。私はそういうことじゃないですと。安全性を保つために町独自で買ってやっていると思いますよと。やっぱりいろんな見方がございます。だから、どこを信頼するかということではないかなというふうに思っています。今、うちの教育委員会も食材については吟味しながら、あるいはモニタリングもしながら安全だという物を使っているわけでありますから、そういう部分で良いと思っていますし、我が町の農業生産者も自分たちで調べながら安全な物を作っていると、供給をしているということでもありますので、今のところ、そこまですべてかけて必要なのかという現時点では私は必要ないということで、同じ業者だと思っています、うちにも来ました。来ましたけど私のお話をさせていただいた時には、まだうちには必要ないというお話をさせていただきましたので、その後、国、道にかけ合ったら、どれも間違いないという機械は今のところないと。いろいろ一長一短はあるということですから、その町にあった機械を導入するなら導入した方がいいですよということでしたので、今のところ導入の考えは持っておりません。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日本日予定しておりました日程が終了いたしました。

予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

(起立)

ご苦労様でした。

(午後 1時45分)

議長 おはようございます。(午前9時30分)  
去る3月9日より予算審査特別委員会のため休会となっております。平成25年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程30 議案第25号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第25号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましては、民法の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第25号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。今回の改正については、民法の一部改正により、未成年後見人の法定代理者の扱いが法人でも可能になったことに伴い、個人情報保護条例において規定されている代理請求の手続きに関する規定を整備するものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第25号関係の新旧対照表でご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線を付した箇所が改正部分でございます。第16条の開示請求の手続き、第23条の訂正等の請求の手続き、裏面の第25条の3、利用停止の請求の手続き、それぞれ「(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名)」を加え整備するものでございます。附則として、この条例は公布の日より施行する。以上で議案25号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第25号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程31 議案第26号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第26号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、財政事情説明書の公表時期を変更するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第26号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この条例につきましては、一般会計及び特別会計の予算並びに決算、年度期間内における予算執行状況を定められた期日に公表するものでございます。この度、財務会計システム導入により年度内予算執行状況が速やかに確認できることとなりましたので、公表時期等を改めるものでございます。

それでは、別途配布しました議案第26号関係の新旧対照表で説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線を付した箇所が改正部分でございます。第2条の公表では、毎年「1月1日及び6月1日」を「6月1日及び12月1日」に改めるものでございます。第3条第2項では、「1月1日」を「12月1日」に改め、「前年4月1日」を「その年4月1日」に改めるものでございます。附則として、平成25年4月1日から施行する。以上で議案第26号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程32 議案第27号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第27号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、障害者自立支援法の名称変更及び一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第27号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。今回の改正は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律、これが昨年6月20日に成立、同27日に公布され、本年4月1日に施行されることによるものでございます。

別途配付しております議案第27号資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。左側が改正後の新、右側が改正前の旧でございます。アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の第3条第1項第5号中、「障害者自立支援法」を、改正後、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第27号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程33 議案第28号及び日程34 議案第29号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程33 議案第28号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例制定について

●日程34 議案第29号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例制定について

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第28号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例制定について並びに議案第29号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法等に関する条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第28号、議案第29号のご説明をさせていただきます。

初めに、議案第28号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。新条例でございますので、本来は条文を朗読して、要点の補足説明等を加えさせていただくところでございますけれども、かなりボリュームのある条例内容となっておりますので、説明方法を別途配布しております議案第28号説明資料で要点等を簡潔にご説明させていただきたく、ご了承をお願いいたします。

それでは、別途配布いたしました議案第28号説明資料をごらんください。1番、条例制定の経緯でございますけれども、平成22年6月に、政府が閣議決定を行った地域主権戦略大綱に基づき、国で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法を制定し、この法律の施行に合わせて介護保険法の改正も行われたところでございます。改正内容といたしましては、これまで厚生労働省が省令として定めておりました介護サービスの指定地域密着型サービス事業所、本町でいえばグループホームと認知症デイサービスの事業所が該当いたしますが、その事業所にかかわる事業者の指定要件や人員、設備及び運営等に関する基準を市町村が条例で定めなくてはならなくなりました。

次に、2番、本条例の対象となる指定地域密着型サービスでございますが、地域密着型サービスの事業所形態は、グループホームをはじめ夜間対応型訪問介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所など、全部で8つの事業所形態があります。先ほどご説明したとおり、本町では、

(1)の認知症対応型通所介護事業所として、認知症専用のデイサービスが1事業所、(2)の認知症対応型共同生活介護事業所として、グループホームが4事業所しかございませんので、今回の条例制定に際しましては、この(1)と(2)の2つの事業所形態に限定して運営基準等を定めてさせていただいております。なお、指定地域密着型サービスは、南幌町に住所のある方しか利用することができない介護サービス事業所ですので、この条例を議会提案させていただく前に、広く町民の方からご意見等をいただく目的に、2月1日から20日間、パブリック・コメントを実施しております。その中で特に町民の方からのご意見等がございませんでしたので、ご報告させていただきます。

続いて、3番、この条例制定に係る関係法令でございますが、記載の



とおり、(1)の介護保険法から(6)の国民健康保険法までの6つの法令等がかかわっている条例でございます。

次に4番、条例制定にあたっての基準でございますが、この条例は国の地域主権改革一括法に基づくものであるため、制定にあたっては一定の基準が定められております。その基準として、表のとおり、3つの基準類型に分類されておまして、この基準に基づいて、許容される範囲内で条例を制定することとなります。表の赤字、従うべき基準とは、これまで厚生労働省が省令で定めていた基準どおり必ず従わなければならないもので、従業者の人数ですとか居室の面積、安全管理等といった事業所運営の基本となる内容を定める基準であります。青字の標準は、厚生労働省令の基準を標準として捉え、合理的な理由がある範囲内で市町村独自にサービスの利用定員など、地域の実情に応じて標準と異なる基準を定めることができますものがございます。最後の黒字の参酌すべき基準とは、赤字の従うべき基準、青字の標準以外の基準ということで、厚生労働省令の基準を参考に市町村独自に地域の実情に応じて自由に定めることができます基準であります。

次に、5番、本町の条例案に対する考え方でございますが、説明資料2ページの条例制定基準及び町条例案の考え方をごらんください。この表は、条例内容を項目別に厚生労働省令の国の基準と町の基準案、町の考え方、さらには条例制定基準を色別に整理した資料になっております。赤字の従うべき基準としては、2ページの一般原則で、地域密着型サービス事業者は法人でなければならないことと、中段の従業員の員数、3ページで利用定員等から提供拒否の禁止まで、次に6ページで身体拘束等の禁止、7ページで利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止、9ページで秘密の保持、10ページで事故発生時の対応について、これまでの厚生労働省令の基準に従って条例を定めさせていただいております。次に、青字の標準では、3ページの認知症対応型共同生活介護として、グループホームの設備基準のみが該当となっておりますが、町としては、特に、国の基準を変更するまでの合理的な理由がないとの判断で、設備基準については国の基準どおり定めております。ほかは全て黒字の参酌すべき基準でありますけれども、本町の実情がこれまでの国の基準を上回る内容や異なる内容を定めなくてはならないといった、特段の事情、地域性が認められないということで、基本的に国の基準どおり定めさせていただいております。しかしながら、2点ほど制定済みの町条例と、ほかの法律との整合性を図る必要がございましたので、緑色で表示している箇所を国の基準と異なった内容で条例を定めさせていただいております。

1点目として、2ページ上段部分でございます。昨年6月の第2回議会定例会において、南幌町暴力団の排除の推進に関する条例が制定されておりますので、この地域密着型サービスの条例の中に暴力団排除に関する規定の追加が必要ということで、一般原則に、地域密着型サービス事業者は暴力団関係事業者でないこと、それと、役員が暴力団員でない

という基準を追加させていただいております。

それともう1点、最後の10ページ下段部分の介護サービス提供に関する記録の整備において、国の基準では書類の保存年限は2年間と定められておりましたが、介護保険法における過払い時の返還請求の消滅時効が5年ということと、医師法における診療記録等の保存年限も5年ということもありまして、国の基準を上回った内容となりますが、介護サービス提供に関する記録は、完結の日から5年間保存するという基準に変更させていただいております。

最後に、この条例の構成について、議案書の議案第28号の条例条文の目次で簡単にご説明させていただきます。第1章、総則の第1条から第3条では、この条例制定に係る趣旨、定義、地域指定密着型サービスの事業の一般原則を定めています。

続いて、第2章では、認知症対応型通所介護、いわゆる認知症専用のデイサービス事業所の基準として、第1節第4条では基本方針を定めており、第2節第5条から第10条では、事業所運営に係る人員や設備に関する基準を定めております。なお、認知症デイサービスは、運営方法が単独型、併設型、共用型という3つに分かれておまして、この運営方法によって基準が若干異なりますので、運営方法別に基準を定めております。単独型とは、現在、南幌町内で運営されておりますみどり野デイサービスセンターのように単独の事業所のことで、併設型とは特別養護老人ホームなどに併設して認知症デイサービスを実施する事業所のことをいいます。また、共用型とは、グループホーム内で認知症デイサービスを実施している事業所で、この場合、利用定員は1日当たり3人以下と定められています。現在、本町には単独型の事業所しか運営されておませんが、将来的に併設型や共用型の事業所ができる可能性もあるということで、今回の条例には、全ての運営方法に対応できるよう基準を定めさせていただいております。次に、第3節第11条から第43条では、介護サービスの提供に関することや緊急時の対応、管理者の責務、事故発生時の対応、記録の整備など、事業所の運営に関する基準を定めております。

続いて、第3章、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム事業所の基準として、第1節第44条では基本方針を定めており、第2節第45条から第47条で、事業所運営に係る従業者の員数などに関する基準を定めております。第3節第48条では、入居定員や居室の面積等といった、居住する上での設備に関する基準を定め、第4節第49条から第67条では、入退居や緊急時の対応、勤務体制の確保、地域との連携、記録の整備などほかに、認知症対応型通所介護で定めた基準を一部準用する内容で、グループホームの運営に関する基準を定めております。

最後に、第4章、第68条では委任規定を定め、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する、ということであります。

続きまして、議案第29号 南幌町指定地域密着型介護予防サービス

の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例も、新条例でございますが、議案第28号の条例は、介護認定区分で要介護1から要介護5までと判定された方を対象とした地域密着型介護サービス提供事業所の運営基準を定めております。また、この議案第29号の条例は、介護認定区分で要支援1、要支援2と判定された方を対象とした地域密着型介護予防サービス提供事業所の運営基準と、介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定めた条例となっております。

そのようなことから、この条例の説明方法については、議案第28号の条例と大きく異なっている部分などを、別途配布しております議案第29号説明資料等で簡単にご説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

議案第29号説明資料をごらんください。2番の対象となるサービスでございますけれども、名称にそれぞれ介護予防という表現が付いたことと、利用できる対象者が、先ほど言いましたように要支援1、2の方という違いだけで、そのほか条例制定基準や本町の条例案に対する考え方、2ページ以降の資料につきましても、先ほど説明させていただいた議案第28号説明資料とほぼ同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。なお、介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準とは、議案第28号の条例にはない基準ですが、介護保険法において、要支援1、要支援2と判定された方が、できる限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことができるようにと、介護予防サービス事業者に介護予防のための効果的な支援を取り組むよう規定していることから、この条例におきましても、第2章、介護予防認知症デイサービス、第3章、介護予防グループホームの中に、節で、介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を設け、事業所としての目標設定や計画的な取り組みなどの基準を定めさせていただいております。そのほかの条文等につきましては、議案第28号の条文とほぼ同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。以上で、議案第28号、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第28号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第29号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第29号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第28号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第29号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程35 議案第30号 南幌町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第30号 南幌町新型インフルエンザ等対策本部条例制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第30号 南幌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明申し上げます。

初めに、この条例制定の経緯といたしましては、昨年5月、国において、新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命と健康の保護を第一に、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう新型インフルエンザ等対策特別措置法を公布いたしました。この法律で政府の対策本部長である内閣総理大臣から、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたとき、市町村長は直に対策本部を設置しなければならないと義務付けられたところがございます。また、この法律の施行日を、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とし

ておりまして、今年の5月には法律が施行となるため、南幌町としても政府から緊急事態宣言が出された場合、速やかに対策本部を設置して対応できるよう必要な事項を定めた条例を制定するものでございます。

新条例でございますので、条文を朗読し、順次説明を加えさせていただきます。目的、第1条、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、南幌町新型インフルエンザ等対策本部（法第34条第1項の規定により本町に設置される同項の市町村対策本部をいい、以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、名称の新型インフルエンザ等とは、新たに人から人に伝染するウイルスを病原体とする新型インフルエンザと、かつて、世界的規模で流行したインフルエンザで、その後、流行することなく長期間が経過しているものとして、厚生労働大臣が定める再興型インフルエンザ、それと、既に知られている感染性の疾病等と明らかに異なり、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症のことを言っております。

続いて、組織、第2条、対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。第2項、対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。第3項、対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。第4項、対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。第5項、前項の職員は、本町の職員のうちから、町長が任命する。なお、本部長は、法律で、町長をもって充てると定めておりまして、副本部長、本部員等につきましては、これも法律で、本部長である町長が全て任命及び指名を行なうと定められております。また、本町の組織体制案といたしましては、副本部長には副町長と教育長、本部員には病院事務長、消防支署長を含めた全ての課長職とし、第4項の必要な職員には、保健福祉課職員のほかに、総務課、住民課、教育委員会、町立病院など、新型インフルエンザ等対策に係る課の職員が当たることとしております。

続いて、会議、第3条、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。第2項、本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本町の職員以外の者を会議に出席させたときには、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

部、第4条、本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。第2項、部に属すべき本部員は、本部長が指名する。第3項、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。第4項、部長は、部の事務を掌握する。

雑則、第5条、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則といたしまして、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措

置法の施行の日から施行する。この施行日でございますけれども、冒頭でご説明させていただいたとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日が、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日ということでございますので、本条例の施行日も、法律の施行日から施行するというふうにさせていただいております。以上で内容の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第30号 南幌町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程36 議案第31号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第31号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定につきましては、障害者自立支援法の名称変更及び一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第31号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。今回の改正は、国において、障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援を行い、共生社会を実現することを目的に、平成17年に制定した障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法として法律の名称変更と内容を一部改正し、昨年6月、法律の公布、本年4月1日より施行されることから、南幌町地域生活支援事業条例も一部改正が必要となったところでございます。

別途配布しております議案第31号資料、新旧対照表でご説明させていただきます。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。第1条の目的でございますが、法律の名称変更に伴い、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に文言を改正するものでございます。

次に、第2条の事業内容でございますが、障害者総合支援法において、

障害者の支援を強化していくため、市町村が実施する地域生活支援事業に、障害者に対する理解を深める事業などが追加されたことと、事業の名称を法律と整合性を図るため改正を行うものでございます。改正後の第2条第1号に「障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業」、第2号に「障害者等が自発的に行う活動に対する支援事業」、第4号に「市民後見人等養成研修事業」、第7号に「意思疎通支援者養成事業」の4つの事業項目を追加し、また、改正前の第2号「コミュニケーション支援事業」を「意思疎通支援事業」に変更し、改正後、第5号とするものでございます。また、事業項目順序を法律の条項順序に合わせ整理を行なっております。

続いて、2ページ、第4条の対象者でございますが、第1項では、第2条の事業項目の追加に伴い、対象事業との整合性を行う改正でございます。また、改正前の対象者は、第1号から第4号まで関係法令で規定する対象者を表記しておりましたが、改正後は、障害者総合支援法の規定を引用して、第1号で「法第4条第1項に規定する障害者」、第2号で「法第4条第2項に規定する障害児」として、改正を行うものでございます。なお、障害者総合支援法では、これまで障がい者の範囲に含まれておりませんでした難病等が加えられます。そのようなことから、現在、難病で苦勞されている方も、この地域生活支援事業の利用ができることとなっております。以上のことから、改正前の第3号、第4号は削除し、第5号は、改正後の第3号に改正するものでございます。次に、第3項の改正は、第2条の事業項目の追加に伴い、「第2条第1項第2号」を、「第2条第1項第5号」に改めるのと、事業の名称を障害者総合支援法と整合性を図るため文言の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 南幌町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程37 議案第32号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第32号 南幌町道路の構造の

技術的基準等を定める条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、町の管理する町道の構造の技術的基準等を定めることとするため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第32号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定についてご説明申し上げます。別途配付しております議案第32号資料をごらんいただきたいと思います。今回の条例制定の経緯でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革一括法の制定によりまして道路法等の一部が改正され、これまで国が定めておりました道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法について、国の基準を参酌し、町がそれぞれの判断により基準を定め、町の条例で制定することになりました。

基本的な考え方でございますが、条例を定めるに当たりましては、これまでの国の基準により道路整備を行ってきたことから、基本的には、国と同一の基準を条例に定めるものとしますが、地域性等を考慮し、町が独自に基準を定めた項目がございます。また、南幌町の道路に該当がない項目は基準を規定しておりません。

条例制定に当たっての関係法令ですが、（1）道路構造令から（4）道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の4つの法令でございます。

基準案の概要、（1）道路の構造の技術的基準でございますが、項目別に国の基準と町の基準の内容を記載しております。第8条第9項の路肩ですが、国の基準は、路肩の幅員は、道の区分に応じ、0.5メートル以上又は0.75メートル以上とする、でございますが、町の基準として、歩道を整備するほどの歩行者又は自転車の通行がない場合においても、自転車又は歩行者の通行スペースの確保のために路肩の幅員を広げることができることを独自に設定します。また、除雪を考慮することを独自に設定します。

次に、第12条第3項の歩道ですが、国の基準は、歩道の幅員は歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とする。これを町の基準として、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員、2メートル以上での整備が困難な場合、歩道の幅員を縮小することができることを独自に設定します。

次に、2ページの第14条、堆雪幅につきましては、国の基準はありませんが、南幌町は豪雪地域であることから、道路に除雪による堆雪スペースを設けることを明記しました。

第22条の視距、第23条の縦断勾配、第24条の縦断曲線、第27条の合成勾配につきましては、南幌町が積雪寒冷地であることから、冬



季の路面状況を考慮して、より安全性の高い構造となるように基準を定めております。

次の3ページでございますが、上記以外の項目、国の基準で、車線等から歩行者専用道路までは国の基準どおりでございます。

登坂車線、軌道敷、鉄道、トンネルにつきましても、国の規定はありますが、南幌町の道路には該当しないため規定をいたしません。

(2) 道路標識に関する基準ですが、条例第42号により別表で定めていますが、国の基準どおりとしております。

附則ですが、条例をごらんいただきたいと思っております。第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。第2項、この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の町道については、第5条から第41条までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合において、当該規定に相当する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第8条の規定による改正前の道路構造令(以下「旧道路構造令」という。)の規定(道路構造令の一部改正に伴う経過措置に関する政令の規定を含む。以下同じ。)があるときは、当該部分に関しては、当該旧道路構造令の規定の例による。以上で議案第32号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程38 議案第33号 南幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第33号 南幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定めることとするため、本案を提案するものであります。詳細につきましては

ては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第33号 南幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定についてご説明を申し上げます。

別途配付しております議案第33号資料をごらんいただきたいと思います。今回の条例制定の経緯でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、

地域主権改革一括法の制定によりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等が改正され、これまで国が定めておりました高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、国の基準を参酌し、町がそれぞれの判断により基準を定め、町の条例で制定することになりました。

基本的な考え方でございますが、条例を定めるに当たり検討した結果、国の基準に従うことが適切であると判断し、基本的には、国と同一の基準を条例に定めるものといたしました。地域性等を考慮し、町が独自に基準を定める項目があります。また、南幌町の道路に該当がない項目は基準を規定しておりません。

条例制定に当たっての関係法令は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令でございます。

基準案の概要でございますが、項目別に国の基準と町の基準の内容を記載しております。第4条、歩道の有効幅員ですが、国の基準は、歩道の有効幅員は、道路構造令第11条第3項に規定する幅員の値以上、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。これを町の基準として、歩道の有効幅員について、町道の構造の技術的基準に準じ、地域事情や用地的に制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員2メートル以上での整備が困難な場合、縮小することができる旨を独自に設定します。

第7条、歩道等と車道等の分離ですが、国の基準は、歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とするものとする。町の基準といたしましては、歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さについて、交通量において増減することが適当であり、交通量が少ない生活道路については、15センチメートル未満であっても歩行者の安全性を保てることから、15センチメートルは下限値ではなく、標準とする旨を独自に設定します。

第2章第3条から第10条で、第4条と第7条を除いたものは、国の基準どおりでございます。

2ページの第3章第11条から第16条の立体横断施設、第4章第17条から第18条の乗合自動車停留所、第5章第19条から第29条の

自動車駐車場、第30条から第34条の移動等円滑化のために必要なその他の施設等は、全て国の基準どおりとしております。路面電車停留所等につきましては、南幌町の道路には、路面電車は存在せず、将来にも想定し得ないため規定いたしません。

附則でございますが、条例をごらんいただきたいと思います。施行期日、第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。経過措置、第2項、第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。第3項、第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。第4項、移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の箇所について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当分の間、当該箇所における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。第5項、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。第6項、第10条に規定する有効幅員は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、これを1メートルまで縮小することができる。以上で、議案第33号の説明を終わります。

議長 説明を終わりましたので、これより質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員 この第33条に関しまして、道路の整備に対しての基準として新たに設けたわけですが、これに限らず、先ほどの32号についてもそうなんですが、このような形で内容を見ますと、今のうちの町の道路でも、この基準にそぐわない部分も何カ所かあるかなと思うんですが、この基準を制定することによって、これから随時改修していかれるのか、それとも、新設道路の段階でこの基準にのっとったような形にしていくのか、それについてこれからのこの条例に対しての対応をお伺いいたします。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 ただいまの石川議員のご質問にお答えいたします。この条例については、新規に造る道路に対して行う条例でございますが、古い歩道に対しましても、この条例は適用いたしますが、現在、2メートル以下の歩道

等がありますが、それについては、この条例をまた適用することがちょっとできませんので、この条例につきましては新規の整備を行うときに使う条例と考えております。以上です。

議長  
石川議員  
(再質問)

5番 石川 康弘議員。

新規の整備という言葉のちょっと解釈がありますけれども、改修する行為に対しても新規の整備というふうなことにはなるかなと思うんです。全く歩道のない所に歩道を付けるのも新規というあればそこだけならばそうなんでしょうけども、現状に対して歩道を何らかの形で拡幅するという行為があった場合には改修ということなんだろうけども、新規というふうな捉え方にもなるんですが、その辺りの境目というのは、どうなんだろう。再度お伺いいたします。

議長  
都市整備課長  
(再答弁)

都市整備課長。

現状の歩道なんですけども、団地内とかの歩道につきましては、2メートル以下の歩道もございます。それにつきましては、この条例を適用するに当たりまして、新たに、国の条例では歩道は2メートル以上となっておりますが、今回、2メートル以下でもできるというふうに変えております。それは、現在ある歩道を改修する時も、この条例を適用できるということを謳っているものでございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第33号 南幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程39 議案第34号 南幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第34号 南幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準を定めることとするため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い

議長  
都市整備課長

申し上げます。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第34号 南幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定についてご説明申し上げます。別途配付しております議案第34号資料をごらんいただきたいと思います。今回の条例制定の経緯でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革一括法の制定によりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等が改正され、これまで国が定めておりました高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、国の基準を参酌し、町の条例で制定することになりました。

基本的な考え方でございますが、条例を定めるに当たり検討した結果、国の基準に従うことが適切であると判断し、国と同一の基準を条例に定めるものといたします。

条例制定に当たっての関係法令は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準を定める省令でございます。

基準案の概要でございますが、全て国の基準どおりでございますが、特定公園施設の内容についてご説明をいたします。第4条、園路及び広場、出入口の幅は120センチメートル以上、段差はなしなど、園路幅は180センチ以上、縦断勾配5%以下など、傾斜路の幅は120センチメートル以上、縦断勾配は8%以下など。

第5条、屋根付広場、出入口の幅は120センチメートル以上、やむを得ない場合80センチメートル以上とすることができる。

第6条、休憩所及び管理事務所、出入口の幅は120センチメートル以上、やむを得ない場合は80センチメートル以上とすることができる。戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

2ページ目の第7条、野外劇場及び野外音楽堂、出入口の幅は120センチメートル以上、やむを得ない場合は80センチメートルとすることができる。車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上であり、奥行き120センチメートル以上であること。

第8条、駐車場、車いす専用駐車施設幅は350センチメートル等、第9条から第11条、便所、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有することなど、出入口の幅は80センチメートル以上、第12条、水飲場及び手洗場、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

第13条から第14条、掲示板及び標識、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること、掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。以上で議案第34号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員 先ほどもちょっと質問しましたけれども、先ほどは道路で、今回は公園ということですが、先ほどの質問の中の答弁としては、新規のものというふうな形でおっしゃっていましたが、この公園に関してはどういふふうな取り扱いをされるのでしょうか。この条文の4番目の基準案の概要の中で見る限りにおいては、例えば、裏の方には、便所の床とか、便房、又は便器のことかなというふうな解釈をするんですが、そういったものは結構、改修が必要であり、求められているところもあるわけですが、それも新たにトイレを作る時にやるというふうなことになるのでしょうか。少しでもやはりこういった条例にのっとって、年次計画で改修していくことも必要なんじゃないかなと思います。先ほど、道路の関係でもちょっと言いそびれましたけれども、先ほどの条例の中でも、例えば、バス停の所にベンチを置くだとか屋根を置くだとかという、そういったことというのは新規じゃなくても追加でやれることもできるんじゃないかなという感じがするだけに、この条例を制定することによって、そういったことが促進されるのかなというふうにも解釈するんですが、その辺りをお伺いいたします。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 ただいまのご質問でございますが、新規及び改修時に、この条例を適用して行いたいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第34号 南幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程40 議案第35号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第35号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、南幌町都市公園の配置等の基準を定めることとするため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が

議長  
都市整備課長

説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第35号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。別途配付しております議案第35号資料をごらんいただきたいと思っております。今回の条例制定の経緯でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革一括法によりまして都市公園法が改正され、これまで国が定めておりました都市公園の配置及び規模に関する基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合に関する基準について、国の基準を参酌し、町の条例で制定することになりました。

基本的な考え方でございますが、条例を定めるに当たり、これまで国の基準により都市公園の整備を行ってきたことから、基本的には、国と同一の基準を条例に定めるものとしますが、現状で、国の基準を上回っている項目は規定いたしません。

条例制定に当たっての関係法令は、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則でございます。

基準案の概要でございますが、項目別に国の基準と町の基準の内容を記載しております。都市公園の敷地面積の標準ですが、国の基準は町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。町の基準といたしましては、南幌町の住民1人当たりの敷地面積が98平方メートル、市街地の住民1人当たりの敷地面積が27平方メートルと国の基準を超えており、目標値の設定を要しないことから、本項目は規定いたしません。

第3条の2、都市公園の配置及び規模の基準、2ページの第3条の3、公園施設の設置基準、第3条の4、公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合、これらにつきましては、国の基準どおりとしております。

3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。改正前の第1章の次に、配置及び規模等の基準、第1章の2を加える、第3条の2から第3条の4まで追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成24年5月1日から施行する。以上で議案第35号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第35号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定につ

いては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、11時まで休憩をいたしたいと思います。

(午前10時46分)

(午前11時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程41 議案第36号及び日程42 議案第37号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程41 議案第36号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定について

●日程42 議案第37号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定について

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第36号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第37号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、町公営住宅の整備基準を定めるとともに、暴力団員に係る明渡請求の要件の改正並びに南幌町公営住宅条例の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

都市整備課参事

議案第36号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。この度の条例改正につきましては、公営住宅の整備基準の追加、及び収入基準における本来階層を超える裁量階層の収入額の決定、暴力団員排除の一層の推進の3項目についてでございます。

資料といたしまして、別途配布しております新旧対照表、資料1から資料3までを用意しております。

新旧対照表では、改正条文全体を説明いたします。

資料1では、地域の自主性、及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる地方分権第1次一括法により公営住宅法の一部改正が行われ、地方自治体の条例化への趣旨説明と、条例化する整備基準及び収入基準の2項目に対し、国が示す参酌基準と、町が採用しようとする基準を説明した内容、さらに暴力団員排除の一層の推進を行うための改正内容を示しております。

資料2では、町公営住宅条例の改正の内容として、整備基準につきましては国の示す参酌基準と地域性を考慮した結果、良好な住居環境の確保から広場及び緑地通路までの具体的な17項目を基本的に国の基準



どおりとし、収入基準の障害者、高齢者世帯、子育て世帯等における裁量階層世帯に対しては、本来階層の世帯が収入分位25%、15万8,000円に対しまして、国が上限として示します収入分位50%、25万9,000円を町内における公営住宅の応募状況、民間賃貸事業者への影響を踏まえまして、北海道と同様に従前どおりの額として収入分位40%、21万4,000円に据置くこととした内容を説明しております。

また、資料3では、資料2で説明いたしました整備基準につきまして、具体的な数値基準を町公営住宅条例施行規則に定めようとする内容を示したものでございます。そのほとんどが国の示す参酌基準に沿った内容としておりますが、町内に道営住宅があることと北海道の地域性を考慮し、温熱環境、省エネ対策の措置などにつきましても北海道と同等として取扱うこととし、住宅仕様の基準をそれぞれ評価等級として示したものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、改正内容を説明いたします。表の中央の欄が旧条例、左の欄が新条例、アンダーライン部分が改正部分でございます。第1条では、新たに整備基準を定めることによる文言の追加規定でございます。

次に、新条例、第1章の2といたしまして、町公営住宅等の整備基準を追加するものでございます。

第3条の2から5ページの第3条の17までの規定につきましては、先に資料2で説明いたしました町の整備基準に示した規定でございます。

第41条、明渡請求、第6号では、旧条例では「第70条の勧告に従わなかったとき」としていたものを「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき」といたしまして、速やかに明渡請求ができる規定といたします。

次ページをお開き願います。第67条、敷地の目的外使用では、整備基準に関する追加条項が生じたことから、条文上の文言整理でございます。旧条項、第70条、勧告規定が、第41条の明渡請求規定により必要がなくなったことにより条項の削除でございます。

新条例、第70条、71条につきましては、旧条例第70条の条項削除による繰上げ改正でございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2項では、既存町公営住宅については、新たに追加された整備基準は適用から除外する規定でございます。

続きまして、7ページをお開き願います。資料2で説明いたしました入居資格者の収入基準における裁量階層の額の規定内容を説明いたします。左の欄が現行条文、第6条第2号イの規定でございます。右備考欄に示しました町公営住宅条例施行規則第2条第3項の身体障害者、高齢者世帯、子育て世帯者等に対しまして、21万4,000円と既に規

定済みでありまして、昨年4月1日から施行済みであることを参考条文として添付し表記いたしました。以上で、議案第36号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

続きまして、議案第37号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

本条例は、南幌町公営住宅条例を準用し、施設の運営等を行う定めでございます。ゆえに、引用します条例の条項に改正が生じたことから、本条例におきましても関係する部分について改正を行おうとするものでございます。

別途配布の議案第37号資料、新旧対照表を用意しておりますので、こちらで説明いたします。表の中央の欄が旧条例、左の欄が新条例、アンダーライン部分が改正部分でございます。中央の旧条例欄、第23条中第71条、罰則規定が、町公営住宅条例、第70条、勧告規定条項が削除され繰り下がったことから、左の新条例欄では、第70条と読み替えを行おうとするものでございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第37号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第36号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 良好な居住環境の確保というところで伺います。第3条の10のところで、町営住宅のところで、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備などと書いてありますけれども、最後の説明の中で、既存の住宅などの適用は除外規定というふうになっています。しかし、新しい基準でこのように基準が設けられていますので、本町にある住宅は、今、外観を整備したりして良くなっていますけれども、それに伴って、今までも要望がありますので、それを基準に沿って徐々に改修していく考えがあるのかどうかを伺います。

都市整備課参事 ただいまの熊木議員のご質問にお答えいたします。公営住宅の改修につきましては、一般修繕及び計画修繕さらに長寿命化等の計画を立てました修繕方法がございます。昨今の事情といたしましては、長寿命化計画などに沿い、補助対象となる事業などにつきましては、ただいまご説明申しました整備基準に沿った内容を軸といたしまして補助対象となるというようなことがございます。ただいま立てております計画内容では、各団地でそういった対応も行いたいというふうな計画も考えておりますけれども、やはり構造上、新しい基準に沿わない内容でしか改修できないといったようなことも現実にはございます。そういったようなことから、建物の状況などを踏まえまして、できるだけ新しい整備基準に

沿った内容で整備するように心がけまして、検討して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長

ほかにありませんか。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員

今の関連なんですけれども、以前、同僚議員が一般質問した経緯もありますけれども、この浴室の定義というのを教えていただきたいと思っております。浴室というのは部屋だけのことなのか、それとも、浴槽を含む、そういう施設とかも含むことを言うのか、その定義だけお願いいたします。

議 長

都市整備課参事。

都市整備課参事

菅原議員のご質問にお答えいたします。

浴室というのは、部屋だけの設備でございます。浴槽を付けた場合は、浴槽を備えるといったような基準がございまして、それは、家賃の算定の中で利便性係数というのございまして、基本的には、浴室がない場合から始まりまして、浴室がある場合、浴槽がある場合、給湯設備が整っている場合といったような段階的なランク付けがございまして、家賃に反映されるといったようなことになっておりまして、順次、この後、そういうものについて加えていくような改修になれば、家賃の改定にもつながるといったようなことと連携している内容でございます。以上でございます。

議 長

ほかにありませんか。

6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

3番の町公営住宅の各住戸には、居室内における化学物資の発散とございますけれども、これはアレルギーのことだと思っておりますけれども、このようなアレルギーを発生した場合、どのように対象にさせていただけるのかお聞かせ願います。

議 長

都市整備課参事。

都市整備課参事

佐藤議員のご質問の質問にお答えいたします。ここで記載しております環境の話でございますけれども、基本的には、いわゆるシックハウスの条項でございます。ただいま新築住宅につきましては、シックハウスの検査はもとより、使用する材料についても吟味しなければならないといったようなルールになってございます。そういったようなことから、新規の住宅につきましては、そういったようなことが発生することのないように、といったようなことで規定されておりますけれども、非常にデリケートな内容でございまして、ホルムアルデヒドなどにつきましては、具体的な商品としてはこの世にはだんだん存在しなくなってきているんですけれども、住まわれる方の健康状態によりまして非常に疾患性以外の物質もしくは日常出ますたばこのにおいですとか、そういったようなことにも過敏に反応される方も増えてきております。そういったようなことから具体的にはなかなか既存の建物で、そういったことにも対応していきたいというふうに考えておりますけれども、ほぼそういったことに全てのことを解決するというようなことには現在まだ至っていない

のが現状でございます。この基準につきましては、あくまでも新しい住宅での整備基準でございます。以上でございます。

議長　ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第37号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第37号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第36号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第37号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程43 議案第38号及び日程44 議案第39号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程43 議案第38号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について

●日程44 議案第39号 南幌町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長　ただいま上程をいただきました議案第38号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第39号 南幌町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、町公共下水道の施設の構造基準等を整備すると共に、南幌町下水道条例の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

議案第38号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。資料といたしまして、別途配布の議案第38号資料、新旧対照表と資料1を用意しております。新旧対照表では、改正条文全体を説明いたします。資料1では、これまで国の政省令で定められておりました公共下水道の構造の技術上の基準について、地方分権第2次一括法により、下水道法の一部改正が行われ、地方自治体の条例に定める趣旨説明と、排水施設の構造基準等を定めておりました下水道法施行令第5条の8及び第5条の9に示されておりました内容を参酌し、本町の下水道施設において該当する条文を確認し、適用する部分を示しております。

それでは、新旧対照表を用い改正内容を説明いたします。表の中央の欄が旧条例、左欄が新条例、アンダーライン部分が改正部分でございます。第1条では、新たに追加された施設の構造基準等についての文言追加する規定でございます。

第2条でも同じく新たに追加された排水施設に関する規定と、下水道法に追加された適用条文の追加でございます。

第4章といたしまして、公共下水道の施設に関する構造基準等を追加するものでございます。

次ページをお開き願います。新条例欄、第16条の第1号から第10号までにつきましては、先ほど、資料1で説明をいたしました排水施設に関しての構造基準の規定でございます。ただし、施設の排水管の管径及び管渠の断面積規定等につきましては、この後に条例施行規則等に定めることを予定しております。

新条例欄、第17条では、工事施行中仮設物、災害時の応急施設の適用除外規定でございます。

新条例欄、第5章から第6章につきましては、条文の追加による順次繰上げ改正でございます。

附則といたしまして、第1項この条例は、平成25年4月1日から施行する。第2項では、既存施設につきましては、新たに追加された構造基準は適用から除外する規定でございます。以上で、議案第38号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

続きまして、議案第39号 南幌町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。本条例は、南幌町下水道条例を準用し、施設の運営等を行う定めでございます。ゆえに、引用する条例の条項に改正が生じたことから、本条例においても関係する部分について改正を行おうとするものでございます。

別途配布しております議案第39号資料、新旧対照表を用意しておりますので、こちらで説明いたします。表の中央の欄が旧条例、左欄が新条例、アンダーライン部分が改正部分でございます。第12条中、中央旧条例欄、第23条、規則への委任規定が構造基準等及び適用除外規定

の追加によりまして、左新条例欄では第25条へと繰り上がったことから読み替えを行おうとするものでございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。以上で、議案第39号 南幌町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第38号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 南幌町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第39号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第38号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第39号 南幌町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程45 議案第40号 町道路線の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第40号 町道路線の変更につきましては、晩翠地区遊水地事業に伴い町道路線を変更するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 議案第40号 町道路線の変更についてご説明をいたします。この変更につきましては、晩翠地区遊水地事業に伴う道路を一部移設したこと

による変更でございます。整理番号54、旧路線名、千歳川堤防線、起点南幌町175番5地先から終点南幌町までを、新といたしましては、起点南幌町175番25地先から終点南幌町にするものでございます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第40号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程46 発議第1号 南幌町議会議員政治倫理条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

4番 本間 秀正議員。

本間議員 ただいま上程いただきました発議第1号 南幌町議会議員倫理条例制定につきましては、清浄かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的に、議員が遵守すべき政治倫理の基本的事項を定めるため本案を提案するものであります。本条例につきましては、南幌町活性化特別委員会において、道内先進議会の視察や条例内容の研究などの協議を重ね、議員総意の条例案としてまとめたものであります。新条例ですので朗読し、随時説明して参ります。

目的、第1条、この条例は、南幌町議会議員（以下「議員」という。）が、町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その人格と倫理の向上に努め、清浄かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

議員の責務、第2条、議員は、町民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し責務を果たさなければならない。第2項、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。第2条では、議員自らが町民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、議員としての責務を果たすこと、本条例の倫理基準等に反するとの疑惑をもたれたときには、自らその疑惑を解明することを規定しているものです。

政治倫理基準等、第3条、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。第1号、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。第2号、その地位を利用していか

なる金品も授受しないこと。第3号、町が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品納入契約等に関し、特定業者の推薦、紹介及び介入など不正な行為をしないこと。第4号、町職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。第5号、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。第2項、議員は、町民の模範となるよう義務及び責任を自覚しなければならない。ここでは、第1項に町民の信頼を損なう行為の禁止、公正を疑われるような金品の授受の禁止、町が行う入札行為等に関して特定の者へ有利・不利となるように職員に働きかける行為の禁止、町職員の採用、昇任、人事異動に関して、議員の地位による影響力の行使の禁止、寄付等授受への制限を明記したものです。第2項では、議員としての自覚を明記したものです。

税等納付状況報告書の提出等、第4条、議員は、次に掲げる税等の前年度分の納付状況を記載した報告書（以下「税等納付状況報告書」という。）を毎年5月1日から5月31日までに、納付状況のわかる証明書類等を添付し、議長に提出しなければならない。第1号、南幌町に係る町道民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税。第2号、南幌町に係る公共下水道使用料、農業集落排水使用料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料。第2項、年度の中途において、補欠選挙により議員に当選したとき（繰上補充、再選挙又は一般選挙による場合を含む）は、任期開始の日に属する月の翌月末までに税等納付状況報告書を、議長に提出しなければならない。第3項、前2項までに規定する税等納付状況報告書が提出されたとき、議長においてはその旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。ここでは、道・町の税等の納付状況に関する報告を義務付けました。第1項においては、納付状況報告書について、それぞれ証明書類等を添付することと規定しています。第2項では、年度中途において議員となった者への報告書提出について規定しています。第3項では、議長は報告の内容を公表すると規定しています。

調査請求、第5条、町民は、議員が第3条に規定する倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者にあつては南幌町議会議員の定数を定める条例（平成16年南幌町条例第24号）に規定する人数以上の者の連署、議員にあつては議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否の調査を請求することができる。ここでは、政治倫理基準等に違反する行為の疑いがあった場合、町民と議員の政治倫理審査会の審査請求の要件を規定しています。

審査会の設置等、第6条、議長は、前条の規定による調査請求を受けたときは、南幌町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。第2項、審査会の委員は、議員5名以内の委員をもって構成し、議長が議会運営委員会に諮って選任する。この場合において、審査の対象となる議員及び調査請求した議員は、審査会の委員となることはできない。第3項、審査会に委員長及び副委員長を置く。第4項、審



査会の委員長及び副委員長は、委員において互選する。第5項、審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。第6項、審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果を書面により報告したときまでとする。第7項、審査会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意をもって、これを公開しないことができる。第8項、審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

審査会の審査、第7条、審査会は、議長から審査を付託されたときは、調査請求の適否及び政治倫理基準の違反の存否について審査する。第2項、審査会は、前項に規定する審査を行うため、請求人、調査請求の対象とされた議員又は関係人に対し、事情聴取その他必要な調査を行うことができる。第3項、審査会は、調査請求の対象となった議員から申し出があったときは、弁明の機会を保障しなければならない。第4項、審査会は、当該審査を求められた日から起算して、60日以内に審査結果報告書を議長に報告しなければならない。

審査結果の措置、第8条、議長は、審査会の報告を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。第2項、議長は、前項の措置を講じたときは、その概要を公表しなければならない。

委任、第9条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則として、施行期日、第1項、この条例は、平成25年6月1日から施行する。経過措置、第2項、この条例の施行の際、現に議員である者に対する第4条の規定の適用については、同条第1項中「毎年5月1日から5月31日」とあるのは「この条例の施行の日の翌日から起算して30日を経過する日」とする。第3項、第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。

以上であります。議員皆様のご審議よろしく賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第1号 南幌町議会議員政治倫理条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程47 発議第2号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議

会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程48 報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告につきましては、地方自治法の規定により、平成25年度における南幌町土地開発公社の予定経営状況について報告するものであります。詳細につきましては、土地開発公社事務局長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長

それでは、報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてご説明申し上げます。資料としてお配りしております平成25年度南幌町土地開発公社事業計画及び予算につきましては、去る2月27日に開催しました土地開発公社理事会において、承認をいただいております、本定例会には予定経営状況として報告を申し上げます。

資料のご説明の前に、平成24年度の企業誘致活動状況につきまして、若干ご報告申し上げます。平成24年度の企業誘致活動につきましては、昨年の第1回議会定例会でご説明させていただいたとおり、南幌工業団地販売戦略に沿って、企業誘致活動や広告宣伝活動、新規立地企業応援キャンペーンなど、今日まで取り組んできております。主な取り組み内容として、企業との接触や訪問活動状況につきましては、2月末時点で32社、延べ76回の訪問活動を実施しております。その中で、対象業種を絞った訪問活動としまして、企業信用調査会社から農業関連企業のデータを抽出し、アンケート調査を実施しており、回答をもらった企業の中から16社に対しても訪問活動を実施しております。また、広告宣伝活動の取り組みとしましては、例年実施しているインターネット広告や企業系新聞に掲載しているほか、札幌市営地下鉄東西線へのステッカー広告を実施しております。そのほか、町職員などによる広告宣伝活動の一環として名刺広告を実施しておりますが、今年度は新たに写真を用いたデザインを追加しております。平成24年度は販売目標を分譲、賃貸いずれか1社以上を目標としていたところではありますが、現在までの実績としましては、建設用足場資材のリース業を営む企業との賃貸による契約を締結したほか、産業廃棄物等の収集運搬業を営んでいる企業と、平成24年度キャンペーン実施区画での売買契約を締結したところがございます。以上が平成24年度の主な企業誘致活動のご報告でございます。

続きまして、本題であります平成25年度の事業計画及び予算について

てご説明申し上げます。資料の1ページをお開き願います。平成25年度をもって土地開発公社は解散する予定でございますが、解散するまでの間におきましても、土地開発公社として企業誘致などの業務を積極的に取り組んで参りますので、例年どおり、公社借入金の元利償還財源に必要な分譲、賃貸面積を基本に事業計画を策定しております。

まず、1番の用地売却事業ですが、南幌工業団地で1万884.4平方メートル、ふれあいタウン稲穂の残り2区画933.40平方メートルを分譲する計画としております。次に、2番、用地賃貸等事業では、今年度賃貸開始となる企業を含めた4社分、1万8,192.77平方メートルを計上しております。次に、3番、受託事業につきましては、記載のとおり平成25年度においても、この2つの受託事業を予定しております。

以上が、平成25年度の事業計画のご説明とさせていただきますが、この計画を実現するための取り組みとして、南幌工業団地販売戦略を策定しておりますので、簡単にご説明申し上げます。

資料の後ろから2枚目、18ページをごらん願います。上段の戦略目標ですが、分譲、賃貸いずれか1社以上の成約を目標としております。具体的な取り組みといたしましては記載のとおりでございますが、企業誘致訪問活動や広告宣伝活動につきましては、大半が継続して取り組む内容となっております。その中で、①番の企業誘致訪問活動では、平成25年度においても、新規接触企業の発掘などを旨とするを目的として、業種を絞った訪問活動を実施いたします。ここには、運送業、倉庫業と記載しておりますが、今後の企業情勢等を勘案しまして、企業信用調査会社からの情報などをもとに対象業種を決めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、②番の情報媒体等を活用した広告宣伝活動では、例年実施しております広告掲載について、新聞に限定せず、ビジネス系情報雑誌などに広告を掲載したいと考えております。また、南幌工業団地パンフレットのリニューアルにつきましては、平成25年度の土地開発公社解散後におきましても使用できる内容にしたいと考えております。

続きまして、19ページをごらん願います。平成25年度の新規立地企業応援キャンペーンの内容でございます。平成24年度のキャンペーン用地については、分譲により成約に至ったところであり、キャンペーンの実施により企業からの問い合わせもあることから、平成25年度においても実施するものでございます。用地につきましては、①地番の用地2,884.44平方メートルを対象といたしますが、この用地につきましては、立地済みの企業に囲まれておりまして、将来的に拡張することができないことから、分譲単価を通常の半額にするキャンペーン内容となっております。今後において企業訪問活動やホームページなどで幅広くPRしていきたいと考えております。以上が平成25年度の主な販売戦略でございますが、事業計画達成に向けて最大限努力していく考えであります。

続いて、予算の内容についてご説明申し上げます。5ページをお開きください。平成25年度南幌町土地開発公社予算説明書につきましては、まず、収益的収入予算では、事業計画でご説明させていただいたとおり、平成25年度の元利償還財源を確保すべく、南幌工業団地等の売却及び賃貸収益を計上しているほか、6ページでは北海道住宅供給公社のみどり野団地管理受託事業収入、晩翠工業団地等の処分済地の雑草刈取料を計上しております。6ページ下段のとおり、1億2,957万9,000円の予算額となっています。

続きまして7ページをごらんください。収益的支出予算では、収入で事業収益として計上しました工業団地等の売却及び賃貸分の事業原価、工業団地販売戦略に基づく企業誘致活動経費や広告宣伝費、長期借入金償還利息を計上しております。

8ページではみどり野団地等の雑草刈取委託料などを計上しております。9ページ下段のとおり、9,055万1,000円の予算額となっています。

続きまして、10ページの資本的収入及び支出予算につきましては、収入は科目設定のみの予算でございます。

11ページの支出では長期借入金償還元金額を計上しております。1億1,333万3,000円の予算額となっております。

12ページ以降の財務諸表関係につきましては、只今ご説明させていただいた予算内容で、計画どおりに執行された場合の年度末の経営状況を示しておりますので、説明は省略させていただきます。以上で、平成25年度南幌町土地開発公社事業計画及び予算の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告については報告済といたします。

昼食のため1時30分まで休憩をいたします。

(午前11時50分)

(午後 1時30分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第3号から追加日程8 報告第2号までの8議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第3号から追加日程8 報告第2号までの8議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第3号 平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 (朗読により説明する。)

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第3号 平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第4号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員  
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木議員

1番 熊木 恵子議員。

事前にお聞きすればよかったですけれども、これは賛成するものです。道内かどうか、全国ででもいいんですけれども、どれぐらいの患者さんがおられるのか、それがもしわかればちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長  
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

大変申し訳ございません。そこまで今の段階ではちょっと把握していないんですけれども、大至急、調べてご連絡いたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第4号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 発議第5号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

(朗読により説明する。)

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第5号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」の制定を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程4 発議第6号 生活保護の改定に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第6号 生活保護の改定に反対する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程5 発議第7号 環太平洋経済連携協定(T P P)への交渉参加に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員  
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第7号 環太平洋経済連携協定(T P P)への交渉参加に反対する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありま

せんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程6 発議第8号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員  
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第8号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程7 議案第41号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第41号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第8号)につきましては、この度の低気圧通過に伴う大雪により除排雪経費の追加及び財政調整基金積立金の減額が主な理由であり、歳出項目内での増減のため、歳入歳出予算総額の補正はありません。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第41号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第8号)の説明を行います。

5ページをごらんいただきたいと思っております。歳出、2款総務費1項3目財産管理費、補正額1,499万3,000円の減額でございます。25節積立金、財政調整基金積立金1,499万3,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。この結果、平成24年度末残高につきましては、8億2,400万円の見込みとなります。

次ページに参ります。7款土木費2項2目道路維持費、補正額が1,499万3,000円の追加でございます。13節委託料で1,499万3,000円の追加でございます。

別紙資料により説明をさせていただきます。町道除排雪業務の資料をごらんいただきたいと思っております。一番右欄に平成25年2月28日現在

の状況をそれぞれ記載をさせていただいております。参考までに累計の降雪量につきましては、2月28日現在で6メートル22センチでございます。その後、3月に入りまして、相当雪が降っております。昨日の累積の降雪量で6メートル91センチという状況でございます。下から2段目をごらんいただきたいと思っております。今回の補正は、まず、除排雪業務の機械借上料の補正でございます。一番右欄に、2月の補正で、臨時会で補正をさせていただきました。その時は、1,309万3,000円の追加をさせていただきました。その結果、現予算としては、7,096万3,000円の予算があるところでございますけれども、2月28日現在で既に6,572万円ほどの支出を行っているという状況でございます。その後、3月に入り、雪が多かったことと、今後の見込みを含めまして、予算書にありますとおり1,403万7,000円の追加をするものでございます。

次に、一番下段になります雪捨て場管理につきましては、これにつきましても排雪量が多いことから、雪捨て場の管理期間を10日間延長するために今回95万6,000円を追加させていただくものでございます。以上、補正額の変更もなく、予算総額の変更もございません。以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 援助排雪件数のことでちょっと伺いたいですけれども、この表の中で、緑町と西町ということで24年度はなっていますけれども、これはほかにも市街地にあるんですけども、そういう所は要望があってこれが実施されるのか。ほかの地域では全くその要望がないのか、そこをちょっと教えてください。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 ただいまの質問でございますが、この援助排雪につきましては、町内会などから申請が来て、するということでございます。今回は緑町と西町から申請が上がってきて、この2件をやったということでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第41号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



●追加日程 8 報告第 2 号 平成 25 年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

10 番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

平成 25 年 3 月 14 日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。議案第 11 号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 12 号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 13 号 南幌町総合計画策定条例制定について、議案第 14 号 町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第 15 号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第 16 号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例制定について、議案第 17 号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 18 号 平成 25 年度南幌町一般会計予算、議案第 19 号 平成 25 年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第 20 号 平成 25 年度南幌町病院事業会計予算、議案第 21 号 平成 25 年度南幌町下水道事業特別会計予算、議案第 22 号 平成 25 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 23 号 平成 25 年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第 24 号 平成 25 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、以上、14 議案について、3 月 11 日から 14 日までの 4 日間において慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。以上です。

議長

只今の委員長報告についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは、採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

議案第 11 号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12 号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 南幌町総合計画策定条例制定について

議案第 14 号 町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15 号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例制定について

議案第17号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 平成25年度南幌町一般会計予算

議案第19号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成25年度南幌町病院事業会計予算

議案第21号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成25年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成25年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成25年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上14議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本14議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 2時13分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_